

子連れの離婚をする前に

The Best Parent is Both Parents

堀尾英範

目次

はじめに

12

第一章 結婚には大きな利点がある

結婚の大きな利益

14

ホワイトヘッド博士が証言している

14

結婚から得られる大きな利益

16

結婚の状態により、その人の死亡率は大きく異なる

17

第二章 誰でも幸福な家庭を築くことができる

オバマ大統領も述べている

20

「カリフォルニア、健全な結婚の育成」California Healthy Marriages Coalition

21

「国家結婚プロジェクト」The National Marriage Project

21

「健全な結婚のための情報提供センター」National Healthy Marriage Resource Center

23

アサーティブネス（意見表明）が必要

お勧めするコミュニケーションの技法

コミュニケーションについて（1）

コミュニケーションについて（2）

人間関係の教育が必要

こうして対人関係は失敗する

こうして交渉はうまくいく

幸福感を増すための方法がある

第三章 人はなぜ離婚するのか

離婚研究の歴史

ジョン・ゴットマン博士は、離婚が予測できる

「健全な結婚の先導」 Healthy Marriage Initiative

離婚予防のガイド

「健全な結婚と家族についての情報センター」

なぜ女性は男性のもとを去るのか

タイムマネージメントが必要

ジョン・グレイ博士の話

コミュニケーションには男女差がある

コラム① 配偶者と会わないのは良くない

コラム② ビジョンとハードワークが必要だ

コラム③ 映画「プリティ・ウーマン」から学ぶこと

コラム④ ラブコメディーは離婚を招く

第四章 離婚は子どもに悪影響を及ぼす

ジュディス・ウォーラースタイン博士の驚きの発見 Judith Wallerstein

離婚は子どもに悪影響を及ぼす

離婚が子どもに与える衝撃

ネルソン小児科学も述べている（18版、2007年）

離婚の問題点・子どもの視点

親が離婚すると子どもも離婚しやすい

第五章 父親は重要な役割を果たしている

父親の役割は重要

父親の役割に関する文書

85 75

第六章 連れ去りは子どもにずっと悪い影響を与える

連れ去りが子どもに与える悪影響

米国における連れ去り有罪化の歴史

連れ去りは、なぜ児童虐待か(1) (米国の論文)

連れ去りは、なぜ児童虐待か(2) (私の理解)

106 103 101 98

第七章 児童虐待

児童虐待と親の関与

体罰と児童虐待の鑑別

(付録) 夫婦喧嘩とDVの鑑別

117 115 111

第八章 離婚産業が原因だ

家族法の弁護士による非倫理的な営業行為

Unethical Practices by Family Law Lawyers and Flaws in the Legal System

離婚産業に関する文書

コラム⑤ 私は保健学を40年間学んできました

コラム⑥ やつらは、白状している

第九章 子どもへの悪影響を最少にするために

「Out of Touch」という本から学ぶ

怒りを静めること…離婚に際して、子どもを守ること

離婚後の引越しは制限されるべき

子どもに会えなくなった親が今できること

離婚の正しい用語を使う

「争いの非敵対的な解決」

争いを減らす本

争いを解決する技術

小児科医が果たすべき役割がある

日本の小児科医は役割を果たしていない

第十章 ハーグ条約は締結されたが……

ハーグ条約の締結

ハーグ条約に関する日米シンポジウム（2011年8月5日）

パブリックコメント

外務省のハーグ条約シンポジウム（2013年1月16日）

ハーグ条約についてのCRCのブログ

「ハーグ条約の実施に関する法律」は、悪い

第十一章 子どもの権利を守るべきだ

Wikipedia 「子どもの権利」

カナダ議会の特別委員会「子どもの権利」を守るべき

子どもの最善の利益とは何か

「僕が父と母に望むこと」

子どもの権利の具体的内容を明確にすべきだ

第十二章 親子の交流を充分に行うべきだ

親と子の関係は、離婚後も存続するべき

CACASSの小冊子「子どものための時間」

乳児も親子交流が必要だ

子どもに会いたくないと言われたらどうするか (その①)

子どもに会いたくないと言われたらどうするか (その②)

法務省が面会交流パンフレットを作成した

面会交流について決めるのはいつか

どのような親子の交流が望ましいか

父親と子どもは多くの時間を一緒に過ごすべきだ

子どもへの手紙をどうかけばよいか

NHK「親と子が会えない」

祖父母との面会交流も必要

第十三章 共同養育（共同親権）が最も良い

共同養育の歴史

共同親権とはどのようなものか

共同親権へ移行するところなる

共同の養育と養育計画 Shared Parenting and Parenting Plans

共同親権という言葉

共同親権 Q and A

合意形成の困難さは生じない

共同養育の真偽表

家庭レベルの共同親権を実現しよう

共同養育の文献

共同親権は人々に支持されている

父親は親子関係を切られるから養育費を払わなくなるのか

共同養育に関する誤った考え

「オーストラリアにおける、別居後の父親に関する政策の変遷」

(Changing Policies Regarding Separated Fathers in Australia)

コラム⑦ 共同親権のアニメーション

第十四章 養育計画が必要

養育計画はどのようなものか

養育計画のサンプル

第十五章 共同親権運動を遂行しよう

欧米の父親の権利運動

英語版 Wikipedia 「父親の権利運動」の記事より

ジーン・シャープ博士の理論から学ぶ

はじめに

見知らぬ土地を初めて旅行する人は、ガイドブックを頼りにします。しかし、結婚する人は、結婚生活のことをあまり知らないのに、適当なガイドブックも無しに、共同生活を始めます。英語では、米国の政府機関は、結婚生活の案内の情報提供をしていますが、日本では、政府機関による情報提供は見当たりません。日本においては、人類がこれまでに蓄積した知識は、必ずしも生かされていません。

日本でも弁護士が書いた離婚の本があります。しかしそれは野口教授の言う「供給者の論理」で書かれたものです。それは供給者の利益を最大にするためのものです。タバコを吸った方が良いかどうかをタバコ屋に聞くようなものです。

日本において心理学系のサイトには、有用な心理学的情報はあまり見当たりません。英語なら、国際機関、外国の政府機関、大学、学会などが、有益な心理学的情報を無料で提供しています。Wikipedia も充実しています。私は、いくつかの項目について、英語の Wikipedia の内容を訳して、日本語の Wikipedia に加筆しました。

私は、家庭に関する情報を英語で収集しましたが、この本は、そうして集めた家庭の知識を、供給者ではなく、ユーザーの観点からまとめたものです。これまで、自分のブログに書

いてきたものを、大幅に修正しながら、順番に並べました。

第一章 結婚には大きな利点がある

結婚の大きな利益

結婚した当人には大きな幸福感が感じられます。それだけではありません。研究によれば、結婚している人は、そうでない人に比べて、健康で、寿命が長く、経済的に豊かで、精神的に健康です。

また、結婚している夫婦の子どもは、そうでない夫婦の子どもと比較して、学業成績に優れ、精神的に安定し、社会に出てからの地位も高く、自分の結婚生活も円満です。

ホワイトヘッド博士が証言している

ニュージャージー州立大学のバーバラ・ホワイトヘッド博士は、国家結婚プロジェクトの副代表です。ホワイトヘッド博士は、2004年4月28日に、アメリカ合衆国上院の「子ども

もと家庭に関する分科会」で、次のような証言をしました。

<http://www.healthymarriageinfo.org/resource-detail/index.aspx?rid=3032>

「結婚は何のためでしょうか。

結婚している人は、結婚していない人に比べて、多くの点で、より望ましい状態にあります。平均的には、結婚している人は、独身の人や離婚した人や同棲している人と比較して、より幸福であり、より裕福であり、より長寿であり、より大きな性的満足を得ています。

結婚は、男性に対して、より健康的な習慣を身に付けさせて、より長寿をもたらします。

女性は、結婚により経済的に利益を受けます。同棲している母親や母子家庭の母親と比較して、結婚している母親は、援助の手を多く差し伸べられ、精神的な支援を多く受け、子どもへの父親や親族により肯定的に関与します。実際に役立つ援助や、精神的な支援を受けると、結婚生活のストレス、不安、抑うつ症状は減少し、母親としての効果的な育児のための能力は高まります。

結婚した父母と共に育った子どもは、その他の形態の家庭で育った子どもに比べて、経済的、社会的、教育的、精神的などの広範囲の観点から見て、より良好な状態にあります。両親がそろっている子どもは、4年制の大学の学位やそれ以上の学位を取得する割合も高く、親が離婚した子どもや、片親の子どもに比較して、より良い職業に就きます。」

結婚から得られる大きな利益

結婚から大きな利益が得られます。私は、その利益について調べ、Wikipedia「離婚」の「結婚から得られる利益の喪失」に、次のように加筆しました。

人は、結婚から大きな利益を得るが、離婚により、その利益は失われる。学歴や職歴が同じであれば、結婚している男性は、独身や離婚後の男性よりも、平均して、より多くの収入を得る。結婚している男性は、より健康で、精神的に安定し、より長生きする[1][2]。(例えば、40歳の時点で離婚している者は、結婚している者に比べて、男性で約10歳、女性で約5歳、寿命が短くなる[3])。

結婚している女性は、独身、同棲中、離婚した女性と比較して、経済的に、より豊かになる。ストレスが少なく、幸福感がより強くなる。また両親が結婚している子供は、片親や、親が再婚後の子供と比較して、学業成績がより良好で、精神的なトラブルが少なく、成人しからの社会的地位がより高く、結婚生活もうまく行く。子供は両方の親から多くを学ぶのである。また結婚した家庭は、地域における人間関係の拠点になり、社会のネットワークに貢献する[4][5][6]。離婚により、こうした結婚の利点は失われる。

[1] http://www.nytimes.com/2010/04/18/magazine/18marriage-1.html?_r=0

- [2] 「The Case for Marriage: Why Married People are Happier, Healthier, and Better off Financially」
- [3] http://www.ipss.go.jp/syoushika/tonkei/Popular/P_Detail2008.asp?hname=T05-22.html&title1=
- [4] 「Why Marriage Matters」 Wilcox et al. Institute for American Value
- [5] 「独身者は損をしている」アメリカ価値研究所
- [6] Whitehead, アメリカ合衆国上院、子供と家庭に関する分科会、証言

結婚の状態により、その人の死亡率は大きく異なる

離婚すると男性では10年、女性では5年も寿命が縮むというのは、驚くべきことです。医学系の論文では、この問題をどう見ているのでしょうか。

結婚しているかどうか、その人の死亡率を大きく左右するのであれば、それは公衆衛生上の大問題ですが、日本の疫学系の論文にはあまり見かけませんでした。ネットで検索しても、あまりヒットしません。例えば、コーヒーが健康に及ぼす影響を調べる場合には、タバコの影響を取り除いて比べる必要があります。結婚の有無についても、同じような配慮が必要です。

①東北大学教授だった坪野先生の論文解説に、「結婚すると総死亡率が下がる」という文章

があります。

<http://apitalasahi.com/article/tsubono/2012111200151.html>

坪野先生は「95の文献で報告されている数値を集計し総まとめをしたところ、一度も結婚したことがない人は、結婚している人より、総死亡率が1.30倍高かった」という報告を紹介しておられます。

私は以前より、坪野先生を心から信頼しています。坪野先生がいつも読んでおられる医学雑誌は、権威ある有名な医学雑誌です。また、読んでおられる論文も、医学的に重要で、信頼できる論文です。

この件について、日本の統計を見ると、結婚している男性と離婚した男性を比較すると、寿命が10年も違っています（40歳の男性）。タバコで平均寿命は10年短くなりますから、男性の場合は、タバコに匹敵するリスクであることになります。いずれにしても、公衆衛生上の大問題であるということです。なお、女性の場合、平均寿命は5年短くなります（上記の文献[3]）。

②「The case for Marriage: Why married People are Happier, Healthier and Better off Financially」という本の紹介文にも、「男性が離婚すると、タバコを毎日1箱吸うのと同じだけ寿命が短くなる」と書いてあります。

③ 「結婚状態と死亡率」という論文（産科と婦人科、75巻1号、2008年、廣井正彦）は、「健康な人だけが結婚できて、不健康な者は結婚できない」のではなく、「結婚は、経済的、社会的、身体的な利益をもたらす」と述べている論文を紹介しておられます。

廣井先生は「Schwartzらは、両親が離婚した子は、離婚しない子に比し、平均4年早く死ぬとしている」と述べておられます。

そのSchwartzらの論文は、子ども時代の心理社会的状況が、大人になってからの死亡率に及ぼす影響を調べたものです。このSchwartzらの論文のグラフを見ると、両親が離婚した子どもは、男性も女性も、約4年ほど寿命が短くなっています。（American Journal of Public Health、85巻6号、1995年、p1237-1245、「Sociodemographic and Psychosocial Factors in Childhood as Predictors of Adult Mortality」）

また、廣井先生の論文には、Martinらのグラフが載っています。親が離婚した子どものうち、自分の人生に満足している子どもでは寿命の短縮は起きないが、不満な子どもでは寿命が短縮するというグラフです。離婚そのものが、直ちに全ての子どもを短命にするのではないということです。

第二章 誰でも幸福な家庭を築くことができる

幸福な家庭を築くための知識や技術は、誰でも習得することが可能です。ただし、整理されてまとまった知識は、米国の政府機関などから、主に英語で提供されています。日本の政府機関では、ほとんど見当たりません。

オバマ大統領も述べている

オバマ大統領は次のように述べています。「研究より明らかであるのは、結婚教育のプログラムを受講すると、結婚したカップルが長く一緒に暮らす上で大きな効果があることで、また同棲する未婚のカップルが長続きする関係を築く上でも大きな効果があることです。」

「The Audacity of Hope: Thoughts on Reclaiming the American Dream」オバマ著 (p334)

「カリフォルニア、健全な結婚の育成」 California Healthy Marriages Coalition

「カリフォルニア、健全な結婚の育成」は、米国厚生省が出資するNPOです。この組織のホームページにある文書は、次のように述べています。

「結婚教育の効果について、100以上の研究をメタ解析したところ、結婚教育には効果があるという明白な証拠が得られました。結婚教育は、争いを減らし、コミュニケーションを改善し、親としての技術を高め、関係を安定させ、結婚の幸福度を高めます。」

<http://canmarriage.com/research/index.aspx?nv=8&pg=31>

このように、結婚の人間関係を改善することは、可能なのです。

「国家結婚プロジェクト」 The National Marriage Project

また、国家結婚プロジェクトは、バージニア大学で行われているプロジェクトです。このホームページ内に、次のような文があります。それぞれの文に、簡単な説明文が付いています。それぞれ、実証的な調査研究に基づいた報告です。

最も幸福な結婚生活を送る夫はどのような人か

- (1) 満足する性生活を送っている
- (2) 妻にしっかりと関与している
- (3) 妻に対して気安くいろいろしてあげる
- (4) 子どもを欲しがり、子どもを育てたいと思う
- (5) 生活の中で信仰を実践する

非常に幸福な妻の秘密は何か

- (1) 満足する性生活を送っている
 - (2) 夫にしっかりと関与している
 - (3) 夫に対して気安くいろいろしてあげる
 - (4) 一つの家族としての精神的なつながりを築く
 - (5) 社会からの支援や交流を求め、それを楽しむ
- 夫も妻も、1番目に重要なのは、性的な満足度です。これも、関係する知識の習得や、相互のコミュニケーションが効果のある事からです。また、夫も妻も、2番目は関与です。相手としっかりと向き合って、相手の希望を把握して、それを満たすということです。

「健全な結婚のための情報提供センター」

National Healthy Marriage Resource Center

米国の「健全な結婚のための情報提供センター」は、米国厚生省や民間基金から資金提供を受けている団体です。

以下は、同センターの結婚や離婚問題のエキスパートが勧めている内容です。

長く続く健全な結婚生活のために大切な10のアドバイス

- (1) しつかりと相手に関与すること
- (2) 質の高い時間を一緒に過ごすこと
- (3) ユーモアのセンスを持つこと
- (4) 健全なコミュニケーションの仕方を習得すること
- (5) 大きな効果を持つちょっとした小さなことをすること
- (6) 争いの仕方を選ぶこと
- (7) 相手に口出しをせずに、自分の問題に専念すること
- (8) 信頼と安心をつちかうこと
- (9) 自分たちの関係についてのビジョンを作成して共有すること

(10) 助けを求めて人に聞くことを恐れないこと

ここでも重要とされることは、コミュニケーションと相手への関与です。次も、結婚や離婚問題のエキスパートが述べたことです。

結婚生活が離婚に終わる10の原因

(11) 結婚に非現実的な期待を持つこと

(12) 基本的な価値観が異なること

(13) 結婚生活の維持に必要な「相手への十分な関与」に欠けること

(14) 結婚生活が性的でなくなる

(15) 結婚の外に情事があること

(16) 妊娠をどうするかについてトラブルがあること

(17) 効果的なコミュニケーションができないこと（これが最大の離婚理由）。

それにより、争いを解決するすべが無いこと

(18) 結婚がどのようなものかについて、誤った情報を信じていること

(19) 愛されたいと思っているが、愛し方を知らないこと

(20) 健全な結婚生活の実例をあまり知らないこと

エキスパート達は(17)「効果的なコミュニケーションができないこと」が最大の離婚理

由であるとしています。コミュニケーションが円滑に出来ないと、トラブルを解決するすべが無いのです。そして、トラブルから来る苦痛はいくらでも蓄積して行きます。

アサーティブネス（意見表明）が必要

コミュニケーションにおいて、まず必要なのは、自分の意見を相手に表明することです。アサーティブネスとは、自分の要求を、相手を傷つけることなく、相手に明らかにすることです。自分の側の事情を説明し、自分の要求を相手に説明しますが、それによって相手との関係が壊れることが無いのが、アサーティブネスの技法です。

例えば、赤ちゃんは親にいろいろ要求しますが、それによって親子関係が壊れることはありません。遠慮されるより、はっきり言ってもらった方が、良い場合があります。全ての人間関係が、一つのことを奪い合っているわけではありません。自分の思いは、相手に伝えなければ、相手には分かりません。意見表明をすればうまくいく場合も多くあります。相手に不快感を与えずに意見表明することが可能であるということを理解する必要があります。

(1) 私は英語版 Wikipedia の *assertiveness* を訳して、日本語版 Wikipedia の「アサーティブネス」の項目を作成しました。以下は、その一部分です。

「アサーティブネスは、コミュニケーションの一つの形態であり、戦略でもありません。アサーティブな人は、自分の心の中を開示することを恐れませんが、相手に影響を及ぼそうとせず、相手の『個人の境界』を尊重し、逆に相手の攻撃的な侵入から自分を守ろうとします。

アサーティブであることの効果は、あなたをどう扱えば良いかが他の人に分かって、あなたの扱いについて曖昧な点が無くなるということです。

アサーティブな人々は、自分の感情、考え、希望を自由に表明できると感じています。自分の権利が何であるかを知っています。自分の怒りをコントロールしていますが、それは怒りを押さえ込むことではありません。その瞬間だけは怒りをコントロールして、後になって、討論しようとする口調で、話をするのです。

アサーティブネスの技法

『壊れたレコード』という技法は、不当な抵抗に出会ったら、その都度、自分の要求を繰り返して述べるという技法です。

『のれんに腕押し』と呼ばれる技法は、敵対者があなたを批判しても、その言葉の一部に限定的な真実を見出して、それに賛成するという技法です。相手からの批判の一部を賛成しても、それは相手からの要求を受諾するというものではありません。

『私』を主語にして述べると、相手への評価を表明したり、相手を責めたりすること無く、

自分の立場における感情や希望を、相手に伝えることができます。」

(2) B B Cは、アサーティブネス(意見表明)について、次のように述べています。

「アサーティブネスについてよく学んだ人は、他人の利益のために自分が迫害を受ける場合に、怒ったり攻撃的になつたりせずに、そのように扱われたことに対して効果的に対応することが出来ます。明瞭で、落ち着いた、率直なコミュニケーションは、自分の立場が理解され、迫害されない人間関係を樹立するための手段として、大きな価値を持っています」。

お勧めするコミュニケーションの技法

「Fighting for Your Marriage」という本があります。この本の筆者らは、PREPというカップルを教育するプログラムを開発しました。PREPは、良好な人間関係をもたらすための態度や、コミュニケーションの技法をカップルに説明する教育プログラムです。この本は、そのPREPの内容を説明したものです。

(Prevention and Relationship Enhancement Program)

<https://www.prepinc.com/>

この本が勧める技法は次のようなものです。

「(1) 話し手と聞き手の技法 Speaker-Listener Technique

テレビのリモコンのような小物を持った人が発言権を持って、自分の意見を言います。発言権を持っていることを明瞭にするために、何か小物を持つことが勧められています。聞き手は、話し手が述べた内容を、自分の言葉で要約して復唱します。復唱するだけで、反論をしません。話し手が2、3の文を述べたら、リモコンを渡して交代します。この技法では、問題解決を目指さずに、相互の発言を理解し合うだけです。

(2) 時間切れ

論争がエスカレートしそうになったら、時間切れにして、また後日話をすることにします。

(3) 撤退(ひきこもり)を避けること

二人の関係を良好に維持するために、論争を避ける目的で、撤退して引きこもるのは大きな誤りです。撤退には、関係を破壊する力があります。撤退は、関わり自体を否定することです。自分と相手の意見の違いに、目を背けることなく直面し、相手の利益を考慮し尊重する必要があります。

(4) 少なくとも週に1回は話し合いの時間を持つこと

著者は、毎週決まった時間に話をすることを勧めています。30分もあれば多くのことを話し合うことができます。お金のこと、家事分担のこと、子どものこと、セックスのことなど

を十分に話し合って、相手の納得と了解を得るのは重要なことです。」

ところで、この結婚教育プログラムPREPは、12時間の講習を受けると、結婚後5年以内の離婚を半減させるくらいの効果があるという報告があります。別の報告では、離婚を3分の1に減らすそうです。受講後、直ちにカップルの関係が改善されるそうです。多くの受講者は、このPREPプログラムのうちで最も効果があったのは、話し手と聞き手の技法であると答えています。

「話し手と聞き手の技法」では、相手の意見を聞くだけです。反論をしません。それでうまく行くのです。コミュニケーションの失敗は、主に相手の話をよく聞かないことが原因であると分かります。我々は、相手の事情や希望をよく知らないのに、自分の事情や希望だけを一方的に主張しているのです。「8割聞いて2割話す」くらいでちょうど良いということです。

コミュニケーションについて (1)

Retrouvailleという組織は、意志の疎通（コミュニケーション）について、次のように述べています。

Communication and Having Fun

<https://www.retrouvaille.org/pages.php?page=29>

「相手の言葉を復唱することは、相手の軌跡をたどっていることを示すものです。『あなたが言うのは…』『私が聞くのは…』『あなたが感じているのは…』」

情報の伝達は、送り手の信用度によります。他の者があなたを信用していないのであれば、あなたの言葉に耳を傾けようとはしないでしょう。あなたの信頼性、正直さ、権限について他の者がどう見ているかが、鍵となる重要な要因です。

全ての文化において、男と女は異なったコミュニケーションの仕方を知っておいて下さい。西洋文化においては、男達は自分の感情を容易には表明しません。

ある研究によれば、結婚したカップルのうち、幸福な人達とそうでない人達の間で、コミュニケーションのパターンを比較したところ、幸福なカップルは2人でよく話合っていることが判明しました。幸福なカップルは、広い範囲の話題について、2人で話し合っていました。また、何が起ころうともコミュニケーションの回線を開けたままにしていました。そして、お互いの感情に対して敏感でした。また、非言語的なコミュニケーションを多く行っていました。

何度も何度も十分にコミュニケーションをして下さい。あなた方のくい違いには、直ちに

対策を立てて下さい。不満をためないようにしてください。苦痛や困ることについて、互いに話し合ってください。あなたが自分の関心事について1度口に出しても、相手の配偶者が気にしていないときには、もう1度口に出して下さい。人が不満を覆い隠したとしても、その不満はやがて沸騰し、火山の噴火のように混乱を起こします。」

私は復唱を、診療でも常に使っています。患者さんの言っていることを確認し、内容がきちんと伝わっていることを患者さんに伝えるためです。聞き取りの最後に、例えば「普段と違うのは、昨日から熱があつて、食欲がなくて、喉が痛いことですね。他にはありませんか」などと、繰り返しています。

コミュニケーションについて (2)

①「ロミオとジュリエット」は、相手の事情が分からなかったことによる悲劇です。思いがけないことは、とかく起こるものなので、相手と十分にコミュニケーションを行うことが必要です。

②コミュニケーションを行って、相手の事情(外面)と、希望(内面)を理解する必要があります。

③カール・ロジャースは、「他人を真に理解することが、どれほどむずかしく、どれほど大きな価値があるか、はかりしれないものがある」と述べたそうです。カール・ロジャースは、来談者中心療法の創始者です。来談者中心療法では、治療者は、来談者を受容して話を聞くことに重点があり、来談者にあまり指示しません。治療者が話を充分に聞くだけで、来談者の精神状態は改善するのです。

人間関係の教育が必要

米国版 wikipedia の Relationship education にあった以下の様な記事を、私は、日本語に訳して日本語版「人間関係の教育」に加筆しました。この記事は、主にカップルの人間関係を対象としています。

- ・全ての男性と女性は、互いの差異にうまく対処する良い方法を学ぶことができる。あらゆる人間関係には多くの不一致が付きものだが、それを認めてうまく対処するための方法を学ぶことができる。
- ・優しい応対を楽しく頻回に行うことや、人生に付きまとう辛いことに対して前向きな説明を行うことは、感情の負の連鎖を避けるうえで大きな価値がある。これに対して、相手

を責めるような説明は、深刻な害を引き起こす。

・うまく行くカップルと失敗するカップルには、異なる点がある。絶え間ない紛争に発展させることなく、互いの差異を容認するような環境をつくることができるかどうか、鍵となる違いである。これは学ぶことができる。

・トランプがある状況では、相手の考え方を理解し、相手が重要な存在であると認めて尊敬を示すことは、欠くことのできない重要な事項である。その場合に、言葉の数が増えることがゴールではなく、関係を樹立することがゴールである。

・困難な時に相手を責めることは、たいてい誤りである。他の多くのカップルも、あなたと同じ戦いに直面するが、この事実を認めて友好的に解決するように努めた者は、愛情深い関係を続けているのである。幸福なカップルは、互いの差異を認めて、戦いを避けて愛情を増すような方法を選択しているのである。

・解決が困難な場合には、その問題を扱うのに最も適した時が来るのを待つことが重要である。ただし、対策が必要なものは、ごく一部の事項である。不滅の愛を育てようと積極的に努力する環境下では、時間が経過すれば大半のつまらない喧嘩は、時間の経過により重要性を失い自然に消滅する。

・全てのカップルは、少なからぬ数の一生続く対立や意見の不一致を抱えている。成功するカップルでは、それを棚上げにして、互いの差異を容認し、喜びや幸福を見つけ、意見の一致する領域に愛情を育て、相手に深くポジティブに関与し、互いの関係を意欲的に育てるのである。

・相手が何を求め、何を望み、何を認め、何を楽しむかを知ることが、必要不可欠なことである。そして配偶者が好むことを実現するよう、あなたは全力で努力しなければならない。配偶者が日常生活の中で何を望むかを十分に理解すれば、自分との違いにあなただけは驚くであらう。

こうして対人関係は失敗する

交渉に関する本などによれば、人が対人関係を失敗する原因やその仕組みは、次のようです。

(1) 相手の行動の意図を悪く受け取ること

相手の行動の意図を推測するのですが、それが誤っているのです。

社会心理学の一つに帰属研究というのがあります。相手の行動に対して、その行動の意図

を正しく認識したかどうかを調べる研究です。

人は、相手の行動の意図を、悪く受け取る傾向があります。相手の行動の意図は、容易には分からないのですが、「相手のことは、分からない」とせずに、勝手に想像して判断してしまうのです。そして、相手を最低の人間として評価してしまうのです。コミュニケーションが悪いとこのように判断するわけですが、この判断は、さらに関係を疎遠にしてコミュニケーションを悪化させます。

つまり、自分の行動の意図を相手に充分に伝えておかないと、最低の動機を持っていると即断されてしまう恐れがあるということです。

進化の過程で、相手の意図を常に好意的に受け取る人は、時にはひどい目にあって淘汰されたのです。相手の意図を悪く受け取るような用心深い人だけが生き残ったのです。

(2) 自分の行動は甘く、相手の行動は厳しく判断すること

自分がその行動を行った事情について、自分は良く知っています。例えば、自分が遅刻した場合、その「止むを得ない事情」を自分はよく知っているわけです。また、自分の行動については、共感的に判断します。自分の痛みはよく分かります。懸命に努力したが、体調が悪かったので仕方が無いと判断するようなことです。

ところが、相手が遅刻した場合は、「会社を軽く見ているからだ」とか、「社会人としての

基本的な常識に欠ける」などと判断します。何か事情があるかもしれないのに、それを知らないで、簡単に相手の全責任にしてしまうのです。

(3) 戦いでは何か攻撃されると仕返しをすること

ゲームの理論において、最も高得点を得るのは「仕返し戦略」です。繰り返してゲームが行われる場合には、1回目はまず友好的な態度に出て、その後は相手の出方に対して仕返しをする戦術が、最も高得点を得ます。相手が友好的ならこちらも友好的に対応し、相手が敵対的ならこちらも敵対するという戦略です。この傾向は、私たちの遺伝子に強く焼きついているはずで

しかし、この戦略には欠点があります。両者共にこの戦略を採用する場合、なにかの拍子に敵対的な対応が始まると、報復は報復を呼んで、攻撃が永久に続きます。

相互に「相手が悪い」と思つて攻撃し合うような状況を放置すると、それは永久に続くので、途中で報復を止めないといけません。中断や延期など、報復の応酬を、意識的に止めることが必要です。

(4) 戦いになれば、何としても勝とうとすること

戦いになった場合には、その戦いに何としても勝とうとする傾向があります。

通常、勝者には榮譽が与えられます。勝者は、「すばらしい」と賞賛され、敗者は、「怠け

者」、「身の程知らず」などと言われます。勝者は高揚し、敗者は落ち込みます。

二つの会社から同じような製品が売られている場合、わずかでも性能の良い方がシェアを伸ばします。わずかな差でも結果には重大な差が出ます。わずかでも勝ったほうが、利益の全てを受け取るのです。ささいな事が元で、大きな喧嘩になるのは、それが理由です。

こうした傾向により、我々は対人関係を失敗するのです。

自分の意見を表明するのは、第一段階です。相手の意見を把握するのは、第二段階です。

しかし、それだけでは不十分です。第三段階は交渉です。交渉では、我々は、何をどうすれば良いのでしょうか。

こうして交渉はうまくいく

オバマ大統領は、ハーバード大のロースクールを卒業しています。ハーバード大は、1970年代より交渉の研究を行っており、交渉の研究では、世界の主導的な地位を占めています。

ハーバード大の交渉本は、相互に満足する *win-win* の解決を目指すものです。しかし、全ての交渉がうまく行くことを保証してはなりません。高価な商品を安く買おうと

しても、初めから無理な取引もあります。また逆に、交渉の技術の必要も無く、初めからうまく行われている取引もあります。

交渉によりうまく行くのは、どんな場合でしょうか。交渉本によれば、それは次のような場合です。

(1) オレンジの例

多くの本に載っている例です。一つのオレンジを求めて2人の姉妹で争っていたのですが、実は姉はオレンジの皮だけ欲しかったことが分かり、2人とも自分の求めるものを手に入れたという例です。真に求めているものが何であるかをコミュニケーションにより把握して解決に至った例です。

(2) 野球選手の例

野球選手の年俵交渉がうまく進まない時に、出来高払い制を取り入れると話がまとまることがあります。これは、次期シーズンの活躍の予測に差がある場合に有効です。選手と球団との予測の差がどこにあるかを突き止めて、それに合致するように年俵を決めるのです。

(3) ケーキを分け合う例

ケーキを2人で分ける場合に、一人がケーキを切って、他方が選択するやり方です。遺産を2人で分ける場合に実際にこの方法が行われることもあるそうです。

(4) 自分の立場に固執しないこと、しかし安易な妥協はしないこと

互いに自分の立場に固執すれば、交渉は行き詰まります。交渉は力の戦いとなり、どちらが勝っても、双方が満足する解決は得られません。

また逆に、簡単に譲ってしまえば、交渉自体は容易に妥結しますが、自分自身の長期的な満足は得られません。いずれも避ける必要があります。

(5) 共同の問題の解決者になること

相互の意見を十分に把握した後、両者は「争う者」ではなく、「共同で解決を模索する者」になって、どうすれば歩み寄れるかを模索するのです。

また、「共同の利益」を考えることも重要です。金銭の多寡だけが問題になる場合でも、本当に重要なのは相互に経済的に安定して繁栄することであるなど、目先の利益だけが問題では無い場合もあります。

(6) アイデアを出すこと

可能な案を、相互になるべくたくさん出すことが必要です。選択肢を増やします。これをする中で、相手の希望や、自分の希望がより明らかにになります。「○○してくれたら、△△します」という条件付きの提案も重要です。選択の幅が広がれば、合意の可能性が高まります。

(7) 原則、客観的基準、公平さに従うこと

「ハーバード流交渉術」(PI56)は、次のように述べています。「原則や基準は、圧力に屈しそうなものを阻止する意思強固なパートナーの役割を果たす。つまり、『正義は力』である」。

(8) 調停者をたてる場合

2人の中で交渉が行き詰まった場合、第三者の調停者を立てることも考えられます。調停者が「原則、客観的基準、公平さ」をもたらしてくれることを期待するわけです。

しかし、調停者にも調停者自身の利益があります。争いが紛糾するほど調停者の収入が増えたり、逆に無理に話をまとめようとする場合があります。

(9) 交渉に関与する人数を減らすこと

交渉に別の人が関与すると、その人の利益を考慮しなければなりません。3人の利益を考慮しなければならず、交渉は格段に複雑化します。権限を持った2人だけの交渉が望ましく、他の人を排除する必要があります。

(10) 人間の短所を意識すること

前に述べたように、人間には誰でも次のような傾向があります。これを充分に意識して防ぐ必要があります。

- ・相手の意図を悪く受け取る
- ・仕返しをする

・戦いになると勝とうとする

(11) 科学を信頼すること

ハーバード大の研究を始めとして、人文科学、社会科学においても、科学的な手法を用いた多くの研究が行われています。既に一定の結論が得られている事柄もあります。国連やユニセフなどの国際機関や、欧米の政府機関が、採用する「原則」もあります。そうした科学の手続きを信頼して、その結論を学んで「原則」を取り入れることにより、多くの恩恵を受けることが可能になります。

参考文献

- ・ハーバード流交渉術
- ・新ハーバード流交渉術
- ・ハーバード流N Oと言わせない交渉術
- ・言いくいことをうまく伝える会話術
- ・言いくいことを上手に伝えるスマート対話術
- ・言いたいがなぜ言えないのか

- ・交渉力
- ・交渉術（馬英華氏）
- ・無理せずに勝てる交渉術
- ・You Can Negotiate Anything
- ・Negotiating Rationally（邦訳）交渉の認知心理学

幸福感を増すための方法がある

人は、幸福な状況が手に入っても、しばらくするとその状態に慣れてしまい、当然のものとして、有り難く思えなくなってしまう。また、不快な出来事があると、それにとらわれてしまい、不快感が心の大半を占めるようになります。

こうした傾向に対して、近年欧米では、幸福感を増すための研究が多く行われています（ポジティブ心理学）。幸福感の多い人は、そうでない人に比べて、より健康で長寿で社会的地位が高くて金持ちです。重要な点は、幸福感が多いことが原因で、うまく行くことが結果であるという点です。また、幸福感を増すことは、一つの技術であるという点です。

ポジティブ心理学は、幸福感を増すために、自分の良い点や、相手の良い点に注目するこ

とを提案しています。

Wikipedia 日本語版の「ポジティブ心理学」に、下記のような本を参考にして、次のような書き込みをしました。

以下のようなことを行えば、幸福感が増す。

- (1) 週に1回、自分の幸福を数える時間を持つこと
不幸にとらわれるのではなく、自分の幸福に目を向ける。1日に1回行うと効果が少ない。週に1回が良い。
- (2) 他の人に親切にすること
利他的行動を行うと幸福感が増す。
- (3) 感謝の手紙を書くこと
ただし、これにより短期的には幸福感が増すが、あまり長続きしない。
- (4) 自分の強みが何であるかを知って、それを生かすようにすること
自分の強みを知るための質問紙が作られている。ただし、自分の強みを知るだけではあまり効果がなく、それを日常生活に生かさなければならぬ。
- (5) 他の人に多くを与えること
ボランティアなど、自分の時間を与えることでも良い。知識や経験を与えることでも良い。

(6) 他の人と一緒にいること

家族や友人と一緒にいる時間の長い人は、そうでない人に比べて幸福感が強い。

(7) 一日の終わりに、その日の良かったことを3つ書き出すこと

物事の印象は、ピーク時と終了時で決まることが多い。1日の終了時に、その日の良い事に注目する。そして、この良い事はなぜ起きたかを考える。この方法により、持続する幸福感を得ることができる。これは、ポジティブ心理学の父と呼ばれるセリグマン教授が勧める方法である。

(8) 他人と自分を比較しないこと

自分の給料に満足していても、知人が自分よりもっと多い給料をもらっていることを知ると、とたんに不幸になってしまう。自分が満足できる仕事を持ち、家族や友人と良好な関係があれば、比較による不幸から逃れることができる。

参考文献

- [1] Time「The New Science of Happiness」2005.1.9
- [2] ポジティブ心理学入門 宇野カオリ
- [3] 坪田一男 慶應ヘルスサイエンスニュースレター Vol.11
- [4] Happy People Live Longer 幸福な人は長生きする

- [5] USA TODAY Happy? You may live 35% longer, tracking study suggests 幸福ひすいつゝ。 追跡調査によれば、あなたは35%も長く生きるとはすいつゝ。
- [6] Why bother to improve happiness? Centre for Confidence and Well-being なぜ幸福度を高めるために気を使わなければならないか
- [7] 幸せがずっと続く12の行動習慣 リュボシマスキー
- [8] 世界でひとつだけの幸せ セリグマン
- [9] Happiness fact sheet Black Dog Institute
- [10] Centre for Confidence and Well-being Positive Psychology
- [11] Authentic Happiness ペンシルバニア大学のセリグマン教授のホームページ内（日本語あり）
- [12] こきげんな人は10年長生きできる 坪田一男 p72
- [13] ポジティブ心理学入門 クリストファーピーターソン p239

第三章 人はなぜ離婚するのか

離婚研究の歴史

私は、下記の本を元にして、次のような記事を書いて、Wikipedia に投稿しました。

1960年代までは、離婚は特に避けるべきことであるとは考えられていなかった。独身時代に付き合う人を何人かかえてもそれが普通であるように、結婚してから相手をかえるのも当然であると受け止められていた。しかし1970年代に入って、ウォーラー・スタインを始めとする研究により、離婚が子どもにも悪影響を与えることが知られるようになると、離婚を避けるための方策が模索された。

1970年代のアメリカにおいて、大学に在籍し心理学的カウンセリングを实地に行っていた研究者たちが、離婚しかけているカップルに対してカウンセリングを始めたのであるが、当時は事実上、誰も離婚を止めることはできなかった[1]。こうして「なぜ人は離婚するのか、どうすれば離婚を防ぐことができるのか」というテーマで、研究が始められるようになった[2]。

研究のスタイルは大きく分けて二つある。一つは離婚したカップルと離婚していないカップルを多数集めて、各集団の特質の差を比較する方法である。こうした研究から離婚をきたしやすい特質が明らかにされた。10代での結婚、貧しいこと、十分な教育を受けていないこと、子どもができないこと、前の結婚からの子どもがいること、再婚や再々婚であること、結婚前に同棲していたこと、信仰心が薄いこと、違う宗教を信じていること、都市に住んでいること、離婚している親に育てられたことなどである[3][4]。

もう一つの方法は、離婚したカップルと離婚していないカップルに対して、質問や観察やテストを行い、なぜ離婚したのか、あるいはなぜ離婚しないのかを調べる方法である。離婚した後で調べる後ろ向き研究の他に、結婚して間もないカップルに対して観察を開始しその後の展開を調べる前向き研究も行われる[5][6][7]。

- [1] Marriage Builders How Dr. Harley Learned to Save Marriages
- [2] 人間関係の教育
- [3] The Role of the Father in Child Development 第5版 6章 Paul Amato
- [4] 結婚と結婚相手に関する重要な研究結果 たけみちの脱社会学日記
- [5] A longitudinal study of marital problems and subsequent divorce Paul Amato, Journal of Marriage and the Family, 59 (August 1997) : 612-624

[6] Wikipedia 英語版 「John Gottman」

[7] What a Couple's Arguing Style May Say About Their Marriage VOA special English

離婚しかけたカップルの離婚を止めようとするならば、専門的な知識が必要です。1970年ごろの研究者がそうであったように、素人には止められません。

ジョン・ゴットマン博士は、離婚が予測できる

ジョン・ゴットマンは、1970年代に米国で離婚研究が始まった当初から、離婚の研究を行っていた学者です。私は、英語 Wikipedia の「John Gottman ジョン・ゴットマン」の一部を訳して、日本語版の項目を作りました。

ゴットマンは、新婚カップルに15分〜30分くらいのインタビューを行って、そのカップルが、5年後に離婚しているかどうかを、90%の精度で予測しました。このように、新婚カップルの会話を観察すれば、そのカップルが将来どうなるかを、高い制度で予測できるのです。ゴットマンは、「怒りの表出」は、二人にとって悪くないと述べています。怒りを表出することは、むしろコミュニケーションを行っているということですが、むしろ「怒りを表出しない」ほうが、関係にとっては有害です。怒りを表出しない状態が続くと、いずれ、その代

償を払わなければならなくなるということです。

ゴットマンは、次のように述べています。

「あなたはゴミを出さなかった。だから私は悲しい」は、必要なコミュニケーションである。これは、事実と自分の感想を述べている。しかし「あなたは最低の人だ」は、批判であり、言うてはならない。批判は、防衛を招き、撤退（離婚）を招く。

「女と男」（NHKスペシャル取材班）という本によれば、ゴットマンは、夫婦への講習会で、次の2つの質問をして、夫婦に考えてもらうそうです。それは、「あなたの人生の夢は何か」と「あなたが人生で成し遂げたいことは何か」です。そして、それぞれの回答を、夫婦に互いに把握してもらおうそうです。つまり、相手の人生の目的や、相手が人生で成し遂げたいことを把握するということです。

人生を旅にたとえた場合、相手の目的地や旅行方法を知らなければ、円滑に旅行することは困難です。夫婦関係においても「ビジョン」の部分が大きいということです。

NHKオンデマンド NHKスペシャル「女と男」第一回

<http://www.nhk-ondemand.jp/goods/G20110282605A000/>

ジョン・ゴットマンの邦訳本がいくつもあります。「結婚生活を成功させる七つの原則」が、最も有名です。これは、科学的な研究結果を踏まえたものです。

「健全な結婚の先導」 Healthy Marriage Initiative

米国の政府プロジェクト「健全な結婚の先導」Healthy Marriage Initiative は、夫婦の重要な問題として、コミュニケーションの質と量の問題、争いの解決の仕方の問題を挙げています。このプロジェクトによる活動は、離婚率を下げる効果が認められています。

ワーク・ファミリー・バランスが悪くて、働く時間が長すぎて家庭の時間が少なくなると、夫婦に危機が訪れます。また、子どもが生まれると、育児に時間を取られて、夫婦だけの時間が減ってしまいます。

この組織が述べているように、コミュニケーションの質と量の改善を図り、夫婦間の争いを解決する方法について学ぶことにより、離婚率を下げることができます。

離婚予防のガイド

アメリカ家事弁護士協会は、家族法を専門とする弁護士の非営利団体であり、1962年に創立されました。約1500人の会員がいます。米国の業者団体は、歯科医師会が水道水フッ素化を推進するなど、予防活動を積極的に進める場合があります。家事弁護士は、依頼

人を離婚させて収入を得ていますが、離婚については、以下のように、離婚予防のためのガイドとして、「結婚生活を存続させるには」Making Marriage Lastという文書をネットに公表しています。その文章の中で、次のように、夫婦関係におけるコミュニケーション、お金、相手に関与することの重要性を強調しています。

① コミュニケーション

貧弱なコミュニケーションは、結婚生活に関する他の全ての問題を媒介します。

直接的なコミュニケーションがベストです。あなたが何かを必要としている時には、配偶者にそのことを言いなさい。もしあなたの配偶者が、あなたを悩ませることをしているのなら、配偶者にそのことを言いなさい。

正直で誠実にしなさい。あなたの言葉は、ある一つの意味を伝えるかもしれませんが、あなたの身振りは、それとは全く別の意味を伝えるかもしれません。

ただし、配偶者への個人攻撃は、失礼なものであり、重要な事項に関する真の議論を妨害します。

② お金

誰がいくら稼ぐかにかかわらず、生活用品や食料品などの毎日の経済的な支出決定にも、家や車のようにもっと大きな支出決定にも、二人で公平に責任を分担しなさい。

各々のパートナーが好きなように使うことのできるお金を常にいくらか持っているようにしなさい。片方の配偶者がお金を懇願しなければならぬようではいけません。

③ 相手への関与（コミットメント）

二人は、結婚生活を健全なものに保つことが、二人の最優先事項であることに同意しなければなりません。それをするには、時間とエネルギーを注ぎ込まなければなりません。自身の幸福と同様に、相手の幸福にも深く関与しなければなりません。しかしそれは、毎週「デートの夜」を過ごすというような簡単なことでもありません。

「健全な結婚と家族についての情報センター」

National Resource Center for Healthy Marriage and Families

これは、米国政府が出資している機関です。この機関のホームページに、以下のような文章があります。人間関係（特に夫婦関係）を良好にするには、以下のように、コミュニケーションによる相互理解が重要であると述べています。

① 人間関係の基礎

人間関係を維持し発展させるために、各人は、以下のことを行う必要があります。

- ・相手のことを正しく理解すること
 - ・相互に支持して助けること
 - ・問題や争いの解決法を学ぶこと
 - ・怒りなどを制御する方法を学ぶこと
- ②健全な結婚とは何か
- ・相互に信頼し合う夫と妻は、「相手は正直であり信頼できる」と考えています。
 - ・健全なカップルは、効果的なコミュニケーションを行って、個人的な考え、感情、経験、夢を共有します。
 - ・効果的なコミュニケーションを行うには、良い意図が必要です。コミュニケーションにおいて良い意図があれば、理解し、結びつけ、勇気付け、力付け、説明します。逆に悪い意図があれば、議論や侮辱により、相手をコントロールし、支配しようとしています。
- ③家族の一人であること
- ・あなた自身の価値観や目標と、あなたの妻子の価値観や目標の両方を満たすように決断して実行するならば、あなたは自分の選択に満足することでしょう。
- ④コミュニケーション
- 必要なコミュニケーションを円滑に行うには、ある一定の量の努力が必要です。誰でも、

良いコミュニケーションを行う方法を学ぶことができます。話をする能力や話を聞く能力は、訓練により改善させることができます。コミュニケーションが改善されると、家族の結びつきが、より強くなります。

なぜ女性は男性のもとを去るのか

ハリーは、Marriage Builders という組織を主宰しています。講演、著書、ラジオ番組などを通じて、良好な夫婦関係を維持するために必要なことについて、情報提供しておられます。ハリーは「なぜ女は男のもとを去るのか」Why Women Leave Men という文章のなかで、夫が妻としっかり関与すること（コミットすること）の重要性を訴えておられます。

「なぜ女性は男性のもとを去るのでしょうか。簡単に言えば、女性は無視されるので男性のもとを去るのです。

女性は男性に、心の友達を求めているのです。信頼できる人であって、なにか問題を抱えたときに自分のためにそこに居てくれる人であり、決心するときに気持ちを汲んでくれる人です。精神的に結合していると感じられる人です。そういう人を求めているのです。

妻たちを最も落胆させるのは、夫の全人格の中で、妻たちがあらゆる部分ではなく、たっ

た一つの片隅に格下げされていることです。妻たちが望んでいるは、一つの片隅ではなく、夫の人格の全体と統合することです。そのような統合無しには、感情の結合はあり得ず、精神の結合もあり得ず、また親密さの感覚も無く、多くの場合セックスも無いのです。

男がその妻と全人格的に統合することを助けるために、私は、男と妻の間で心からの合意が無ければ、いかなることをもしないことを勧めています。強制された合意や自己犠牲による合意ではなく、二人の利害を同時に考慮するような心からの合意に到達するまで、交渉し続けるようにカップルを励ましています。

女性は、全ての人格と結合した男のもとを去ることはありません。なぜなら、彼女は見知らぬ人のように感じながら、彼の心の外に立っているのではないからです。彼女は祝福された、人生のパートナーとして、彼の人格全体から歓迎されているのです。」

またハリー博士は、夫と妻がしっかりと関与するためには、ある一定以上の時間が必要であると述べています。

「あなたはあなたの配偶者に、分割されない注意を、最低でも1週間に15時間与えなければなりません。その15時間で、愛情の感情を満たし、会話を行い、2人でリクリエーションを行い、性的な充足を行いなさい。」

子どもと過ごす時間をその15時間に含めてはいけません。また、テレビや映画を見

る時間もその15時間に含めてはいけないそうです。配偶者と一緒にいる時間を、最も重要な時間として扱い、子どもや仕事や友人に、時間を奪われてはいけないそうです。

タイムマネジメントが必要

夫婦関係を円滑に維持しようとすると時間がかかります。

ランディー Randy Pausch は、タイム・マネジメントに関して、次のように述べています。

・結婚してから、帰宅時間は早くなったが、成し遂げた仕事の量は増えた。

・タイム・マネジメントをする目的は、家族と楽しい時間を多く過ごすためである。

<http://www.youtube.com/watch?v=oTugjssqOT0>

私たちが働くのは、家族と、楽しい時間を過ごすためです。ただし、子どものことは、他の人に任せて、夫婦だけで楽しく過ごす時間も必要です。ある組織は、「ベビーシッターの費用は、弁護士費用より安い」と述べています。

ジョン・グレイ博士の話

ジョン・グレイ博士は、「男は火星人、女は金星人」と例えて、男と女には、大きな違いがあることを説明しておられます。男女の差は、文化が違うくらいではなく、種が違うくらいでもなく、宇宙人ほどに違っているということです。

ジョン・グレイ博士は、「女は男に共感を求める。しかし男は女に解決を与えようとする」と述べておられます。夫婦が、こうした男女の違いを理解していないと、不和の原因になることがあります。この大きな差にうまく対処しようとすれば、相互のコミュニケーションが必要ですが、男女間には、そのコミュニケーションの様式自体に、大きな差が有るのです。

コミュニケーションには男女差がある

私は、Wikipedia 英語版の記事 Gender role 中の Communication の文章を、日本語に訳し、それを日本語版 Wikipedia の「コミュニケーション」の中の「コミュニケーションの男女差」に投稿しました。以下は、その一部分です。

男性と女性とでは、コミュニケーションを行う理由と、その仕方が、全く異なっている。

* 女性は、コミュニケーションを、人間関係をより親密にするための手段であると考えている。
る。

* 男性は、コミュニケーションを、目標を達成するための手段であると考えている。

* 女性にとって、他の人と親しくなるための主要な手段は、話をすることである。

* 男性にとって、他の人と親しくなるための主要な手段は、目標を共有して仕事を一緒に遂行することである。

* 男性は、独り立ちしていることを強調するために、仕事を遂行する上で助けを求めることを好まない。

* 女性は、男性よりも、他の人との人間関係を求め、それを歓迎する。

* 男性は、人間関係は、自分の自主独立を脅かすものだと考える傾向がある。

* 女性にとって、人間関係とは、興味、注目、情報伝達の絶えることのない源泉である。

* 男性にとって、人間関係は、最も中心的な重要なことではない。

* 男性は、自分たちの人間関係がうまく行っているのなら、それについて話をする必要は無いと考えている。

* 女性は、自分たちの人間関係がうまく行くのは、それについて話をする場合だけであると
考えている。

*女性は、男性が人間関係がうまく行っているのならそれについて話をする必要がないと考えていることが分ければ、精神的に傷つくことを防ぐことができる。

Wood 教授は、男性も女性も、どのようにすれば異性とうまくコミュニケーションができるかを説明して、次の6つの提言を行っている。

1. 相手に対して善悪の評価を下すのは止めよう。異性に対する会話がうまく行かないときに、何が起きているかを理解せず、どうすれば相互理解が得られるかを把握せずに、相手を悪く言うことは、止めなければならない。

2. 異なるコミュニケーションの方式に対しても、それが正当であることを認めよう。異性間のコミュニケーションにおいては、男性であれ女性であれ、どちらか片方だけの方式を採用するのは不適當である。男性と女性が、それぞれ異なる目標と、異なる優先順位と、異なる基準を持っていることを、全ての人は認めなければならない。

3. 相手が翻訳する手がかりを与えよう。男性と女性は、異なったコミュニケーションの方式を身に付けている。自分が伝えたい事を、相手が翻訳するのを助けることは、非常に重要なことである。なぜなら、自分の性文化に無いコミュニケーションの方式を、助け無しでは、自動的には理解できないからである。

4. 翻訳の手がかりを探そう。異性間の相互交流は、翻訳の手がかりを探して正しく反応す

ることにより、改善させることができる。相互交流を建設的に改善させると、異なる文化に属する人からの反応を改善させることができる。

5. 自分のコミュニケーションの技術を改善しよう。相手のコミュニケーションの方式を学び、相手の文化で大切にされていることを取り込んで、自分のコミュニケーションの技術を改善させることができる。

6. Wood 教授は、6 番目の提言として、「相手に対して善悪の評価を下すのは止めよう」と繰り返している。これは、特に重要な提言である。異なる文化の間で、効果的なコミュニケーションを行うには、相手を善悪で評価をしないことは、最初で最後の重要な原則である。

コラム① 配偶者と会わないのは良くない

『ビジネスマンの父より娘への25の手紙』には、次のように書いてあります。

『「会わないと恋しさが募る』とローマの哀愁詩人プロペルティウスは詩ったが、気をつけてほしい…この薬は少量だけ使うように。『愛しい人がそばにいないときには、そばに人を愛する』という格言もあるのだから。』

夫婦関係の改善を目指す各種機関は、いずれも夫婦が充分に関与することを勧めています。そして、一緒に多くの時間を過ごすことを勧めています。会わないことを勧めている機関は、見当たりません。

コラム② ビジョンとハードワークが必要だ

京都大学の山中教授は、「研究には、ビジョンとハードワークが重要だ」と述べておられます。正しいビジョンを持ってハードワークをすれば、仕事はうまくいくということです。山中教授は、「日本人には、ハードワークには問題がない人が多いが、ビジョンには問題のある人が多い」と述べておられます（Youtube「人間万事塞翁が馬」）。幸福な家庭を作る上でも、ビジョンとハードワークは重要です。

ビジョンについて、我々は、何をどのようにすれば良いのでしょうか。

「ザ・ビジョン」という本は、ビジョンには3つの要素があると述べています。

① 有意義な目標

この本は、目標について、次のように説明しています。「何をしているのか」と聞かれて、ある労働者は「時給2ドルで働いている」と答えた。別の労働者は「大聖堂を建てている」

と答えた。

② 明確な価値観

「今、自分にとって何が一番大切なか」ということです。何が大切かを判断するのが、価値観です。

③ 未来のイメージ

「最終結果をイメージすることです。目的地を意識することです。」

結局ビジョンとは、「自分は何者で、何を目指し、何を基準に進んでいくのかを理解すること」であるそうです。

幸福な家庭を築いて維持するには、手間と暇をかけて、家庭を正しい方向に持っていく努力をする必要があります。正しい方向性は、結婚と幸福に関する科学的研究の成果を学ぶことにより得られます。

ゴットマンは、相手のビジョンを知ることの重要性を指摘しています（本文参照）。

コラム③ 映画「プリティ・ウーマン」から学ぶこと

野口教授の「超英語法」P217によれば、英語の勉強には、この映画を見るのが良いとの

ことです。ジュリア・ロバーツが主演しています。

(1) 意思の疎通

主人公の女性（ビビアン）が別の男と話をしていたことについて、相手の男性は、不愉快であることを伝えました。このような意思の疎通は、不快感を蓄積させないために、ぜひ必要です。

(2) 自己開示

親しくなると、ビビアンは、相手の男性に、これまでの生い立ちを話しました。ビビアンは正直で率直です。自己開示にはリスクもありますが、より親しい関係を望むなら、自己開示は不可欠です。黙っている者に対して、親しい愛情を持つことは、困難です。

(3) 相手が求めるもの

ビビアンは、自分の希望（夢）について、相手の男性に語りました。そして、相手の男性はその夢を叶えました。相互に、自分が求めるものを相手に伝えて、それを叶えてもらう必要があります。

(4) 私的生活の成功

相手の男性は、これまでの私的生活においては、愛情あふれる関係の構築に失敗してきました。今回、信頼や愛情や誠実さなどにより、私的生活が成功すれば、公的生活でも成功す

る可能性があります。成功とはお金の額の比較だけではありません。世間の人々と、暖かく建設的な関係を樹立して、幸福感や生きがいを得ることが可能になります。

コラム④ ラブコメディは離婚を招く

TEDの「結婚の知られざる真実」によれば「ラブコメディを見る人は、離婚しやすい」とのことです。また、Timeもそのように伝えていきます。

ラブ・コメディでは、話を終わらせないために、主人公は、いろいろな人と簡単にいるるな関係になります。私は「アリーモソラブ」と「グレイス・アナトミー」を見ましたが、主人公の女性の奔放さについてはいいけません。

BBCも、「ラブコメは、あなたの愛情生活を破壊する」と述べています。この記事によれば、ラブコメは、非現実的な期待を持たせるとのことです。

http://www.ted.com/talks/lang/ja/jenna_mccarthy_what_you_don_t_know_about_marriage.html

<http://www.time.com/time/health/article/0,8599,1868389,00.html>

http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/scotland/edinburgh_and_east/7784366.stm

第四章 離婚は子どもに悪影響を及ぼす

ジュデイス・ウォーラー・スタイン博士の驚きの発見 Judith Wallerstein

離婚が子どもに悪影響を及ぼしていることに最初に気がついたのは、ジュデイス・ウォーラー・スタインです。私は、英語版 Wikipedia より一部分を訳して日本語版に「ジュデイス・ウォーラー・スタイン」という項目を作って、以下のような記事を書きました。

「ジュデイス・ウォーラー・スタインは、アメリカの心理学者であり、離婚が子供に及ぼす長期的影響に関する権威である。カリフォルニア大学バークレー校の上級講師であり、カリフォルニア州にある「ジュデイス・ウォーラー・スタイン家族遷移研究センター」の創設者である。

離婚経験者を対象として、長期の追跡調査を行い、離婚が子供や当事者に与える影響について研究してきた。研究成果は、当初のウォーラー・スタイン自身の予測とは異なって、親が離婚した子供は、強い精神的な打撃を受けており、親から見捨てられる不安を持ち、学業成

績が低下し、人間関係の樹立と維持に対して臆病であり、成人してからも低い社会的地位しか得られず、自分自身の結婚生活も失敗に終わることが多いことが判明した。

ウォーラースタインの研究結果は多くの論争を巻き起こしたが、その後各国で多くの大規模な調査が行われ、ウォーラースタインの結果が実際に存在することが確認されて、事実であると認められている[1][2][3]。ウォーラースタインは、医学、心理学、法学の多くの団体から、多数の賞を得ている。」

[1] Mortality, severe morbidity, and injury in children living with single parents in Sweden, *Lancet*, Volume 361, Issue 9354, Pages 289 - 295, 25 January 2003

[2] The Impact of Family Formation Change on the Well-Being of the Next Generation THE FUTURE OF CHILDREN VOL.15/NO.2/FALL 2005

[3] The Legacy of Parental Divorce: Social, economic and demographic experiences in adulthood Centre for Analysis of Social Exclusion London School of Economics, CASEpaper CASE/1 October 1997

当初彼女は、近くの幼稚園から「手の付けられない子どもたちがいる」として相談を受けて、調査を開始したのでした。その子どもたちは、親が離婚した子どもたちでした。

<http://www.divorceresourcecenter.com/biography.htm>

離婚は子どもに悪影響を及ぼす

離婚は、子どもに大きな影響を与えます。私は、以下のような記事を書いて、Wikipedia「離婚」に加筆しました。

「かつて、離婚は子どもに何の影響も与えないと考えられていた。アメリカの心理学者ジュディス・ウォーラー・スタインは、親が離婚した子どもを長期に追跡調査して、子供達は大きな精神的な打撃を受けていることを見出した。子ども達は、両方の親から見捨てられる不安を持ち、学業成績が悪く、成人してからの社会的地位も低く、自分の結婚も失敗に終わりやすいなどの影響があった。

また、バージニア大学のヘザー・リントン教授は、実証的研究を行って次のように述べた。『両親がそろっている子どものうち、精神的に問題が無い子どもは90%であり、治療を要するような精神的なトラブルを抱えている子どもは10%である。これに対して、両親が離婚した子どもでは、それぞれ75%と25%である。』[1]（1993年）。離婚が子どもに悪影響を及ぼすことについて、多くの国で大規模な追跡調査が行われ、悪影響が実際に存在することが確認された[2]。棚瀬一代は、親の離婚で壊れる子どもたちについて報告した[3]。

ケンブリッジ大のラム教授は、離婚が子どもの成育にマイナスの影響を及ぼす要因として、

次の5つを挙げている。①非同居親と子どもとの親子関係が薄れること、②子どもの経済状況が悪化すること、③母親の労働時間が増えること、④両親の間で争いが続くこと、⑤単独の養育にストレスがかかること。[4]

- [1] <http://www.virginia.edu/insideuva/2000/09/netherington.html>
- [2] http://web-beta.archive.org/web/20100215073829/http://www.eric.ed.gov/ERICDocs/data/ericdocs2sql/content_storage_01/0000019b/80/3d/cd/a4.pdf
- [3] 『離婚で壊れる子どもたち 心理臨床家からの警告』 棚瀬一代
- [4] The Postdivorce Family: Children, Parenting, and Society

離婚が子どもに与える衝撃

カナダ議会は、1998年に、家族法改正のための特別委員会を設置して議論を行いました。その記録は、「子どものために」For the Sake of Children という文章にまとめられています。次の文は、そのうちの「離婚が子どもに与える衝撃」という文章の一部分です。

<http://www.parl.gc.ca/HousePublications/Publication.aspx?DocId=1031529&Language=E&Mode=1&Parl=36&Ses=1&File=36>

「ラム Lambらは、1997年に離婚が子どもに与えるマイナスの衝撃について本を書いて次のように述べた。

親が離婚した子ども達のほとんどは、彼らの経済的な環境において、激的な下落を体験する。そして、片方ないし両方の親からの遺棄（あるいは遺棄の不安）を体験する。

そして、慣れ親しんだ生活環境と同様に、（友人、隣人、先生、級友などの）慣れ親しんだ心理的、社会的支援をもたらず多くの源泉との接触の喪失を体験する。その結果、親の離婚を体験することは、多くの子ども達にとって、生活の重大な変節であり、心理的なストレスとなり、長期にわたって精神的打撃を受ける。

離婚家庭の子ども達の中には、長期にわたる行動の問題、抑うつ、低い学業成績、かんしゃく、低い自己評価、そして思春期や成人早期に異性と親しい関係を作る上での困難を示す者がいる。

アマト Amatoらは、総計8万1000人の個人を対象とする計37の離婚の論文を検討した。そして、次のように結論している。

親の離婚は、子どもが大人になってからの生活の質に、幅広いマイナスの影響を与える。それは、抑うつ、生活に対する低い満足、結婚の質が低いこと、離婚、低い教育水準、低い収入、低い職業的地位、身体的、健康の問題などである。」

<http://www.parl.gc.ca/HousePublications/Publication.aspx?DocId=1031529&Language=E&Mode=1&Parl=36&Ses=1>

ネルソン小児科学も述べている（18版、2007年）

「ネルソン小児科学」は、世界で最も権威ある小児科の教科書です。17章「別居、喪失、死別」という章があります（p86-p91）。そのうち、別居と離婚の記載は、計1ページほどです。ネルソン小児科学は、離婚が子どもに大きな影響を与えると述べています。また、医療従事者が果たすべき役割があると述べています。

離婚が子どもに与える影響については、次のように述べています。

- ・ 影響は、親の離婚後2年以内に認められることが多い
 - ・ 抑うつ症状が、離婚後5年以上も続く子どもがいる
 - ・ 学習障害や職業上の困難が離婚後10年以上後に起きることがある
- 離婚後10年の時点では、子どもは次のようであると述べています。
- ・ 45%の子どもは、良好な状態にある
 - ・ 41%の子どもは、学業成績低下、社会的適応の低下、情緒障害などがある

また、次のように述べています。

・成人後も、親が経験したことを繰り返すことを恐れて、親密な人間関係を作ることが困難な人もいる

離婚の問題点：子どもの視点

アイオワ州立大学のレシア・オスターリーチ氏は、離婚が子どもに与える衝撃について、子どもの年齢ごとに分けて、説明しておられます。親が離婚した後の子どもの様子は、子どもの年齢によって異なっています。

「乳児

・下痢や便秘などの腸の問題が起きるかもしれません。あるいは、嘔吐の回数が増えるかもしれません。

・乳児は、よりイライラして、より怖がって、より不安であるような表情をしているかもしれません。

よちよち歩きの子ども

・よちよち歩きの子どもは、より多く泣くようになります。より多くまといつくようにな

ります。

・よちよち歩きの子どもは、かんしゃくを起したり、不機嫌に振る舞ったり、引きこもったりして、怒りを表現するかもしれません。

3～5歳の子ども

・3～5歳の子どもは、喪失と悲しみの感情を味わいます。

・3～5歳の子どもは、しばしば、別居や離婚について自分を責めます。もし自分が良い子であったのなら、両親は一緒に暮らしていたらどうかと考えます。

小学生の子ども

・両親は互いを愛していないと子どもは考えており、もう両親は一緒に住まないことを知っています。

・去っていった親に対して、急な喪失の感情を味わいます。

10～12歳の子ども 青年期の子ども

・10～12歳の子どもと青年期の子どもは、しばしば非常に怒ります。

・この年齢の子どもは、親の片方または両方から、幻滅させられたと感じ、裏切られたと感じ、拒絶されたと感じるかもしれません。」

親が離婚すると子どもも離婚しやすい

親が離婚した子どもは、子ども自身の結婚生活においても、離婚しやすい傾向があります。それはなぜでしょうか。

フロリダ州立大学の Ming Cui と Frank Fincham の研究によれば、次の二つが原因です(2010)。(The effect of parental divorce on young adults' romantic relationship dissolution: What makes difference?)

「①子どもは、人間関係の技術を、両親のやり取りを見て学ぶ。

子どもは、両親のやり方をコピーするのです。両親がポジティブにコミュニケーションを行うのをこどもが見ると、子どももポジティブにコミュニケーションを行うようになります。争いや意見の不一致をうまく扱えない親の元で育った子どもは、自分の人間関係においても親と同じ問題を抱えます。

②子どもは、結婚に対する態度を親から学ぶ。

親が離婚した子どもは、結婚生活で困難や不幸に直面した場合には、比較的簡単に離婚を選択して関係を終わらせます。彼らは、結婚生活の問題は修復し得ないと考え、人間関係の改善に悲観的な態度を示します。」

しかし、親が離婚した子どもの全てが結婚生活で失敗するわけではありません。親が離婚していても、自分の夫婦関係を改善させて、長続きする幸福な結婚生活を送ることは可能です。結婚生活に対する態度も、人間関係の技術も、改善させることができます。科学的な知見に基づいた本「The Seven Principles of Making Marriage」（邦訳「結婚生活を成功させる七つの原則」）、や「Fighting for Your Marriage (PREP)」が勧められます。

第五章 父親は重要な役割を果たしている

父親の役割は重要

父親は、子どもの発達に、重要な役割を果たしています。私は父親の役割について、次のような記事を書いて、Wikipediaに投稿しました。

概要

子供の発育に関して、父親が重要な役割を果たしていることが、近年認識されるようになった。従来は、父親の役割として、稼ぎ手、監督者、性役割モデルなどが知られていた。しかし近年研究が進んで、社会性の発達や知的能力の発達など、父親が子供の精神的発達に重要な役割を果たしていることが明らかになった。

研究の経緯

離婚により父親が子供の家庭からいなくなると、子供は精神的な適応が悪化し、学業成績が悪くなり、反社会的な行動が増え、結婚してからの離婚率も高くなる[1]。戦死や病死によ

って父親が不在になっても、同様の傾向が生じる。

これとは逆に、父親が在宅で働く場合や父子家庭の場合など、父親が子供と長い時間を過ごす家庭では、子供の社会的な発達はむしろ良好になる[2]。

こうしたことがきっかけとなり、父親が子供の発達に与える影響について、多くの研究が行われるようになった[3]。父親が不在の家庭の研究、父子家庭と母子家庭の比較研究、愛着の研究、親と子の気質の類似度研究などから、父親の役割が調べられた[2]。

子供の年代ごとの父親の役割

父親は子供と遊んでいる時にも、子供の発達を促すような働きかけを行っている。特に、子供の知的発達や社会性の発達を促すような働きかけを行っている[4]。そうした働きかけの内容は、子供が成長するにつれて変化してゆく。

乳児期における父親の役割

母親は、乳児に話しかける際には、繰り返すリズムで、ソフトに、なだめるように話す。父親は言葉も多く用いて、子供の体に触れて、はっきりとした言葉で話しかける[5]。子供は、母親の顔を見ると、心が落ち着いて脈や呼吸の数が少くなり、父親の顔を見ると、楽しい遊びを期待して脈や呼吸の数が増える[6]。その結果、子供は遊び相手として、父親を好むようになる。ただしストレスの大きい場面では、母親を選ぶ[7]。父親によるこうした刺激は重要

であり、乳児の脳に健康な発達を促し、子供の社会的発達、精神的発達、知的発達に永続的な良い効果を与える[4]。

乳児期に子供が愛着の関係を樹立する相手は、母親に限らない。たいいていの乳児は、母親にも父親にも愛着を示す[2]。子供が愛着を示す相手は、独立で同等である[8]。「安心の愛着」を樹立した子供は、その後の発達のテストにおいて高得点を取る。乳児期に確立された愛着の効果は長く続く。

父親が、子どもの出生直後から子どもに十分に支持的に関与すると、子どもに良い影響を与え、生後7ヶ月の時点や生後3歳の時点で、子どもの言語発達はより良好となり、子どもはより高い知能指数IQを持つようになる[9]。

アメリカ合衆国政府が出資した教育プログラム Early Head Start（早期ヘッドスタート「さい先の良いスタート」）は、妊婦や乳幼児を対象として、アメリカ国内で行われている[10]。このプログラムの主要な内容の一つは、父親が乳幼児への関与を増やすことである[11]。

幼児期における父親の役割

幼児期には、子供の行動範囲はさらに拡大する。しかし同時に、行動には制限が必要となる。この両者の要請を満たす過程で、幼児は、問題解決と他者との共存について学ぶ。

子供と接する時に、母親は身の回りの世話などの養育行為が多いが、父親は体を使う荒っ

ばい遊びが多い[12]。父親は、荒っぽい遊びを通じて、安全であるが冒険的な場を提供して、世界や他人との付き合い方を子供に学ばせる[13]。子供は遊びを通じて世界を学ぶ。父親は遊びを通じて世界を子供に紹介する。父親は、子供に制限やルールを守るように要求し、行為を一人でできるように励ます。それは、問題解決の重要な訓練となる[4]。

父親は、より長い言葉を使い、より抽象的な言葉を使う。母親は感情を表現する言葉を多く使って、子どもが感情を理解する助けをする。これに対して、父親は原因を説明する言葉を多く使って、子どもが論理を理解する助けをする[9]。

母親は主に共感によって子供が必要とするものを把握する[14]。これに対して、父親は、遊びを通じて子供の考え、感情、希望を理解する。そして子供に何が必要であるかを把握してそれを与える[15]。

スポーツのような遊びを通じて、感情のコントロールや同僚との協力関係を子供に教えることは、母親よりも父親の比重の方がずっと大きい。父親は、子供が社会と良好で強固な関係を樹立できるように、長期にわたって子供を支援し続ける[5]。

父親が幼児に強く関与し多く遊ぶと、子供の言語能力や認識能力は向上し、知能指数IQが向上する[4]。

小学生の頃の父親の役割

子供が学童期の頃には、父親は、子供に新しいことを経験させて、しかも自分一人でするように促す。それができるようになれば、子供には自信が生まれる。さらに子供は、自分をコントロールして、その行動を責任を持って成し遂げるようになる。この時期に父親が充分に関与すると、自分の成功や失敗は、もっぱら自分の努力が原因であることを理解して、他人のミスを責めなくなる[5]。

父親は、子供に勤勉の意識を教え、技術を学べば目標を達成できることを教える。子供が、新しい挑戦に果敢に立ち向かう能力と自信を獲得するための努力を積み重ねるかどうかは、この時期の父親の係わりかたが非常に重要な意味を持つ。

子供の道徳的・社会規範の発達についても、父親が重要な役割を果たす。子供に直接に教えたり、自分で手本を示すことによって、正直に誠実に努力すれば、その報酬が得られることを教える[15]。

学校へ行く年代の子供のうち、父親が多く関与する子供は、学業成績が良い子供である[16]。Aの成績をより多く取り、量や言葉の技術が優れている[17]。父親が子供に関与すればするほど、子供の認知能力や学業成績は向上し、社会に出てからの成功のチャンスが高まる[18]。

子どもが6歳の時に父親が子どもに積極的に関与すると、子どもが7歳の時の知能指数IQや学業成績に良い影響を与える。また、子どもが7歳の時に父親が子どもに積極的に関与

すると、子どもが7歳の時や11歳の時のIQに良い影響を与える[9]。

特に、父親が子供の学校に関与すると、子供の学業成績に良い影響を与える[19]。アメリカ合衆国父親センターとアメリカ合衆国PTAは、父親が学校に関与する度合と子どもの学業成績との関係を調査した結果、父親の効果を認めて、父親が学校への関与を増やすように働きかけている[20]。

母親は感情や人間関係の技術を子供に多く教えるが、父親は生存のための技術や問題解決の技術を子供に多く教える[2]。父親は、子供が進んでゆく新しい世界でどうすれば良いかを、子供に説明する。

ただし、父親が余りに厳格に細かく指示を与えると、子供は父親を頼るようになって、子供に悪影響が及ぶ[5]。子供は、感受性が低下し、語彙が少なくなる[22]。逆に放任の子育てでは、父親から子供への情報伝達が減って、精神発達の成績は低下する。

13歳から19歳頃までの父親の役割

この時期には、子供の自己同一性の確立が重要な課題である。子供は友人と過ごす時間が増え、親と過ごす時間は減る。しかし、子供の信念、価値観、将来計画を造りあげる上で、父親と母親は、重要な存在である[5]。

この時期には、母親の世話や、子供の独立の感覚を侵して、子供と母親のトラブルが増加

する。しかし、この時期の子供は、母親の精神的サポートに頼り、父親のアドバイスを頼っている。父親がそばにいただけで良い場合もある。父親が積極的に関与する子供は、身体的にも精神的にもより健康であり、学業成績が良く[23]、トラブル行動が少なく、犯罪行為が少なく、薬物依存が少ない[24]。

別居家庭においても、子供が非同居の父親と長時間を過ごして一緒に多くの生活活動を行う場合は、子供の学業成績は向上する[24]。また、父子家庭で育った子供の方が、母子家庭で育った子供よりも、独立心が旺盛で、時間に正確である[13]。

子供の成績については、父親が子供と過ごす時間の長さよりも、関与する質と内容の方が、大きい影響を与える[25]。ただし役割モデルとしての影響の大きさは、接する時間の長さに比例する[26]。

娘は、父親を見て男が何であるかを理解する。そして、自分の外見がどう見えるかよりも、自分が何をして自分の心がどうであるかというような自分の中身の方がずっと重要であることを理解する[27]。父親が不在の家庭で育った少女は、思春期を早く迎えるなど、年齢変化が速く起きる[13]。

子供は青年期になっても、他者との関係や将来設計について、父親からアドバイスを得ている。それで、子供が思春期を過ぎた頃に、自立を促す目的で、父親が子供への関与を減ら

してしまくと、子供の発達の成績は悪化する。

参考文献

- [1] セカンドチャンス ジュデイス・ウォーラー・スタイン
- [2] What are fathers for? Michael Lamb
- [3] The Role of the Father Michael Lamb
- [4] The Importance of Fathers in the Healthy Development of Children
- [5] How Do Fathers Fit In? CIVITAS
- [6] Family Guy (邦訳あり) 特集「男と女」(別冊日経サイエンス)「お父さんの大事な役割」
- [7] Father's Care Pioneer thinking
- [8] 愛着理論の臨床応用について 近藤清美
- [9] Fatherhood Institute research summary
- [10] What is Early Head Start?
- [11] Father Involvement Sarah Kaye
- [12] 親役割に関する研究Ⅱ河野利津子
- [13] Biology of Dads BBCドキュメンタリー番組
- [14] Child Rearing Differences Between Mothers and Fathers eHow

- [15] The Common role of Fathers: The Five Ps University of Florida IFAS Extension
 - [16] Outcomes of Father Involvement The Fatherhood Institute
 - [17] The Effects of Father Involvement
 - [18] The Hidden Benefits of Being an Involved Father University of Florida IFAS Extension
 - [19] Fathers' Role in Children's Academic Achievement and Early Literacy ERIC Digest
 - [20] Survey of Fathers' Involvement in Children's Learning National Center for Fathering, PTA
 - [21] Child Rearing Differences Between Mothers and Fathers eHow
 - [22] Fatherhood Institute research summary
 - [23] The Importance of Fathers in the Healthy Development of Children
 - [24] Fatherhood Institute Children's behaviour at school
 - [25] The Impact of Parental Involvement on Children's Education 英国政府文書 p2
 - [26] The Importance of Fathers in the Healthy Development of Children Wilcox Bradford
 - [27] Father play a pivotal role in child development Cheryl Neubert
外部リンク
- ① The Importance of Fathers in the Healthy Development of Children 米国厚生省 「子の健康な発達における父親の重要な役割について」

- ② Promoting Responsible Fatherhood Home Page 米国厚生省（責任ある父親の役割を支援するホームページ）「効果的な育児」
- ③ The Impact of Parental Involvement on Children's Education 英国教育省 「親の関与が子の教育に与える影響」
- ④ Fatherhood Institute 父親協会（英国政府出資機関）「子の学習や達成に及ぼす父親の影響」
- ⑤ The Effects of Father Involvement Fathers Involvement Research Alliance（カナダのNPO）「父親が子どもに関与する効果」
- ⑥ National Fatherhood Initiative 全国父親イニシアティブ（米国のNPO）
- ⑦ National Center for Fathering 全国父親センター（米国のNPO）
- ⑧ The Role of The Father 「父親の役割」 Michael E. Lambケンブリッジ大教授、中澤潤千葉大教授、山本登志哉早稲田大教授
- ⑨ The importance of Fathers 「父親の重要性」 米国厚生省文書
- ⑩ My Father Before Me: How Fathers and Sons Influence Each Other Throughout Their Lives Michael Diamond「私の前にいる父親：父と子はどのようにして生涯互いに影響し合うか」
- ⑪ 人間関係 谷田貝公昭（P 37）第2節 「父親が子どもへの発達に与える影響」
- ⑫ Promoting Responsible Fatherhood オバマ大統領の演説（17分）「責任ある父性の推進」

⑭ Take time to be a dad today 米国政府によるテレビCM（30秒×6本）「今日は、子どものために時間をとって、父親の役割を果たして下さい」

⑮ Biology of Dads BBC「父親の生物学」

⑯ Men in Families and Family Policy in a Changing World「家庭における父親：世界を変える家族政策」
国連の文書

⑰ Building Blocks for Father Involvement「父親の関与を増やすために」米国厚生省の文書

父親の役割に関する文書

私は、子どもの発達における父親の役割について、以下のような、10数編の文書を参照しました。いずれも、子どもが健全に発達するには、母親の関与と共に、父親の関与も重要であると指摘しています。

(1) 子どもの発達における父親の関与

アメリカ合衆国厚生省の「情報と技術を提供するための子どもケアセンター」は次のように述べています。

<http://nccic.aclhs.gov/poptopics/fatherinvolvement.htm>

「研究により明らかなのは、二人の親が、子どもの生活に積極的にしっかりと関与すれば、子どもは、平均して、より健康でより生産的な人生を歩むことができることである。この数年で、父親が自分の子どもにしっかりと関与するように促し支援するような、いろいろな新しい取り組みが多数始められている」。

そして、連邦政府が資金を提供している各種団体が列挙され、それぞれについて簡単な解説の文が書かれています。

(2) 子どもの心理学的発達における親の役割

アメリカの医学雑誌 *Pediatrics* (小児科) の Jerome Kagan は、次のように述べています。

Pediatrics Vol104 No.1 July 1999

<http://pediatrics.aappublications.org/cgi/reprint/104/1/S1/164.pdf>

「親が子どもにも影響を及ぼすには、3つの経路がある。1つ目は直接的な経路である。親が子どもと直接に関わることで、知的発達や性格特性に影響を及ぼす。特に攻撃性のコントロールや、達成への動機付けに影響を及ぼす。2つ目は親が所属する集団からの影響である。子どもは、親が言ったことよりも、親が行ったことに多く影響される。親の学歴や職業や仕事の仕方により、子どもは影響を受ける。3つ目は身内の業績による影響である。祖父母や叔父叔母の職業や人柄から影響を受ける。2つ目と3つ目の間接的な経路により、自分の能

力への自信に影響を及ぼし、それはさらに、将来の成功への期待に影響を及ぼす」。

(3) 子どもの福祉に及ぼす父親の影響

アメリカ合衆国厚生省の「子どもの福祉、情報窓口」は次のように述べています。

<http://www.childwelfare.gov/pubs/usermanuals/fatherhood/chaptertwo.cfm>

「父親が子どもにしっかりと関与すれば、子どもの認識能力、教育達成度、心理的安定度、社会的行動が向上する。

① 父親と母親との関係が重要である。

② 父親が子どもにしっかりと関与すれば、子どもの知能指数、言語的能力が向上する。このことは、子どもが思春期や青年期に達しても続く。

③ 父親が関与しながら生育した子どもは、自分の世界が広がることを歓迎し、セルフ・コントロールをうまく行い、社会のための行動を行う割合が高い。」

(4) 「関与の呼びかけ…子どもの学習に父親が関与すること」

これは、米国の教育省と厚生省が、子どもの教育に父親がしっかりと関与するように呼びかけたものです。A4で30ページほどの文章です。

<http://www.education.com/reference/article/fathers-involvement-child-learning/>

この文章は、「はじめに」の部分で、次のように述べています。

「子どもの教育に親が関与すると非常に良い結果が与えられることは、多くの証拠によって明らかにされている。過去においては、「親の関与」というのは、しばしば暗黙のうちに、「母親の関与」であると思われていた。しかし最近の研究では、母親と同様に、父親の関与も重要であることが明らかになっている。こうした知見を踏まえ、これまでは父親の関与を増やす努力が不足していたので、この報告書は、今はこの領域において行動を起こすための好機であると主張している。

研究によって明らかにされたのは、父親は、どのような収入や文化的背景であっても、子どもの教育に決定的に重要な役割を果たすことができるということである。父親が自分の子どもの教育に多く関与すれば、子どもはより多くを学び、学校においてより多くを成し遂げ、健康的な行動をより多く身につけることができる。父親と子どもが一緒に暮らしていないような場合でも、父親の積極的な関与は、永続するプラスの影響を子どもにも与えることができるのである。」

(5) 次の日本語の論文も、父親の役割の重要性を述べています。

・「育児期の父親が子どもとの関係性を高める要因」加藤邦子

http://ocha-gaps-gcoe.com/contents/proceedings08_03kato.pdf

・「父親の育児参加とその支援について」大元千種

http://www.lib.chikushi-u.ac.jp/kiyo/5_16.pdf

・「親役割に関する研究（Ⅰ）」河野利津子

<http://narplib.hirosima-u.ac.jp/bistream/harp/6161/1/hjt2908.pdf>

(6) 特集「男と女」(別冊日経サイエンス)の「お父さんの大事な役割」は、次のように述べています。

(元の英文 Family Guy: Fathers No Longer Just Backup Parents (Scientific American Mind May/June 2010))

<http://www.scientificamerican.com/article.cfm?id=family-guy>

- ・特に男の子の場合に、父親の役割が重要である。
- ・母親は、子どもと時間を過(すご)していても、身の回りの世話のようないろいろなことが多く、遊びも手先の遊びが多い。
- ・父親は、冒険のような、新しい世界を求めるような遊びを行う。
- ・子どもは、母親の顔を見ると、心が落ち着いて脈や呼吸の数が少くなり、父親の顔を見ると、楽しい遊びを期待して脈や呼吸の数が増える。
- ・こうした父親の働きかけが子どもへの知能を伸ばしていると推測される。

(7) 「父親から子どもへの関与を増やすために」Building Blocks for Father Involvement

という文章は、米国厚生省が作成した文章です。次のように述べています。

<http://www.headstartresourcecenter.org/fatherhood/Resources/root/data/Building%20Blocks/HSBCombo41.pdf>

①母親と同じように父親も充分に子どもに関与して育てると、子どもは、認識能力や身体能力により優れ、身体的・精神的により健康となり、困難を乗り越え、自信を持ち、好奇心により富み、同情心がより厚くなり、倫理観がより強くなり、より自己コントロールに優れるようになる。

②社会的な問題のうち、子どもへ最も影響が大きいのは、子どもの住む場所から父親がいなくなることである。なぜなら、父親の不在は、他の多くの問題を引き起こすからである。子どものガイドとなる父親がいなくなり、子どもの世話をする父親がいなくなり、少年に大人の男になるとはどういうことかを教える父親がいなくなり、少女に男性から何を期待できるかを教える父親がいなくなるのである。

③一般的に言えば、父親は子どもをくすぐり、子どもとレスリングをし、子どもを空中に放り投げる（母親はそんなに高くしてはダメと言う）。父親は、陽気で恐ろしい怪獣の役で、子どもたちを追いかける。父親は子どもと遊ぶ時、母親より大きな声を出す。母親は赤ちゃんのゆりかごをゆつくり揺するが、父親はゆりかごを揺さぶる。母親はしとやかだが、

父親はばか騒ぎする。父親は競争を奨励するが、母親は平等を求める。父親は自主独立を奨励するが、母親は安全を求める。

- ④ 父親は、正義、公正、義務を重んじるが、母親は、共感、ケア、援助を重んじる。父親は、子どもを観察し、ルールを子どもに強制する。これにより父親は、子どもに客観的な判断について教え、正しい行動と誤った行動の結末を教える。母親は、上品であり、共感的である。それにより母親は、子どもを前途有望な気持ちにさせる。父親も母親も、単独では必ずしも善ではないが、共に協力すれば、健全で適切なバランスを作り出すことができる。
- ⑤ 一般的に言えば、父親は、現実世界の厳しさに子どもが準備をするのを助ける。母親は、現実世界の厳しさから子どもを守る。子どもが大人になって行くためには、両者が共に必要である。

(8) 「子どもの教育に、子どもの家族が関与する」と Family Involvement in Children's Education

この文章は、米国教育省が作成した文書です。要旨の部分に、以下のように書いてあります。

<http://www2.ed.gov/pubs/FamInvolve/index.html>

「30年に及ぶ研究により明らかにされたのは、家族が子どもの教育に関与すると、学校にお

ける子どもの発達に非常に良い影響を与えるという事実である。

子どもの教育に家族が関与すると、子どもは、そうでない場合と比較して、テストでより高い点を取り、より良い成績を取り、より休まずに通学し、宿題をよりしっかり行い、より積極的な姿勢や態度を示し、高等学校を卒業する可能性がより高く、より高い教育を受ける。こうした理由で、子どもの教育において、家族の関与を高めることは、学校にとって重要な目標であり、特に親の収入の少ない家庭の子どもや、その他のうまく行かない危険性のある子どもにおいて重要である。

連邦政府の最も大がかりな、初等・中等教育を支援するプログラムでは、子どもの教育において、家族の関与を増やすことが、最も重要な目標となっている。」

(9) 「父親は重要である。子どもの勉強に父親が関与すること」 *Fathers matter: Involving Fathers in Children's Learning*

これも米国教育省が作成した文章です。始めのところに、3つの問いと答えがあります。

<http://www.2ed.gov/pubs/parents/fathers/discussionguide.html>

問① 「両親がそろっている家庭で、母親が子どもの教育に関与しなければ、子どもの成績は良くない。」という文は正しいか。

答① 正しくない。研究によれば、父親の関与は子どもの成績に大きく関係するが、母親の

関与はあまり関係しない。

問② 「非同居の父親が子どもの学校に関与しても、子どもの学業成績にあまり影響を及ぼさない。」という文は正しいか。

答② 正しくない。就学後6年から12年の子どもにおいて、非同居の父親が学校に関与することは、子どもにとって非常に重要である。

問③ 「父親による関与は、年長児にとっても、年少児と同じくらいに重要である。」という文は正しいか。

答③ 正しい。年長児になると父親と共にいる時間は少なくなるが、特に男の子においては、子どもの発育のために父親は重要である。

(10) 「父親の役割」(The Role of the Father、第5版、2010年)という本の6章は、「父と子と離婚」Fathers, Children, and Divorceです。以下のような文がありました。

①多くの研究が一致して示しているのは、非同居の父親が離婚後も子どもに積極的に関与すると、子どもの精神的トラブルが減り、学校への適応も良くなることである。

②たいていの研究者が気が付いているのは、子どもにとって重要なのは、父と子が一緒に過ごす時間の長さではなく、父と子の関係の質であることだ。交流の回数は、子どもの予後とは関連しない。子どもの予後を改善させるのは、子どもを賞賛し、温かみをもって接し、子どもが困ることを話題にし、子どもの行動を見守ってアドバイスすることである。

(11) 父親が子どもに充分に関与する結果 Outcomes of father involvement (2005年) 英国の「父親研究所」の論文です。英国で行われた1万7000人の子どもに対する実証的研究の結果が紹介されています。次のように、父親が子どもに充分に関与することが重要であると述べています。

<http://www.fatherhoodinstitute.org/2005/outcomes-of-father-involvement/>

・子どもが小さいうちに父親が充分に関与すると、思春期でも父親は充分に関与して、思春期にも良好な親子関係が保たれることが多い。

・父親が充分に関与した子どもは、思春期に警察沙汰になることが少ない。

・父親が充分に関与した子どもは、精神的なトラブルが少ない。

・父親の関与は、子どものその後の学業成績と強く相関する。

(7歳での父親の関与の度合いは、20歳における学業成績と強く関係する)

(12) 「子どもが小さい頃の発達における父親の役割」 ROLE OF FATHERS TO

ENHANCE CHILDREN'S DEVELOPMENT DURING EARLY CHILDHOOD

2009年11月

この組織は「アジア太平洋地域の小さい子どものためのネットワーク」という名前です。ユニセフやユネスコが支援する組織です。次のように述べています。

http://www.arnecnet/cos/o.x?pid=1036089&c=/swt_arnec/articles&func=view&rid=135

「たいていの先進国では、子どもが小さい時に父親が十分に子どもに関与することが子どもの発達に重要であることがよく認識されている。しかし後進国ではそうではない。

父親が子どもに関与するかどうかは、大問題である。父親が充分に関与した子どもは、教育に良い結果がもたらされる。」

(13) 「家庭の中の男たち」 Men in Families

国連の文書です。前文には、以下のように書いてあります。

<http://www.un.org/esa/socdev/family/docs/men-in-families.pdf>

「歴史的には、父親は金の稼ぎ手としか考えられていなかった。世界中の多くの研究により、父親は子どもの発達に大きな役割を果たしていることが明らかになっている。両性の平等や、ワーク・ファミリー・バランスなど、必要なことも多い。立法や行政において、父親が家庭に充分に関与することを容易にする政策の導入が遅れている。」

(14) 「娘や息子に対する父親の役割」 The Role of Fathers with Daughters and Sons

これは、育児雑誌を発行する会社による育児情報を提供するサイトです。次のように書かれています。

<http://www.parents.com/parenting/better-parenting/style/the-role-of-fathers-with-daughters-and-sons/>

「子どもが生まれてから大人になるまで、その発達には、父親が重要な役割を果たしている。実際、多数の研究は同じ結論に達している。父親が充分に関与する子どもは、社会性と学業成績の点で優れている。メリーランド大学医学部小児科学教授の Maureen Black 博士は、次のように述べている。『父親が充分に関与する子どもは、トラブルが少ない。父親の関与は、子どもを大いに助ける。言語能力が向上し、行動異常が減る。これらは、父親が離婚するなどして、同じ屋根の下に暮らしていてもあてはまる。どこに暮らすかよりも、どのように関与するかが、決定的に重要である』。イギリスのオックスフォード大学の研究者は、イギリスの1万7千人の学童を対象として研究を行い、同様の結論を得た。」

(15) 「父親はどのようにして子どもをどうまっくやるか」 「How do Fathers Fit in」という文書は、次のように述べています。 Civitas: The Institute for the Study of Civil Society

は、英国の民間のシンクタンクです。

<http://www.civitas.org.uk/hwu/fathers.php>

- ・ 父親が小さい子どもとよく遊ぶと、その子どもは思考力や問題解決能力のテストで高得点を取る
- ・ 父親は、小学生の子どもに、新しい経験をさせるように努める。また、一人でなし遂げることができるよう促す
- ・ 父親は、子どもの倫理観の発達に特別な役割を果たす。まず第一に、父親は子どもに直接に説明したり指示したりする。第二に、自分が手本になることによって子どもに示す
- ・ 子どもが13歳〜19歳になっても、父親と母親は、子どもの信念、価値観、人生設計などについて、子どもに大きい影響を与える

第六章 連れ去りは子どもにずっと悪い影響を与える

連れ去りとは、片親が、別居に際して、子どもを他の親から、連れ去ることです。連れ去りは、子どもにずっと大きい悪影響を与えます。それで欧米では、連れ去りは犯罪とされています。

連れ去りが子どもに与える悪影響

私は、以下のような文章を書いて、Wikipedia「ハーグ条約」に投稿しました。これが、子どもを連れ去ってはいけない理由です。また、万一連れ去られたら、すぐに返還させなければならぬ理由です。

「連れ去りにより、子どもは片親を失う。子どもは、玩具、ペット、友人、先生、学校、慣れ親しんだ遊び場、行きつけの店を失う[1]。また、日々の日課、安全の感覚を失う。祖父母やいとこや、片親の文化を失う。会いたい親に会わせてもらえないことにより、同居親との

信頼関係も失う[2]。子どもは、自分を最も愛してくれる人を失って、嘆き悲しむ。連れ去られた子どもは、その後、人から見捨てられる不安を持つ。また、人間関係を信頼することが困難になる。また、抑うつ症状、孤独感、過度の恐れ、惨めさ、怒りを持つ場合がある。連れ去りによってしばしば子どもに引き起こされる精神的障害は、分離不安、A D H D、P T S D、摂食障害、学習障害、行動障害などである[3]。

連れ去った親は、子どもをかくまい、隠匿する。小さい子どもは、会えない時間が長くなると、残された親のことを次第に思い出せなくなる[4]。たいていの場合、子どもは、連れ去った親により、一人の意思を持った人間として尊重されるのではなく、交渉を有利に進めるための道具、仕返しのための道具として使われる[1]。子どもを他の親から引き離すのは、子どもの利益を第一に考えるからではなく、怒って仕返しをするためであることが多い[5]。

子どもから見て、連れ去った親は、唯一の情報源である。しかし、子どもは、連れ去った親に「父親は死んだ」とか「母親はもうお前のことを愛していない」とか、嘘をつかれることが多い[6]。子どもは、片親に会う機会を奪われるだけでなく、唯一の扶養者である立場を利用したマインド・コントロールにより、他の親への精神的なつながりも消去される[1]。

子どもを連れ去った後に、子どもへの虐待が多く行われる[5]。連れ去った後で23%の親が、子どもへの身体的虐待をしていたという調査がある[7]。連れ去った親にとって、就職や新し

いパートナー探しをする上で、子どもの存在が邪魔になることがある。公的統計や病院の集計において、虐待者である比率が最も高いのは、同居の母親である。連れ去った親にできた新しいパートナーは、子どもに多くのお金が出費されることに賛成しない場合がある。いくつかの動物では、新しいオスにより子殺しが行われる。

子どもは、連れ去りにより、誰の目も届かない状況に置かれる[8]。子どもは、誰の助けも無い状態で、自分を連れ去った親や、その新しいパートナーと対峙しなければならぬ。連れ去った親が、子どもを他の親に会わせないのは、子どもを大切にしていけないなど、会わせられるような状況ではない場合がある。子どもはお金を持っていないので、子どもの権利を守ろうとする人は少ない。

子どもは同居親に対して、強い怒りを覚えることがある。しかし怒りは、別の親に向かうこともある。子どもの目から見れば、非同居親は、会いに来てくれず、自分を探してくれないのであり、見捨てられたように見える。また、怒りは子ども自身に向かうこともある。子どもは、離婚は自分のせいで起きたと誤って思い込んでいることが多い。連れ去られた子どもの抑うつ症状や自殺は、まれなことではない[2]。連れ去られた子どもの心に与えられた打撃は、長く子どもの心に残る[9]。

連れ去りは、最も悪質な児童虐待であるとされており[2][5][8]、多くの国で、重罪として処

罰せられる。

- [1] Parental Kidnapping: A New Form of Child Abuse. Dorothy Huntington
- [2] Parental Child Snatching: An Overview 米国政府文書
- [3] Parental Child Abductions, Victims of Violence カナダ政府が出資している機関
- [4] Psychological Impact of Abduction Parental Abduction: A Review of the Literature 米国政府文書
- [5] The Kid is With A Parent, How Bad Can It Be?: The Crisis of Family Abduction 「家族による誘拐という危機」(ハワイ州政府文書)
- [6] Parental Kidnapping: Prevention and Remedies 米国弁護士会の文書
- [7] When Parents Kidnap. Geoffrey Greif 著 1993年
- [8] Parental Child Abduction is Child Abuse. Nancy Faulkner, 国連に提出した文書
- [9] The Crime of Family Abduction 米国法務省の文書

米国における連れ去り有罪化の歴史

私は、Wikipedia「親による子供の拉致」に、以下のように「米国における連れ去り有罪化の歴史」という文を書きました。

1932年に制定された連邦誘拐法は、リンドバーク法と呼ばれたが、片方の親が、他方の親から子どもを奪う行為は、誘拐とされていなかった[1]。

1968年以前には、別居や離婚に際して、子どもを連れ去った親には、親権が与えられるチャンスが際立って大きくなった[2]。

親による子どもの誘拐は、多くの州で違法とされていなかった。その頃までは、親は、親権を持っていない州から子どもを「合法的に」誘拐して、自分にとって望ましい親権を得ることができた別の州に移動することが可能であった[3]。

法制度が州によって異なることに対処するために、1968年に「子どもの親権の扱いを統一する法律案(UCCJA)」が作成された。UCCJAは、ほとんどの州で成立している。連邦誘拐予防法(UKPA)は、1980年成立したが、UCCJAを国家全体で守るよう要求している[4]。

連れ去る親は、配偶者ないし元配偶者に対して、極めて強い敵意を持ち、相手を動揺させ、攻撃し、コントロールするために、子どもを道具として利用するのである。連れ去る親は、周囲の人を頼っている子どもの信頼感を悪用して子どもを支配する。

たいていの子どもの連れ去りは、1974年に成立した「連邦、児童虐待の予防と治療の法律(CAPTA)」の「子どもへの非人間的な扱い」の定義にあてはまる[5]。

- [1] Laws Covering Noncustodial Kidnapping: eHow
- [2] Parental Child Snatching: An Overview 米国政府文書
- [3] Parental Kidnapping: A New Form of Child Abuse 親による誘拐：児童虐待の新しい形態 (Dorothy S. Huntington, 1982)
- [4] The Uniform Child-Custody Jurisdiction and Enforcement Act 米国法務省文書
- [5] Parental Child Abduction is Child Abuse

連れ去りは、なぜ児童虐待か (1) (米国の論文)

諸外国では、親による子どもの連れ去りは重罪として処罰されています。ウイスコンシン州から日本に連れ去った例では、司法取引に応じなければ、25年近くの刑が科せられると見られていました。なぜ、子どもを連れ去ることは、そのような重罪とされるのでしょうか。なぜ連れ去りは児童虐待なのでしょう。私は、この理由を知るために、次の3つの論文を読んできました。

- ① (上記の⑨) The Crime of Family Abduction 家族を誘拐する罪
これは、米国法務省の文章です。

- ・連れ去られた子どもは、長く続く精神的な影響と、長く続く社会的な影響を受ける。
- ・連れ去りは、連れ去られた子どもと片親の心を傷つけるだけでなく、兄弟や祖父母や友人の心も傷つける。
- ・社会は、親による子どもの連れ去りが子どもに与える衝撃とその影響を過小評価している。

親による連れ去りの特徴

(a) 子どもをかくまうこと

連れ去った親は、連れ去りを秘密にして、子どもの居場所を隠す。

(b) 無期限に子どもを奪うつもりであること

連れ去った親は、子どもと連れ去られた親やその関係者との面会交流を、無期限に妨害するつもりである。

(c) 逃走すること

子どもを連れ去る親は、子どもを州の外へ連れて行ったり、国外へ連れて行ったりして、状況の回復を困難にさせる。

②上記の [6] 親による誘拐・予防と治療 Parental Kidnapping: Prevention and Remedies

(Holt 著 アメリカ弁護士会 2000年)

「親による子どもの誘拐」とは、親、またはその他の家族構成員、またはその雇われ人が、子どもを連れ去ったり隠匿するなどして、親権や面会交流権を妨害することである。

連れ去られた子どもは、精神的な打撃を受ける。また連れ去った者から、身体的な攻撃を受けることもある。子どもに及ぼす悪影響のために、子どもの誘拐は、子どもへの虐待であると見なされている。

③ (上記の[1]) 親による誘拐・児童虐待の新しい形態 Parental Kidnapping: A New Form of Child Abuse (Dorothy S. Huntington, 1982)

子どもの連れ去りのほとんどは、児童虐待の定義を確かに満たしている。

かつては、親が子どもをどのように扱っても、それは全く問題がないと考えられていた。

我々は、長い時間をかけて次第に、親として許される行為と、児童虐待やニグレクトを区別していった。子どもに対する罪で親を告発することが可能なのかという議論を通じて、もし親が子どもに対して犯罪を犯すのなら、児童虐待で告発することが可能である、いやしなればならないということを、我々は理解するに至ったのである。子どもが持つすべての権利は、子どもへの非人間的な扱い、深刻なニグレクト、身体的・性的虐待などの状況において評価される。我々は今や、子どもの連れ去りを、最も悪質な児童虐待であると評価しなければならぬ。

連れ去りは、なぜ児童虐待か (2) (私の理解)

以下は、私が理解した内容です。

(1) アメリカ合衆国政府の文書には「親による子どもの連れ去りは、最も悪質な児童虐待である」と書いてあります。

(2) ハワイ州政府の文書に「親が一人ついているではないか。それで何が問題だと言うのか」という題の文書があります。それには、「連れ去りは、重大な犯罪行為である」と書いてあります。

(3) 日本の在外大使館は、多くの国では連れ去りが犯罪とされていることについて、在外邦人に注意を呼びかけています。(南北アメリカ大陸諸国、ヨーロッパ諸国、両オセアニア国などです)。

(4) ハーグ条約は、主要先進国を含む89カ国が締結しており、日本も近日中に締結予定です。ハーグ条約は、国境を超えた子どもの連れ去りに対して、原則的に強制的に、子どもを元の国へ送還するというものです。

子どもは、ある時、車でどこかへ連れて行かれます。そうして、もう二度と元の所へ戻れないのです。子どもは、慣れ親しんだ環境を失います。親しい友人を失います。そうして

片親を失うのです。子どもは、突然連れ去られ、片親に会えなくなり、心をコントロールされます。これらによる悪影響は、長く子どもの心に残ります。

連れ去った親は、子どもをかくまいます。そうして、残された親に会わせません。会えないようにするために連れ去るのです。子どもは、当然、家に帰りたがります。そして、残された親に会いたがります。しかし、会わせません。

連れ去った親は、子どもから見て唯一の情報源です。連れ去った親は、「父は死んだ」とか、「母親は、お前を捨てた」とか「お前のことを好きではないから、もう会いに来ない」などと言うでしょう。子どもは、頼りにする親から、一番大切なことについて嘘をつかれるのです。子どもが必要とする情報は与えられません。

それどころか、精神的にも、非同居親との親子関係を切られるのです。同居親は生殺与奪の権限を握ります。子どもは、同居親にすがって生きていくしかありません。唯一残った親から捨てられないようにしなければなりません。同居親は、子どもを意のままに支配します。もう一人の親との親子関係を切られることについて、子どもは不満を言わなくなります。

子どもを内的に支配するためには、逃げて、かくまい、会わせないことが、必須の条件です。子どもは、非常に弱い立場にあります。

父親は、子どもの発達に重要な役割を果たしています。連れ去りにより、父親からの保護、

支持、教育、遊びなどのいっさいが、子どもの手に入らなくなります。

子どもは、以前は家庭内の王様であったものが、連れ去りにより、片親の道具に成り下がります。子どもは、片親がお金を得たり、怒りを示したり、仕返しをしたり、力を示すための道具になります。子どもの切実な願いは、聞き入れられません。生存でどかされて、支配されるのです。連れ去りは、弱い立場に子どもを置いて、非同居親との親子関係を切るために行うのです。申し訳程度の面会の席に、連れ去った親が同席しようとするのは、子どもへの支配を途切れさせないためです。

連れ去りの動機は、「子どものため」ではありません。会わせないことがその証拠です。会わせるつもりなら、離れていても、インターネットを利用した無料のTV電話を使うこともできます（スカイプなど）。電話や手紙もあります。残された親は、子どもに会うためには、どのような面倒な条件をも受け入れるでしょう。

子どもは、人間として尊重されるものではありません。子どもは、人の目が通らないところで、ゆっくり改心させられます。そのような時には、精神的虐待が、身体的虐待へ発展することもあります。例えば、同居親が新しい異性を作ろうとする時に、子どもが邪魔になることがあります。同居親は、新しい異性に対して、自分にとって子どもは重要ではないことを示すかもしれません。そのような場合に、子どもは、同居親に都合の良い道具として扱われる

のです。

子どもは「父に会いたい」などと自由に意思を表明することは認められません。親に都合の良い意見を言わなければなりません。もう一人の親を攻撃しなければなりません。子どもは、生き延びるために、こうした内的な支配を受け入れるのです。

同居親からみれば、うまく行かなかった結婚生活の仕返しができたということです。連れ去りにより子どもを独占できたのです。子どもは自分だけのものになったのです。

片親が連れ去った状態では、人の目が通らずに好き勝手にする状態となり、恣意的になり、墮落し、止めどが無くなります。

子どもが医療機関を受診する必要がある場合に、受診させないのも虐待の一種です。医療機関を受診させれば、これまで必要があったのに受診させなかった実態が明らかになります。自分から虐待の証拠作りをしているようなものです。放置すれば、その病気は悪化して、取り返しのつかない事態になるかもしれません。しかし連れ去った親は、不用意な病院受診をしないでしよう。

ガルシア氏は、子どもが戻ってきた時に「母親には充分に会わせる。私は仕返しをしない。今晚、さっそく電話をかけさせる」と述べておられました。この点が、決定的に異なるのです。

連れ去りが子どもへの虐待であることが、人々の共通認識になる日が、日本でもいずれ必ず来るでしょう。

参考文献

1. Stars and Stripes
<http://www.stripes.com/news/japanese-mother-must-return-child-to-states-or-face-lengthy-jail-sentence-1.162803>
2. 米国政府文書 Parental Child Snatching: An Overview
3. ハワイ政府文書 The Kid is With A Parent. How Bad Can It Be?: The Crisis of Family Abduction
4. 外務省文書 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/>
5. 米国法務省文書 The Crime of Family Abduction
6. Huntington (既出)
7. Nancy Faulkner (既出)
8. 米国BAR (既出)
9. When Parents Kidnap (既出)
10. 「被虐児117例の検討」、日本小児科学雑誌、99巻12号、2069～2077、1995年
11. 離婚毒、片親疎外という児童虐待、青木訳

第七章 児童虐待

児童虐待と親の関与

以下の3つの文章が示すように、児童虐待は同居の母親によるものが多く、児童虐待を減らすには、父親が子どもに充分に関与することが必要です。

①米国の厚生省は、児童虐待について次のように述べています。

<https://www.childwelfare.gov/pubs/usermanuals/fatherhood/fatherhood.pdf>

「2003年には、90万6千人の子どもが虐待やニグレクトの被害者となった。そのうち、ニグレクトが最も多く、被害者となった子どものうち60.9%を占めた。身体的虐待は18.9%を占め、性的虐待は9.9%を占め、精神的虐待は4.9%を占めた。2003年には、約1500人の子どもが、虐待やニグレクトで死亡した。」

児童虐待の加害者の多くは、子どもの親であり、全体の83.9%を占めた。ただし、この数字には、産みの親や義理の親も含まれている。

実際のケースの40.8%は、母親単独によるものであった。また18.8%は、父親単独によるものであった。16.9%は父親と母親によるものであった。母親は、父親よりも2倍近く多く、虐待やニグレクトに関与していた。」

また、同じ文書は、次のように述べています。

「虐待を防止する要因としての父親

- ・父親が子どもと密接な親子関係を築くと、子どもの虐待は減る。
- ・子どもが家庭に父親が関与すると、虐待は減る。
- ・生物学的な両親と一緒に暮らす子どもは、虐待の被害者となることは少ない。
- ・父親が子どもに関与すると、母親の育児の負担が減り、親による子どもへの貢献の総和は増える。それ故、どちらかの親が子どもをニグレクトして、ケアや見守りを放棄することが最小になる。

・父親のいない家に住む子どもは、父親と住む子どもに比べて、身体的虐待や性的虐待やニグレクトの高い危険に直面する。1997年の調査によれば、片親の家庭の子どもは、両親のいる家庭の子どもに比べて、約2倍の割合で、児童虐待の被害者になった。(前者は1000人中27.4人、後者は1000人中15.5人)」

②アメリカ価値研究所 Institute for American Values の文書は、「虐待の加害者に最もなりやすいのは、片親の実母である」と述べています。

「Protectors or Perpetrators?」 Fathers, Mothers, and Child Abuse and Neglect

<http://www.americanvalues.org/pdfs/researchbrief7.pdf>

③フィンランドの国立健康福祉研究所では、以下のように述べて、児童虐待を予防するために、育児の重荷を分け合うことを勧めています。

<http://7thnordiccongress.files.wordpress.com/2012/06/mc3a4keic3a47th-nfo-conference-bergen.pdf>

- ・ 母親は、小さい子どもを虐待することがある
 - ・ 母親は、育児のストレスや重荷を分かち合う人が必要としている
 - ・ 人間の子どもは、非常に多くの世話を必要としている
 - ・ 人間の子どもは、自立するまでに長い時間がかかる
 - ・ 一人で育児が出来るという人はいない
 - ・ 親の利益と子の利益は完全には一致しない
 - ・ 母親が支援なく放置されると子どもは虐待を受けることがある
 - ・ 複数の大人が育児に関わると、子どもの発達は促進される
- つまり、児童虐待を行うのは、片親の母親に多く、父親が子どもにしっかりと関与すれば、

子どもへの虐待は減るということです。

なお、次のように、日本の統計においても、子どもを虐待するのは、母親が父親より多いことが示されています。

①平成18年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数は、37,323件で、虐待をする者は、62.8%が実母、22.0%が実父であった。

(Wikipedia「児童虐待」より)

②大阪府総合医療センター小児科の報告によれば、2000年から2010年までの10年間に同センターに入院した被虐児215例を検討したところ、主たる虐待者は、実母が55%、実父が18%であった。

(日本小児科学会雑誌、2011年、115巻1号、p77)

③日本法医学会の「被虐児の法医解剖剖検例に関する報告、第2回調査、1990～1999年」によれば、被虐児の死亡例459人中、加害者は、実母49.2%、実父15.9%、実母と実父9.6%であった。

(児童虐待死亡例の検討、小児科診療、2011年、91巻10号、p1531)

体罰と児童虐待の鑑別

体罰と児童虐待の鑑別について、以下のような文章を書いて、Wikipedia「児童虐待」に加筆しました。

体罰と児童虐待との鑑別が問題となることがある。

米国のある調査によれば、大人の82%は、「子どもの頃に、親にスパンクされたことがある」と答えている。また、多くの人は「親によるたいていの体罰は、虐待ではない」と答えている[1]。日本のある育児雑誌が読者アンケートを行ったところ、回答した親の62%は「子どものおしりをたたくことがある」と答え、55%は「子どもの頭をたたくことがある」と答え、「子どもをたたかない主義」と答えたのは12%であった[2]。

ミネソタ大学の「早期教育と発達のためのセンター」は、罰の使用について、「教育的な雰囲気の中で、良い行いに対するポジティブな賞賛やご褒美などと共に、軽い罰を例外的に使用するのであれば、罰の使用は容認できる」としている[3]。

米国の裁判所や Child Protective Services（日本の児童相談所に相当する）は、親の処遇を決める際に、次の諸点を考慮している[4]。

子どものケガの重さ

子どもの年齢と発達の度合い

体罰の方法

体罰の頻度

体罰が子どもの精神や発達に与えた影響

体罰の動機（目的）

つまり、それらの点を考慮すれば、親による体罰と児童虐待を鑑別できるということです。家事紛争において、偽りの児童虐待の訴えが行われることがあります。児童虐待と他のもを鑑別できるということです。

[1] http://www.frameworksinstitute.org/assets/files/PDF/pca_americaneta.pdf

[2] 子育てのリアリティー、育児雑誌「チャタンファン」お母さんの実感アンケート」1999年、2001年より

[3] What is the Difference Between Discipline and Punishment 「しつけと罰の違いはどこにあるか」ミソタ大学、早期教育発達センター

[4] Where and How to Draw the Line Between Reasonable Corporal Punishment and Abuse 「容認できる体罰と虐待との境界線をどこに引くべきか」デューク大学法学部 Coleman 教授ら、2010年、p130

(付録) 夫婦喧嘩とDVの鑑別

報道によれば、ガルシア氏の日本人の元妻は、日米の両国の裁判所でDV被害を訴えていましたが、アメリカでは、その訴えは認められませんでした。アメリカではどのようにしてDVの有無を判断しているのでしょうか。

また、キャンベル国務次官補は、連れ去りのケースに対して、「調査してもDVのケースはほとんど無い」と述べています。どのような根拠で、そう判断できるのでしょうか。

夫婦喧嘩とDVは、どこが違うのでしょうか。私は、この点について調べてみました。

「家庭内における健全なけんか」と、DVは、どこが異なるか。」

What's the Difference Between Normal Marital Conflict and Abuse?

Jeff Olson 著

<http://questions.org/atq/whats-the-difference-between-normal-marital-conflict-and-abuse/>

著者はミシガン州のカウンセラーです。著者は、どの家庭にもあるような争いは、次のようなものであると述べています。

・だれでも、相手をこきおろしたり、不当に相手を糾弾することがある。個々の問題について小さな衝突は、繰り返し起きる。

- ・健全な家庭内の争いは、時々、実態よりもずっと悪く見えることがあるが、時間の経過により軽快する傾向がある。その人間関係は、愛情が基盤になっているからである。
- ・また著者は、DVは、次のようだと述べています。
- ・DVは、一方的で、高圧的な人間関係であり、片方の者が不正に相手を支配する仕組みを構築する。ときには良い時間もあるが、その時でも、暴力を用いる者は、自分の思い通りにするために、ある時はほめかしたり、ある時はあからさまに、相手を支配する行為を行う。
- ・虐待する者の心の中では、私利私欲が働いて極限に達している。
- ・また著者は、両者では、必要とする介入のレベルが異なると述べています。
- ・争いを行う健全なカップルは、客観的で聡明な第三者の助けを必要とするだけであり、多くのカップルは、それにより、独力で、相互的愛情・思いやり・許しの雰囲気の中で、互いの違いを乗り越える。
- ・虐待者の大半は、自分があたかも被害者であるように振舞う。また虐待者には、過度の自己中心性がある。このため、支配とコントロールを認めさせて、人間関係を改善させることは、ずっと困難な過程になる。
- ・たいていの虐待者は、結婚カウンセリングを受ける場合には、被害者との同席を強く要

求する。同席は、虐待の関係を続けるための最後の手段である。

・虐待された相手は、自分の本当の考えや心配を話すことはできない。虐待者が、後で自分に代償を支払わせると思っていて恐れている。

DVは、植民地支配に似ています。植民地支配は、宗主国の利益のために行われます。植民地の人々の自由や独立を認めません。武力で反抗の芽を容赦なく摘み取ります。暴力は、支配のための手段です。ただし、毎回暴力を使うと、植民地支配が相手のためでないことが毎回明らかになってしまうので、いろいろな手段で人々を内的に支配しようとします。植民地と独立国の鑑別は、容易です。

夫婦喧嘩とDVの違いは、「支配」の有無が、一つの重要な鑑別点です。夫婦喧嘩では愛情が基盤になっているので、全体的な雰囲気、DVとは全く異なります。

なお、子どもを連れ去った親は、子どもを内的に支配します。「離婚で壊れる子どもたち」(棚瀬一代)によれば、連れ去った親は、自分が虐待されたと訴えている場合でも、子どもの面会交流では、自分の同席を要求することがよくあるそうです。連れ去った親は、上記の虐待者の状況と、ぴたりと一致します。

別の文章「家庭内の健全な争いとDVとの違い」では、「DVでは、相手の独立性を否定する」と述べています。

<http://divorcesupport.about.com/od/domesticabuse/a/The-Difference-Between-Domestic-Abuse-And-Normal-Marital-Conflict.htm>

「共同の子育て」や、「夫婦喧嘩と虐待の鑑別」は、いずれ、科学的な常識として、日本に導入されるでしょう。国連やユニセフや欧米の政府機関が一致して述べていることが、いずれ日本にも導入されるでしょう。

第八章 離婚産業が原因だ

家族法の弁護士による非倫理的な営業行為

Unethical Practices by Family Law Lawyers and Flaws in the Legal System

カナダ議会の特別委員会は、「家族法の弁護士による非倫理的な営業行為」について、次のように述べています。 *For the Sake of Children*

弁護士を含む多くの証人は、離婚しつつある両親の間で戦いをエスカレートさせることにより営業行為を行う家族法の弁護士がいることを断言した。この営業行為には、依頼人に誤った虐待の主張をさせることや、暴力を引き起こさせるように女性を奨励することなどが含まれる。それは、養育や財産などの論争における有利さを確実なものにすることを目的としている。

リンカーン大統領は、「社会にとって空腹な弁護士ほど危険なものはない」と述べた。オタワリオ州で営業している弁護士は、私が開業した当時は5000人ほどであったが、今で

は2万5000人もいる。人々が直面する法的なトラブルは5倍までは増えていない。ということ、今やここには2万5000人ももの空腹の弁護士がいるということである。(リチャード・ガーセンビーク、弁護士、会議#12、トロント)

サメの弁護士とでも言うべき弁護士達がいる。彼らは、自分達の経済的な利益のために、依頼人の戦いに火をつける。彼らの行っていることは合法的であるが、感情的に傷つきやすい依頼人を利用して、裁判による戦いを通じて、不必要で高価な多くのことを依頼人がするよう仕向ける。(スーザン・バラガー、弁護士、会議#22、ウイニペグ)

私は、刑事法の弁護士として、訴追された人々に対処している。そういう人々は、法廷に連れ出される時には、「権利と自由の憲章」や全ての慣習法の保護を受ける。ところが家族法の法的手続きでは、将来にわたる親と子と祖父母との関係が、正当な法的手続きや法的妥当性についてわずかでも考慮されること無しに決定される。このことは、私を驚愕させる。

また偽証は、ありふれているが、養育する親を偽証により刑務所へ送ることは、困難である。(ウォルター・フォックス、弁護士、会議#13、トロント)

離婚産業に関する文書

(1) 「両親は良親」という本

「両親は良親」(The Best Parent is Both Parents)という本は、C R C (子どもの権利評議会)による本です。ISBN-10: 1878901567 の本の書き出しは、以下のようです。

「離婚産業」

当時、アメリカ合衆国最高裁判官であったワレンバークは、「法律家の責務は、人々の争いを解決するために仕えることである」と述べた。しかしながら、全ての弁護士が、この責務を守っているわけではない。

多くの弁護士は、離婚しようとするカップルが、互いの敵となるように促し、和解のプロセスが進行するのを妨げる。カップルの戦いが激しくなればなるほど、戦いは長引き、カップルが支払わなければならないお金も増えるのである。

ジョージ・ワシントン大学のある教授は、次のように述べた。「弁護士の手口というのは、包括的な解決ではなく、小さな合意を求めることです。可能な限り事件を引き伸ばし、将来の争いの種をまくことです。そうすれば将来、確実に収入がもたらされます。」

(2) 「離婚、その原因と結末」

「離婚、その原因と結末」(Divorce, Causes and Consequences) という本には、次のように書かれています。ISBN-10: 0300125933

「1970年代半ばに離婚したカップルを調べたある研究では、研究者たちが見出ししたのは、裁判所を利用した人の大多数が法律制度に対して不満を持っていたことである。すなわち、彼らが雇った弁護士は、和解のチャンスを減らすような仕方で行動するよう彼らにアドバイスしたり、裁判官にウソをつくように勧めたり、相手を負かすための文章を裁判官に出すよう勧めたのである」。

弁護士が、自分の収入を最大化するように行動するのは、当然のことです。当事者が戦えば戦うほど、弁護士の収入が増えます。しかし、大多数の人々はそういう弁護士に対して不満を持っているのです。

(3) 日本の弁護士

ネットや弁護士のホームページを見る限り、日本では次のようです。

・夫婦関係がうまく行くためにはどういう条件を満たせばよいかについて、説明をしている弁護士は見当たらない。

・離婚により子どもに精神的なダメージが与えられることを説明している弁護士は見当たらない。

- ・片親引き離し症候群について説明している弁護士は見当たらない。
- ・日本の裁判所で子どもの権利条約が守られていないことを強く抗議している弁護士は見当たらない。

- ・弁護士の利益とは、夫婦が簡単に離婚してお金が入ることである。

- ・夫婦が継続して争えば、その都度お金が入る。

- ・それには、夫婦のコミュニケーションを止めさせて、子どもやお金を奪い合いにさせることだ。

- ・裁判官も退職後は、弁護士になる人が多い。

(4) お金のため

夫婦関係を円満に収めるためには、多くの心理学的な知識が必要になります。担当の弁護士は、その方面の科学的知識を持っているでしょうか。この方面に関する外国人研究者の名前を3人挙げる事ができるでしょうか。

また、離婚が子どもに与える悪影響を少なくすることについて、外国人研究者の名前を3人挙げてもらって下さい。もし、1人も挙げられないようなら、離婚の悪影響から子どもを守る事については、素人であり、関心を持っていないということですか。「悪影響は無い」と答える場合も同じです。

もめている夫婦の片方が弁護士事務所に来て相談したとします。1回1時間かけて5回くらい話をして、夫婦の問題を円満に解決したとします。そうすると弁護士の収入は、相談料の1回1時間×5回＝5万円です。ところが、離婚に導いたとすれば、平均的にはおそらく次のような収入になるでしょう。受任料40万円、調停1回5万円×5回、離婚成立の報酬40万円、子ども2人分の養育費8万円×3年分×1割です。この他に、財産分与により移動した額の1割です。つまり133万円＋財産分与の1割という収入になります。どちらが得か、一目瞭然です。争いが長引けば、収入はさらに増えます。

離婚しそうな夫婦を離婚させるには、対立を激化させることが一番です。それには、子どもの奪い合いをさせることが一番です。離婚後も両方の親が子どもに充分に関与して子どもを育てるのではなく、片方の親だけが子どもと関わるようにすれば、容易に夫婦関係を終わらせることができます。

犬も食わない夫婦喧嘩は、弁護士が食うのです。日本の裁判官は、退官すると多くは弁護士になります。大きい弁護士事務所にも雇ってもらうのです。利害関係は共通です。

子どもの精神的な予後を改善させることについて、興味を持っていないのです。国会が批准した子どもの権利条約に興味を持っていないのです。先進国では、単独親権の場合でも、子どもは、時間の20%以上を非同居親と過ごすという状況について、関心を持っていないの

です。全ては、お金のためです。

(5) ある弁護士的主張

ある弁護士は、次のように述べました。これは平均的な弁護士の主張であると考えます。

- ① 「子どもの権利条約は単なる努力目標である」
- ② 「離婚後の子どもの精神的な予後は知らないが、問題ないはずだ」
- ③ 「共同育児や十分な面会について、一般の人のコンセンサスは無い」
- ④ 「子どもは、会いたければ会いに行く」

① 「子どもの権利条約は単なる努力目標である」 (誤り)

世界の公的機関では基本的な大切なこととして尊重されています。離婚に関して、子どもの権利条約が定めていることは、子どもの処遇を決めるに当たって子どもの意見を聞くことと、別居が始まれば定期的な面会を始めることです。欧米ではしっかり守られていると私は理解しています。子どもの権利条約は、多数の科学的研究の成果を踏まえたものです。「これを守ればうまく行くが、これを守らなければうまく行かない」ということです。日本ではもっぱら裁判所が子どもの権利条約を無視し、それにより子どもの権利を侵害しており、この点で日本の裁判所はユニセフから非難されています。

②「離婚後の子どもの精神的な予後は問題ないはずだ」（誤り）

欧米でも昔はそのように考えられていました。親が離婚した子どもの精神的な予後が悪いことをウォーラー・スタインが指摘して以来、各国で大規模な追試の調査が行われて、それが事実であると判明しました。それは、国や人種の違いによらず、普遍的に派生しています。

子どもは学業成績が低下し、ドロップアウトしやすく、罪を犯しやすく、成人してからの社会的な地位も低くなります。しかし、もし子どもと別居親が、親子関係を保って交流するならば、そういう精神的なダメージが避けられることも判明しています。

③「共同育児や十分な面会について、一般の人のコンセンサスは無い」（誤り）

一般の人は素人です。親が離婚した子どもの精神的な予後が悪いことも、一般の人は知りません。その予防法も知りません。また、円満な夫婦関係を維持するのに何が必要であるかを知りません。そういう事を説明するのが裁判所職員の仕事です。一般の人に対する専門家の責務です。職務を果たしていないというだけのことです。その都度、一般の人に説明すべきなのです。家庭の問題でトラブルを起こしている人々は、家庭の運営に関して正しい知識を持っていないのです。

④「子どもは、会いたければ会いに行くだろう」（誤り）

これは言外に「子どもは会いたくないので会いに行かないのだ」と言っています。また、

子どもが「会いたくない」と述べている場合には、それを根拠にして会わせないという判決が出ることもあるようです。子どもが、別居親に会いたくないという場合は、欧米では積極介入になるようです。子どもは、1人では生きて行けません。高校生でも困難です。小学生では全く不可能です。子どもは同居親にすがって生きて行くしかありません。子どもを生かすも殺すも同居親次第ということです。それに乗じて同居親は、子どもに別居親を捨てさせます。子どもは身体的にも精神的にも、2人の親から半分ずつをもらって成り立っています。生存で脅かされて、捨てられないものを無理に捨てさせられるのです。子どもは深く傷つきます。そうして精神に変調をきたすのです。それで欧米では積極介入となります。裁判所の命令が出ても会わせない場合には60日程度収監されるので、会わせないという問題は無いようです。日本では、子どもに会いたくないと言わされている場合に、判決がその虐待を後押ししているのです。

参考文献

「親権妨害」に見る「日本の司法の闇」 後藤富士子弁護士

(6) 調停委員や弁護士は、なぜ十分な面会交流の時間を、同居親に勧めないか。
お金のためです。

片方の親が子どもにほとんど会えないのならば、交渉は紛糾するでしょう。月に2時間で

は、納得する親はいないでしょう。小さい子どもは、親のことが思い出せなくなります。調停に相手方弁護士来ているのなら、調停が1回長引けば、半日で5万円の収入になるのです。調停委員にとっても、それで半日分の仕事が確保されたということです。

同居親にとって、弁護士に頼むだけでも40万円が必要で、調停に出てもらうと1回につき5万円が必要で、離婚が成立すれば、また40万円が必要になります。同居親は、子どもを取れないためにそのお金を払うのです。あまり会わせないのは、子どもも非同居親の関係を切るためであり、また、これまでの不和による苦痛の仕返しをするためです。

調停委員や弁護士が、子どものために良い設定を勧めて実現すると、紛争がそれで終わってしまいます。しっかりと書いた育児計画書を作って、両親が子どもの福祉を守るようにすれば、その後も特に紛争は起こらないのです。合意書を作るにしても、当事者が納得した形で、調停は簡単に終わるでしょう。それでは、金が取れないのです。負けたほうが子どもに会えなくなり、全てを失って、地団駄踏んで悔し涙に暮れるようであれば、戦いは長引かないし、次の戦いが始まらないのです。負けた方は、到底納得できないので、何度でも調停や裁判を行ってくれるのです。

調停委員が子どもの権利の内容について説明して、「年齢に応じて意見を聞かなければならない」とか「別居がはじまれば、非同居親との恒常的な交流を行わなければならない」と

説明しても収入は増えません。連れ去りが、子どもの精神に与える影響について説明して、世界中で連れ去りは最も悪質な児童虐待として重罪に処せられていることを説明しても収入は増えません。もし、そんなことをすれば、その調停委員は、仕事を失うだけでしよう。

「どうすれば夫婦がうまくやっていけるのか」について欧米の研究の結果を説明しない理由や、父親が子どもの発達に与える影響について欧米の研究結果を説明しない理由も同じです。弁護士や調停委員が、そのような勉強をしても、自分の得にはならないということです。

コラム⑤ 私は保健学を40年間学んできました

私は保健学に興味を持ち、「なぜ健康のために最善の手を打つことができないのか」を考えてきました。これまでに40年近くも、保健学を学んできましたが、私の結論は「それを妨げる人がいるから」ということです。

例えば、タバコ産業（製造者、農家、小売業など）は、タバコの売り上げを減らすような対策には、強力的に反対します。また、加工食品に食塩を添加することを規制する動きに対して、食品業者は反対しています。また砂糖や化学調味料や水銀やアルコールなども、業者の反対により、効果的なコントロールは、あまり行われていません。

健康に有害なものに対して、有効な手を打とうとすると、それによって利益を得ている人々が、逆向きの手を打って、現状で、両者が釣り合っているのです。

人の健康が最も大切なものとして尊重されるのではなく、それに関わる人々の利益が尊重されるといふことです。

親が離婚した子どもに関しても、状況は同じです。他人の離婚で仕事や収入を得ている人々がいて、子どもの最善の利益よりも、彼らの利益が重要視されているのです。

コラム⑥ やつらは、白状している

黒澤明監督の映画の中で、椿三十郎は、「やつら、何のことはない、白状してやがるのさ」と述べています。

(1) 夫婦別姓や死刑廃止などについては、反対派（政府答弁）は、国民の多数が反対していることを強調しています。しかし、共同親権については、反対派は、そのような発言をしていません。反対派（政府）は、国民の多数が、共同親権制度を支持していることを知っているから黙っているのです。

(2) 日本の家庭裁判所の判決文中に、子どもの権利条約は出てきません。日本の家庭裁判所は、「子どもの最善の利益」について、具体的な基準を作成していません。外国の各種の機関は、具体的な基準を作成しています。日本の家庭裁判所は、そうした基準を無視しています。また、外国の動向や、国連子どもの権利委員会の動向や、同委員会による日本への勧告などについても、無視しています。裁判官たちは、内心では、「日本の現状は、子どもの権利条約に違反している」と思っているのです。そして彼らは、「釈明のしようがない」と考えているのです。

(3) 弁護士会が「証明困難なDVのケースが多い」と強調するのも同じです。もし、それを強調しないのならば、日本の弁護士は、金のために、夫婦のトラブルで仲直りの努力をせず、外国では重罪とされる連れ去りを指南し、子どもから片親を引き離し、子どもの精神に重大なダメージを与えているということになります。

弁護士会は、離婚後の児童虐待が、片親になった実の母親に多いことを説明していません。児童虐待を予防するために、頻回の面会交流が重要であることを説明していません。

日本の弁護士会は、「先進国の常識が誤りで、日本のやり方が正しい」という彼らの主張

を、外国や国連に向かって啓蒙していません。外国や国連に対して黙っていることによって、本気ではそう思っていないことを自ら証明しています。

我々のすべきことは、共同親権の良さを説明することではありません。それは、国民も反対派も知っています。我々のすべきことは、現状の力関係を、立法院を通じて国民に明らかにして、国民の意思を国政に実際に反映させることです。

第九章 子どもへの悪影響を最少にするために

離婚は、子どもに強い負の影響を与えます。どうすれば、それを最小にできるでしょうか（なお、親子の交流と共同養育については、後の章で詳しく考えます）。

「Out of Touch」という本から学ぶ

この本は、メリーランド大学の Grel 準教授とテキサス大学の Hegar 準教授の共著です。Google Books で多くを読むことができます。

親が離婚した場合に、同居していない親との親子関係が切れてしまう場合があります。この本は、そのような場合を研究対象としています。そうして、親と子の関係を維持するための方策を、事実に基づいて提案しています。以下は、この本の第9章「予防と解決」に書かれていることです。

(1) 親子関係を維持させるためには、子どもとの距離が非常に重要である。以前は歩いて

5分で子どもに会えていたものが、乗り物を使って2時間もかかるようになると、親子関係の維持に重大な影響が与えられる。事情が許す限り近いほど良い。

(2) 子どもが、親子の交流を嫌がる場合があるので、その場合には、子どもに理由を聞く必要がある。「思春期の理由」や、「好きなテレビを見ることができない」や、「しつげが厳しすぎる」などがあるかもしれない。そうした場合に、親として拒絶されたなごどと重大に受け取る必要はない。

(3) 非常に多くのケースで、非同居親が親子の交流から離れてゆく。感情の問題、離婚したときの怒り、交流時のトラブル、コミュニケーションの欠落、金銭的義務の回避などが原因で、親子の交流をしなくなる。

(親子関係が存続していれば、子どもに会いたくない親は、いないでしょう。私は、非同居親が子どもに会わなくなるのは、親子関係が切れた状態の末期症状であると見ています。) 非同居親の中には、自分に何か欠点があるという理由で、子どもから身を引こうとする人がある。しかし、その人は、子どもにとっての自分の価値に気がつくべきだ。子どもは、親から離れたくないかもしれない。

(4) 多くの非同居親は、子どもの愛し方を知らず、愛情の表現法を知らない。単に口で表現するだけでなく、いろいろな行動によって、子どもへの愛情を示す必要がある。

怒りを静めること…離婚に際して、子どもを守ること

アメリカ家事弁護士協会は、以下のような文章を公開して、離婚に際して子どもが傷つくことを防ぐように呼びかけています。

「離婚は、短期的にも長期的にも子どもにも傷跡を残します。両親が離婚する過程にある子どもは、意気消沈し、睡眠障害に悩み、自尊心が傷つき、学業成績が低下し、行動の退行が起こり、その他の身体的、精神的障害が現れます。

子どもはしばしば、パパとママの間の怒りを、自分に向けた怒りであると解釈します。子どもはかなり幼い時であっても、自分が一部分はママで、一部分はパパであることに気がついていきます。離婚するカップルが、子どもの面前で互いを軽蔑すれば、子どもの自尊心が大きな打撃を受けることがあります。

親権の戦いを避けることが、離婚後の子どもの幸福を確保するために両親がなし得る最も重要なことのうちの一つです。しかし、親権を争わない両親の子どもであっても、両親の間でぶちまけられた怒りによって傷つくことがあるので、可能な限り親の怒りを見ないで済むようにしなければなりません。

親は、どちらの親と共に暮らしたいかの選択を、子どもに尋ねないのが最良です。この件

について子どもが意見を持っている場合には、聞かなくても表に出てくるでしょう。もし意見を持たない場合にも、いずれかの親を選択するような立場に子どもを置いてはいけません。」

日本の弁護士と裁判官は、監護権をどちらか片方の親にだけ与えます。また子どもへの聞き取りでは、子どもに親の選択をさせます。親を選択させることが有害であることを広報していません。欧米とは正反対です。それで子どもへの打撃は最大になります。子どもの最善の利益ではなく、法律家の最大の利益です。

離婚後の引越しは制限されるべき

Greifが述べるように、親と子どもとの距離は、親子関係を維持する上で重要な要素です。距離は、親子の間を否応無く引き離して、子どもの精神発達を妨げます。可能な限り近くに住むのがお勧めです。

私は以下のように、米国の離婚後の引越しについて調べました。

米国において、離婚後に同居親が子どもと引越しを行うには、ある一定の距離を越える場合には、事前に裁判所の許可を得ることが必要です。裁判所の許可を必要とする移動の距離

は、州によりまちまちで、郡の外に出る場合、50から150マイルの決められた距離を越える場合、州の外に出る場合など、いろいろです。

また、引越しをする前に、もう片方の親に通知する義務があります。

裁判所は、個々のケースについて、その引越しの必要性と、親子の交流が困難になる度合いを、比較計量して判断します。もう片方の親の同意があれば、裁判所の許可が得られる可能性が高くなります。

引越しが認められた場合、長期休暇中の親子交流日数を増やしたり、子どもが移動するために必要なお金の負担を増やしたりするなどの対策が行われます

従来は「単独親権者にとって都合の良いことは、子どもにとっても都合の良いことだ。」という方針によって、単独親権者の引越しが容易に許可される傾向にありました。しかし、心理学の側から、引越しによる距離の増大が、子どもの精神的な予後に悪い影響を与える事実が示されて、「子どもの発達には、両方の親と充分に交流することが必要だ」という方針が採用されるようになっていきます。

[1] Relocating with Children after Divorce , Lawyers.com

[2] Relocation After Divorce, Womans Divorce

[3] Relocation And Child Custody, Womans Divorce

子どもに会えなくなった親が今できること

子どもに会えなくても、今出来ることがあります。例えば、以下のようなことが出来るでしょう。

- (1) 可能な限り子どもの近くに住むこと（既出）
- (2) 子どもに愛情を示すこと（既出）
- (3) 父親の役割を理解し、それを実践すること
- (4) 子ども自身も二人の親を持つことを望んでいることを理解すること
- (5) 共同親権を阻む勢力が何であるかを理解すること（弁護士）
- (6) 他の先進国と同様に、共同養育はいざれ実現することを理解すること
- (7) 情報収集すること（Kネット、CRCなど）
- (8) 子どもが理解できる言葉を話すこと（国語の教科書を見れば分る）
- (9) 子どもと過ごす時にすべきこと、してはならないことを学ぶこと
- (10) 夫婦関係を良好に保つにはどうすればよいかを学んで理解すること
- (11) 必要があれば、調停や裁判を利用すること
- (12) 子どもにお金をなるべく多く与えること

(13) 共同で育てる必要性をもう一方の親に何度も説明すること

(14) 子どもの権利条約の意義を理解し、まず自分が実践すること

私は、2012年9月15日に、「親子交流を考える岐阜の会」に参加しました。その時に私は「今できることがある」という題で話をしました。

離婚の正しい用語を使う

用語の問題は、重要です。国連の子どもの権利委員会も、用語の改善を勧めています。次の文は、カナダ議会の特別委員会の文書「For the Sake of Children」の一部です。離婚の用語が検討された記録です（それを私が訳したものです）。

現在の用語の心を蝕むような衝撃は、この委員会の聴聞において広範に議論された。

「監護 custody」というのは、人を牢屋に入れることの公式の用語である。

「面会 access」というのは、囚人が権利により弁護士に会うことである。あるいは弁護士が囚人に会うことである。これらは、吐き気を催すような、実に嫌な言葉である。そしてその言葉は、父親を持つという子どもの権利を消し去っている。こういう言葉や概念を今ただちに取り除こう。(ジーン・キース、会議#30、ハリファックス)

現在のカナダ連邦の法律制度における言葉と用語は、勝者か敗者かの筋書きを作り出してしまい、別居と離婚における親の争いを悪化させる。こうした不適切な用語は、家庭にふさわしいものではなく、監獄の用語が使われる子どもを卑しめているのである。(ジュディ・マツカンベランガー、会議#31、シャーロットタウン)

この委員会は、争いを減らす新しい言葉として、多くの他の法律制度から、具体例の提供を受けた。例えば、監護と面会という用語の代わりに、次のような用語が提案された。「親としての責任」(オーストラリア)とか、「共同の親としての責任」(イギリス)とか、「分かち合う親としての責任」(フロリダ州)とか、「住居の配置」や「親としての機能」(ワシントン州)などである。

この委員会は、「監護と面会」という言葉は離婚法の中でもう使わないことを推奨する。その代わりに、新しい言葉「共同の養育」を使い、元の2つの言葉の意味を統合して受け継ぐことを推奨する。この新しい言葉は、全ての意味と、権利と、義務と、慣習法と、法的な解釈を含むようになるであろう。

<http://www.parl.gc.ca/HousePublications/Publication.aspx?DocId=1031529&File=60#language>

「争いの非敵対的な解決」

また、カナダ議会の特別委員会は、「争いの非敵対的な解決」という題で、次のように述べている。Non-Adversarial Dispute Resolution

証人として現れた調停者達は、離婚の状況においては、敵対的な考え方から切り替える必要があると主張した。ハワード・アービングは次のように述べた。

過去10年間に、特に家族法に関する敵対する制度は、次第に批判の対象とされるようになった。親達が互いに配偶者であることをやめた後でも、共に協力して活動する場合には、コミュニケーションや承諾の行動は、必要になるのであるが、敵対的な場では、それを維持するのはずっと困難になる。このことが、この批判が行われる主な理由である。別の言葉で言えば、家族法の主要な問題点というのは、依頼人が持ち込む問題がしばしば法律問題ではないことだ。それは、深い人間的な問題なのである。法的な問題は、解決されるべきであるが、法的に決着しても、人間的な問題は軽減されないのである。そして、弁護士にとってはさらに重要なことであるが、もし人間的な問題を扱わないのであれば、しばしば法的な問題も適切には扱えないのである。現実に行われているように、敵対する離婚は、欠点としてストレスをもたらし、報復を行わせ、勝者と敗者を作り、戦う者達に何の利益ももたらさない。人

間関係におけるそうした法的な戦いは、離婚するカップルとその子どもに、健全で公正な雰囲気を提供することは無い。(ハワード・アービング、トロント大学、ソーシャルワーク学部、会議#11)

争いを減らす本

「離婚後の共同子育て」(エリザベス・セイアー、青木聡訳)という本には、別居や離婚後の夫婦が、どうすれば争わなくて済むかが述べられています。一口で言うなら、相手に復讐したり勝とうとする気持ちを捨てて、子どもの利益を重視するということです。そのように自分の姿勢を変えらるということ。当事者は、それを実践する必要があります。

この本の目次は次のようです。

第1章 争い依存症ではありませんか

第2章 争いと子ども

第3章 争いではなく子どもを優先する

第4章 争いの解決

第5章 共同子育てに取り組み関係性を築く

第6章 実効性ある子育てプラン

第7章 受け渡し

第8章 しつけ

第10章 新しい関係、過去の問題

第11章 片親疎外

第12章 健全な親、健全な子ども

争いを解決する技術

(1) HELPGUIDE (ヘルプ・ガイド) の Conflict Resolution Skills (争いを解決する技術) には、以下のように書いてあります。

http://www.helpguide.org/mental/eq8_conflict_resolution.htm

・「争いは、双方の差によって生じる。人々の価値観、モチベーション、認識、思考、希望に差があれば、争いが生じる。」

・「争いを無視したり避けたりするのではなく、争いを直視してしっかり対応することは、双方にとって必要なことである。」

- ・「双方の差を認識して、その差を尊重せよ。」
- ・「自分の感情を把握し、なぜそのような感情が生じるかを理解せよ。そうしないと効果的なコミュニケーションはできない。」

(2) ウィスコンシン大学の Conflict Resolution (争いの解決) には、以下のように書いてありました。

<http://www.ohrd.wisc.edu/online-training/resolution/aboutwhatsit.htm>

- 「争いを行うスタイルには、いくつかの型がある。型により、相手に与える影響は異なる。」
- ・「戦う型では、コミュニケーションは攻撃的になる。」
- ・「調和の型では、人は外交官のように振舞う。」
- ・「避ける型では、争いは無視できなくなるまでに悪化する。」
- ・「妥協する型では、いくつかの取引で、ギブ・アンド・テイクを行う。」
- ・「共同作業の型では、双方の要求を考慮に入れて、共通のゴールを目指す。」
- ・「交渉するのに安全な場所を確保せよ。」
- ・「自分が望む結末を明確にせよ。」
- ・「先に聞いてから、後で話せ。」
- ・「自分の要求を明確に述べよ。」

(3) テキサス大の Fighting Fair To Resolve Conflict (争いを解決するために、公正に戦う) という文書は、以下のよう述べています。

<http://cmhc.utexas.edu/fightingfair.html>

・「たいていの人間関係において、争いは不可避である。争いは、非常な不愉快さをもたらす。しかし、争いに対して適切に対応すれば、人間関係を強化して、相互理解を深めることができる。しかし、誤った対応を行えば、友人関係を破壊し、人間関係を終わらせ、永続する敵意をもたらす。」

(4) メリーランド大学の Effective Communication (効果的なコミュニケーション) は、以下のよう述べています。

<http://www.health.umd.edu/fsap/communication.html>

・「自分が望むことを明瞭に述べよ。」
・「その問題について感じていることを正直に述べよ。」
・「相手の利益を考慮に入れて、双方の利益になるような結論を目指せ。」

(5) National Fatherhood Institute (父親研究所) の Can Government Strengthen Marriage? (政府は結婚の人間関係を強化できるか) を読みました。

<http://www.marriagedebate.com/pdf/Can%20Government%20Strengthen%20Marriage.pdf>

- ・「離婚の増加は、社会保障費用の深刻な増加をもたらす。」
- ・「PREPという結婚教育を受けたカップルは、受けないカップルと比較して、5年以内の離婚が半減する。」
- ・「結婚教育や結婚カウンセリングは、カップルの人間関係の満足度を増加させ、争いを減らし、暴力を減らし、離婚を減らす。」
- ・「離婚を決意したカップルのうち、少なからぬ割合の人々は、離婚の決心についてアンビバレントである（両面の感情がある）。」
- ・「ミネソタ州で最近離婚した人のうち66%の人は、結婚生活を振り返ってみて、自分と相手との違いを埋める努力をもっとすべきであったと考えている。」

小児科医が果たすべき役割がある

- (1) 小児科医向けの教科書である「ネルソン小児科学」(2007年)は、医療従事者の重要な役割として、次のように述べています。「離婚後の両親のあり方が、子どもに大きな影響を与えることを両親に伝えることが重要だ」。そして「離婚後も両親が子どもの生活に継続して関わることが、子どもにとって最も有益だ」と述べています。

- (2) 同じく小児科医向け教科書である「ルドルフ小児科学」(2003年)は、離婚が多いことについて、「小児科医は、不和のプロセスが決定的に進行してしまう間に、適切にガイダンスを与える機会を失っているのである」と述べています。また、ルドルフ小児科学は、共同親権(法的、身体的)を勧めています。
- (3) また、米国小児科学会の「子どもと家庭の心理社会的側面に関する委員会」は、次のように述べています。

「別居や離婚の家庭とその子どもを助けること」

<http://pediatrics.aappublications.org/content/110/5/1019.full>

- ・小児科医は、幸福な家庭を維持するための予防活動と、別居に由来する病的状況を減らすための活動ができる。
- ・別居や離婚は、悪影響を子どもに与えるが、小児科医は、日常診療や健康診査を通じて、その家族に適切な情報を提供することができる。
- ・小児科医は、あくまでも子どもの利益を守る立場にある。
- ・小児科医は、子どもの理解の深さに合わせて、子どもの質問に正直に答えることができる。

・小児科医は、両方の親とプロとしての関係を維持して、子どもを健全に積極的に育てて行く手助けをすることが、望まれる。

日本の小児科医は役割を果たしていない

日本の小児科医は、親の離婚問題を扱っていません。離婚が子どもに及ぼす影響を、把握していません。予防策も行っていない。

日本の小児科の教科書を見ましたが、離婚については、ほとんど言及されていませんでした。

- (1) 小児科学 (第3版)、大関ら著、2008年
 - (2) 小児科学 (改訂第10版)、五十嵐ら著、2011年
- 医学雑誌についても、離婚への言及はほとんど見当たりませんでした。ただし、症例報告では、子どもの症例の背景として、親の離婚が記載されている場合があります。
- (1) 小児科診療、2011年1月号、特集「不定愁訴の子どもを見るために」
 - (2) 小児科診療、2011年10月号、特集「見逃さない！日常診療の中にあることものの虐待・ネグレクト」

- (3) 小児科診療、2010年1月号、特集「小児科医が知っておくべき思春期の心」
- (4) 小児科、51巻2号、2010年、p185「児童虐待の予防」
- (5) 小児科、47巻1号、2006年、p113「不定愁訴の多い子どもと出会ったとき」
- (6) 小児科、46巻11号、2005年、特集「乳幼児への育児のポイント」p1709、「ころ
いろな子育てスタイルへのアドバイス」p1713、育児とその役割分担

私は、神戸大学小児科において数年間勉強をさせて頂きましたが、研究会などにおいて、親の離婚が問題になったことはありませんでした。

また私は、浜松医大小児科においても数年間勉強をさせて頂きました。親の離婚が話題になったことが一度だけありました。子どもの癌を治療しておられた先生は、次のように述べておられました。「子どもが生きている間は、夫婦は、一致団結して病氣と闘うが、子どもが死亡すると、その後、半数くらいは離婚する。それで、そのためのケアが必要である」。

この他、厚生労働省の「健やか親子21」にも、親が離婚した子どもへの対策は見当たりにせん。

第十章 ハーグ条約は締結されたが……

ハーグ条約の締結

日本では平成25年5月の国会で可決される予定です。ハーグ条約は、国際離婚紛争に関する条約です。子どもを連れて国際離婚をする人だけが関与します。しかし、その背後には、離婚における共同親権制への移行や、子どもの権利を尊重する問題があつて、世界の先進国と同じ制度の実現が期待されます。

ハーグ条約に関する日米シンポジウム（2011年8月5日）

私は、大阪弁護士会による「ハーグ条約に関する日米シンポジウム」を聞きに行つてきました。内容の豊富なシンポジウムでした。

（1）手続的な条約

弁護士の大谷先生によれば、ハーグ条約は、「管轄権調整のための手続的な条約」であるとのことでした。また、ハーグ条約の根底には、子どもの権利を守る目的があるとのことでした。

兵庫県弁護士会はハーグ条約に反対していますが、大阪弁護士会は、必ずしも反対ではないようです。もちろん主権は国民にあります。弁護士にあるわけではありません。国民の意思を条約や法律に反映させて、裁判官の自由裁量を制限することです。これまで日本では軽視されてきた子どもの権利を大切にすることです。

(2) 子どもの権利の具体的内容

シンポジウムにおける討論の中では、「現在、国連の子どもの権利委員会では、子どもの権利の具体的内容を定める作業を行っている」という発言がありました。

(3) 子どもを代理する人

シンポジウムの討論の中で、「子どもの権利を代理する人の制度が、2年に以内に実施される予定である」という発言がありました。

これまで日本では、(15歳以上を別として)、子どもの意見を聞くことはほとんどありませんでした。

(4) アンダーテイキング

当日配布された文書によれば、アンダーテイキングとは、申立親が子の所在国の裁判所において、例えば「暴力をしない」「刑事告訴を取り下げる」「子を取り上げない」といった約束をすることであるそうです。

また、ミラーオーダーとは、子どもが返還される先の裁判所が、アンダーテイキングと同じ内容の命令を出すことであるそうです。

米国のバード弁護士によれば、アンダーテイキングが有効なケースがあるとのことでした。

パブリックコメント

法務省は、ハーグ条約についての法制審議会で、ハーグ条約を受け入れるための周辺の法律案（中間取りまとめ）を作りました。そして、それに対するパブリックコメントを募集しました。私は、意見文を作成して、送付しました。（2011. 10. 10）。以下は、その要旨です。

「中間取りまとめ」は、一般的に言って、子どもの利益を第一に考えるという子どもの権利条約の趣旨の尊重が感じられず、父親と母親の対立を煽る内容となっている。

子どもの権利条約は、国会で批准されており、国民の意思である。国民の本心である。離婚後も、子どもの権利を守るのは、国民の意思である。法律家が、それを軽視するのは許されない。今年の民法改正時の国会の付帯決議もある。

(1) 法律の目的を明確にすべきだ

(2) 子どもの意見を必ず聞け

(3) この法案の作成に際しても、子どもの意見を聞け

(4) 面会交流についての規定を設けよ

(5) 強制的な返還方法を明記せよ

(6) 公示送達の方法を採用すべきだ

(7) 返還拒否は、重大な危険がある場合に限定すべきだ

中間案の通りだと、日本の弁護士は、総力をあげてDVの証明をしようとするだろう。最低でも、連れ去った親自身の証言、連れ去った親の身内や友人の証言、連れ去られた子どもの証言などを作成するであろう。また、子どもに返還を望まないように言わせるであろう。親と子の精神的不安定の診断書も用意するであろう。

申立人もそれに対抗して、いろいろな証拠や証言を用意しなければならぬだろう。

それは、子どもの奪い合いそのものである。法律家が、父親と母親に子どもの奪い合いを

させるという構図が、全く変わっていない。法律家が得をするだけだ。

離婚に関する司法手続きの目標は、離婚後も両方の親が協力して子育てをするということである。そこから、どんどん遠くなってゆく。このハーグ条約の日本での手続きは、父親と母親の関係をさらに壊すであろう。

子どもにとって、両方の親は必要である。それを実現するために、連れ去りを防ごうとしているのである。違法な連れ去りが起きれば、一旦元に戻そうとしているのである。中間取りまとめは、方向性が誤っている。

外務省のハーグ条約シンポジウム（2013年1月16日）

外務省のハーグ条約シンポジウムを聞いてきました。

ハーグ条約を締結後に、ハーグ条約が問題となる事例において、国際的な調停をどのように行うかというテーマでした。

講師のアン・マリー・ハッチンソン氏 Anne-Marie Hutchinson は、イギリスの Reunite という組織の代表者です。Reunite は、国境を越えた連れ去りに対して、情報提供や調停を行っている組織です。同氏は、1999年にユニセフの「子どもの権利 弁護士賞」を受

賞しています。また、2010年には国際弁護士会の「傑出した国際婦人弁護士賞」を受賞しています。

もう一人の講師の鈴木五十三氏は、弁護士登録後、米国に留学し、ニューヨーク州の弁護士免許を取得し、ニューヨークで1年間働いて、その後、日本国内で外国相手の事件を多く手がけてこられ、併任で国連（ジュネーブ）に勤務しておられました。

その後、計8人によるパネル・ディスカッションが行われました。すべて、同時通訳付きでした。私は、同時通訳の機械を使わなかったところ、聞き取れた英語は1割以下でした。しかし配布資料の英語は理解できました。

英国の Reunite の文書によれば、ハーグ条約に関する英国の国際調停は、当事者が合意した場合にのみ行われるそうです。また裁判所は、調停を強制することはできないそうです。英国の Reunite の調停は、2日間だけです。ハーグ条約における審議期間は、原則として6週間以内と決められていますから、時間的な余裕はありません。調停人は2人、2日間、3時間×3回で、（1ポンド140円なら）計21万円で、父親と母親で半額ずつの負担となります。

英国の Reunite は、離婚の問題自体を扱わないそうです。子どもがどこに住んで、誰とどのように会うのかを先にきめるのであって、離婚条件の細目は、後でゆっくり決めれば良

ということでしょう。

また、英国の Reunite は、電話による情報提供を24時間行っているそうです。

また、次のようなFAQが書かれています。

問：「残された親が、連れ去った親に、ハーグ条約に訴えると警告することは有効ですか」
答：「通常は有効ではありません。警告すれば、連れ去った親は、引越したり隠れたりするでしょう」

パネル・デイスカッションにおいて、ドイツ人の弁護士の方によれば、ドイツでは、ハーグ条約締結後20年が経過し、国際調停を行うようになってから10年が経過したそうです。国際調停も、調停としてのメリットがあるそうです。当事者の希望を生かせるとか、人間関係が敵対的なものになりにくいか、当事者が合意事項を守る率が高いというメリットです。ドイツ人の弁護士の方は、「ハーグ条約が一つの武器になって交渉が進む」と述べておられました。もしハーグ条約が無ければ、連れ去った親は、知らん顔をして交渉に乗ってこないということなのです。

日本では、「ハーグ条約による国際調停」は、まだありませんが、家族関係の「国際調停」自体は、すでに1年間に、数百例程度行われているとのことでした。

ハーグ条約についての日本の法制審議会は、調停については、「現行の調停制度を使用する」と述べています。それだと、第1回めの調停が行われるまでに6週間が過ぎるでしょう。また、英国のCAFCASSは、裁判所の組織には所属していませんが、日本の調停委員は裁判所から雇われています（裁判所の相場を最善のものとして押し付ける傾向がある）。

国際調停においては、インターネットを用いたTV電話（例えばスカイプ）がよく使われているようです。

ハーグ条約についてのCRCCのブログ

- (1) Children's Rights Councilのブログにハーグ条約についての感想が書いてありました。（H25.3.7の記事）。

内容は、「日本がハーグ条約を締結しても、過去に連れ去られたケースには、遡及しないので、子どもに会えない状況は変わらないだろう」ということです。同感です。

- (2) また、同じCRCCのブログに、米国の論文へのリンクがありました。（同じ日の記事）。
- この論文の著者は、ロースクール卒業後1年の駆け出し弁護士です。これは、アメリカ弁護士会の2012年の論文コンテストで3位になった論文です。

「ハーグ条約の受け入れ方について、日本とモロッコの比較」という題です。著者は、日本の現状について、詳しく正確に把握しておられます。そうして、日本とモロッコを比較した後に、日本についての提言を書いておられます。モロッコは2010年にハーグ条約に加盟しています。以下のような主張がありました。

(1) 片方の親に親権を与えるなら、他方の親に監護権を与えるべきだ。

モロッコも、基本的には単独親権であるが、片親が親権を得る場合は、他の親が監護権を得る。そうして、離婚後も両方の親が子どもに関与して子どもを育てる制度にしている。日本でも共同親権、共同監護権が望ましいが、それが困難なら当面は、親権と監護権を別々の親に与える努力をすべきだ。

(2) 日本の裁判所、議会は、面会交流を、基本的な権利として確立すべきだ。

モロッコは、ハーグ条約に加盟するために、面会交流権を確立した。ただし、それ以前でも、モロッコの母親は、父親から離れる自由な移動を禁じられていた。父親が子どもと交流し続けることを可能にするためである。日本では、面会交流の権利は、非常に限定されている。

(3) 日本は戸籍制度を改革すべきだ。少なくとも修正すべきだ。

日本では、母親が離婚後に自分の名前を変えるときに、父親の戸籍から子どもの名前が抜かれてしまう。戸籍制度を変更して、親の婚姻状況には関係なく、子どもは両方の親の戸籍に記載されるようにすべきである。この一步は、「親の共同の責任」へ近づくための心理的な一步になるであろう。

(4) 連れ去られた子どもを強制的に捜査する仕組みや、子どもを安全に強制的に返還する仕組みを作るべきだ。

(5) 日本は、家庭紛争について、欧米諸国と協力して解決していくよう合意をすべきだ。モロッコは、ハーグ条約加盟に際して、周辺国と、家庭紛争を協力して解決するよう、相互合意を行った。欧米諸国はこれまで、日本に対して、連れ去りを防ぐ努力をするように再三呼びかけている。日本は、家庭紛争の解決のため、グローバルな協力を行うべきである。

「ハーグ条約の実施に関する法律」は、悪い

ハーグ条約では、違法な連れ去りを許さずに、子どもを元の国へ返して、そこで審議しようということです。

今回成立した「ハーグ条約の実施に関する法律」の28条は、1号から6号までのいずれか一つでも該当すれば、裁判所は子どもを返還を命じてはならないと規定しています。

例えば4号は、次のようです。「常居所地国に子を返還することによって、子の心身に害悪を及ぼすことその他子を耐え難い状況に置くことになる重大な危険があること」。

この4号については、次の項で、さらに「子の心身に害悪を及ぼす状況、子の耐え難い状況」を判断する具体例が次のように列挙されています。

①常居所地国において子が申立人から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれの有無

②相手方及び子が常居所地国に入国した場合に相手方が申立人から子に心理的外傷を与えることとなる暴力その他の心身に有害な言動をうけるおそれの有無

③申立人または相手方が常居所地国において子を監護することが困難な事情の有無

③は、連れ去った母親が、元の国で子どもを監護するのに困難な事情があれば、これに該当します。この③の例示に該当すれば、4号に該当します。そうすると、子どもは返還されません。

母親は、現地の法律に違反して連れ去っています。だから母親は、現地に行けば犯罪者として逮捕されます。それでは平穏な監護はできません。つまり、この法律に従えば、違法な

連れ去りは、返還しないということです。そのほか英語が上手でないとか、自活できるほどの収入が得られないなどでも、該当する可能性があります。

①と②についても、おそれ（可能性）があれば、返還しないということです。精神的な打撃を受ける可能性があるだけでも、返還しないということです。

法制審議会の最初の案「中間取りまとめ」にあった「明らかなおそれ」という言葉は、単なる「おそれ」に変わりました。明らかでなくても良いということです。わずかでもあれば、あるということです。

なお、4号についても、1、2、3、5号についても、それぞれ、裁判官が、ありとあらゆる事情を考慮に入れて決めます。

それなら、相手方の弁護士は、裁判にありとあらゆることを持ち出すでしょう。また母親は、子どもを内的に支配して「アメリカには行きたくない」と言わせるでしょう（ソフィーの選択が先取りされます）。弁護士は、母親が子どもを連れ去る前には、打撲や精神的症状の診断書を作っておくように指示するでしょう（子どもを返還されないための「正しい連れ去り方」が指南されます）。

ハーグ条約では、原則として6週間以内に、子どもを返還するかどうか決めることになっていますが、ありとあらゆる事情の反論や、再反論に時間がかかりますから、控訴して上告

すれば、何年もかかる可能性があります。小さい子どもでは、父親のことや英語を忘れるでしょう。大きい子どもでは、裁判しているうちに16歳になってしまいかもしれません。

この法律は、「二人の親が協力して子どもを育てる」ことを実現しようとする法律ではなく、「二人の親が激しく争って、弁護士にお金をたくさん支払う」法律です。

今回、外国の圧力によって、ハーグ条約を締結させられましたが、欧米は、日本に共同親権を実施させることを目的にしているのではなく、日本に圧力をかけて、子どもを外国に連れ戻すことを目的にしています。それは、真の解決ではないので、このようにうまくいかないのです。日本では「なぜ連れ去っては、いけないのか」が十分に理解されていません。

米政府は、日本に共同親権の制度を取り入れさせて両方の親に育てさせることをあまり考えていないようです。選挙向けに、「日本にハーグ条約を認めさせた」という表面的な成果を求めたのでしょうか。手柄をもらう代わりに、骨抜きを容認したのでらうと推測します。

戦時中に、アメリカ軍は、日本で、子どもを含む民間人を大量に殺害しました。国際法に違反しています。ハーグ陸戦条約（1907年）にも違反しています。ハーグ陸戦条約を守らないアメリカが、子どもの権利条約を守らない日本に対して、裁判地をアメリカにする条約を締結せよと言っても、うまくいくわけがありません。

また、子どもの権利条約では、「子どもが意見を表明する権利を守る」と述べています。

この法律では、「子どもの意思を把握するよう努める」と述べています。権利として尊重するのではなく、努めるだけです。努力するだけです。子どもの意見を聞こうとしても、相手方が「子どもが嫌がっている」と言えば、「それならしょうがない」ということになるでしょう。

この法律は、子どもの処遇を決めるものですが、この法律を作るに際しても、子どもの意見は聞かれませんでした。この法律は、ことさらに、子どもの権利条約を無視して作ってあります。

この法律は、「ハーグ条約にたくさんつけた注釈」です。「ハーグ条約を守る」と言っておきながら、この法律が定める条件でしか守らないということなのです。

日本は、子どもの権利条約にも注釈をつけています。国連の子どもの権利委員会から注釈を消すように何度か言われていますが、そのままです。ただし、どうせ守っていないので、注釈はあっても無くても同じです。

子どもに親を選択させると、子どもの精神に大きな打撃を与えます。日本の家庭裁判所は、その配慮をしていないように見えます。調査官が子どもに会えば、「どちらの親と暮らしたか」をしっかりと聞くでしょう。

訴状は公示送達されないので、隠れていれば、ハーグ条約の裁判は始まりません。

ところで、今回、法制審議会が募集したパブリックコメントには、最高裁も意見を述べています。最高裁の意見は、下級裁判所の裁判官に大きな影響を与えるでしょう。最高裁は、返還の強制については、間接強制のみを認めるといふ意見を述べています。法制審議会の集計によれば、最高裁内部ではこれに反対する意見は無かったそうです。

間接強制だけなら、例えば「子どもを返還しないのなら、1日について5000円を支払え」というような判決が出るだけです。直接強制は、ありません。お金を持つていなければ、痛くもかゆくもありません。親から、生活費を現物でプレゼントしてもらえば良いのです。

外国から見れば「日本は、ハーグ条約を締結した」ことになりましたが、締結しただけで、日本の裁判官の考えが変わったわけではありません。普通に返還の裁判を行うのとあまり変わらないでしょう。これまで通り、日本のやり方で日本の裁判は行われるでしょう。

第十一章 子どもの権利を守るべきだ

「権利」とは、裁判で請求するときの根拠となるものです。権利を法律の中に明記しておいて、それが侵害されたときには、裁判所に請求すれば、回復してくれるという仕組みです。このような仕組みがあった方が国民生活はうまく行くので、各国共にこの仕組みを取り入れていきます。

子どもは、参政権を持っていませんが、生存権を始めとするいろいろな権利を持っています。

Wikipedia 「子どもの権利」

私は Wikipedia 英語版の「子どもの権利」を日本語に訳しました。そして、日本語版 Wikipedia の「子どもの権利」の項目を作成しました。その項目の中の「育児と子どもの権利」は、以下のようにでした。

育児と子どもの権利

親によって育てられることは、基本的な子どもの権利であると考えられている[1]。

この権利により、子どもは親との関係や、それによる利益や、実の親による育児などを、否定されるべきでないと考えられている。唯一の例外は、親による虐待やニグレクトから子供を守る目的で政府が介入しなければならぬ場合である。そのようなケースでは、「すべての関係者は、当該手続きに参加する機会を与えられ、意見を述べる機会を与えられる」という原則を守りながら、迅速な司法の検討により解決が図られる[2]。

両方の親との関係を保つという子どもの権利は、親が離婚した子どもの最善の利益の決定や、養育の法的手続きにおいて、重要な要素であると強く認識されるようになってきている。いくつかの政府では、共同の育児が子どもの最善の利益にかなうものであるという原則的な推定を行う法律を制定している[3]。また、離婚した夫婦の子どもや、事実婚の夫婦の子どもの権利を守るため、共同親権を求める動きがある。

[1] 世界の192カ国が署名した国際連合の子どもの権利条約の9条を参照

[2] "Family law - A child's right to a continued relationship with both parents." Canadian Children's Rights Council. Retrieved March 29, 2008.

[3] "What is equal shared parenting?" Fathers Are Capable Too: Parenting Association. Retrieved 2/24/08.

カナダ議会の特別委員会「子どもの権利」を守るべき

カナダ議会の家族法改正に関する特別委員会は、子どもの権利について、次のように述べています。(「For the Sake of Children」より)

「多くの証人達は、この委員会が子どもの権利条約を考慮することを勧めた。特に3条、9条、12条であり、それは子どもの最善の利益についてであり、子どもが家族のメンバーと関係を保つ権利についてであり、子ども自身に関係する司法手続きにおいて意見を聞かれる権利についてである。これらの証人の多くが感じていることは、離婚法の前文の中で子どもの権利条約に言及することは、裁判官に対して有用で重要な原則の案内を与えるものであり、それゆえ養育の決定を改善する。

委員会のメンバーは、両親のいずれかを選ばないといけない立場に子どもを立たせないようにする必要があることを、強く認識した。委員会の多くのメンバーは、ミシガンの裁判官のジョン・キルケンダールの証言が、役に立つと感じた。彼は子どもにどのように感じているかをしばしば尋ねるのであるが、彼が常に注意深く子ども達に知らせているのは、子どもたちが意思決定者ではないということである。子ども達が言ったことを彼は考慮はするが、子ども達が要求した通りの決定を彼は必ずしも行わないことを子どもたちに告げる。委員会

のメンバー達が重要であると感じたのは、両親が、養育と住居をどうするかについて、子どもと話をするようにアドバイスされていることであり、子どもと相談せずに新しい設定を押し付けないようにアドバイスされていることである。

この委員会は、親と子どもの関係が別居や離婚で切れないことが必要であると認める。それゆえ、離婚した親とその子どもは相互に親密で継続的な関係を保つ権利があるという原則を、離婚法の前文に加えることを含むような、離婚法の修正を推奨する。」

カナダは、家族法の改正に際して、カナダ議会の特別委員会において、多くの子どもの声を聞きました。その特別委員会は「子どもの声を聞くこと」について、次のように述べています。

「この委員会は、カナダ中からの子ども達から証言を聞いた。離婚が良いことだと言った子どもは1人もいなかった。彼らが話したことは、彼らの生活が分裂したこと、親の離婚に伴って強い情緒的な苦しみが生じたことである。

この委員会のメンバーは、子ども達の考えを聞くことと、子どもにどちらかの親を選ばせることは、区別する必要があることを理解している。多くのプロフェッショナル達がこの委員会に警告したのは、たいていの子ども達は離婚後も両方の親に忠実でありつづけたと思うことであり、二人のうち、どちらか一人の親を選ばないといけないという事態は、子ど

もにとつて信じられないような強い内的な葛藤を生み出すことである。この委員会の多くのメンバーが確信しているのは、子どもが、片親との接触を断つことを望んだとすれば、それは大きなトラブルを意味するのであり、法的な介入よりもむしろ治療的な介入を必要としているということである。」

この特別委員会は、家族法改正のための委員会であり、それは、子どもの処遇を決めるものです。ですから、この委員会は、カナダ中の子どもから意見を聞いています。日本は民法改正でも、ハーグ条約の関連法案制定でも、子どもから意見を聞いていません。法律の制定過程自体が、子どもの権利条約に違反しています。

日本のハーグ条約関連法では、子どもに一般的な意見を聞くのではなく、子どもにどちらかの親を選ばせることが予想されます。それは、子どもにとつて有害です。日本の家庭裁判所を利用する人は、「家庭裁判所の職員に、自分の子どもを触られたくない」と思うかもしれません。

子どもの最善の利益とは何か

私は、英語版 Wikipedia の「子どもの最善の利益」を訳して、日本語版 Wikipedia の「子

どもの最善の利益」という項目を作りました。以下は、その一部分です。

「イギリス法では、子どもの法律1989の1(1)項は、全ての法的手続きにおいて、子どもの利益は、裁判所の最高関心事であると定めている。そして、裁判所は、下のような「子どもの福祉のチェックリスト」を考慮することが必要であると定めている。

- ・関係する個々の子どもの願いや感情（子どもの年齢や理解力を考慮して確認）
- ・現在と将来の子どもの身体、感情、教育について必要なこと
- ・現在と将来の子どもの環境の変化が子どもに及ぼすと予想される影響
- ・子どもの年齢、性、背景事情、その他裁判所が適切に考慮すべき特徴
- ・子どもがこれまでに受けた害と、子どもが現在と将来に害を受ける危険性
- ・子どもが必要とすることを、それぞれの親や裁判所が適当と考える人は、どの程度満たすことができるか

子どもの法律1989の下で、問題となる司法手続きにおいて、裁判所に対して利用可能な法的権限の範囲」

子どもの法律1989 : http://en.wikipedia.org/wiki/Children_Act_1989

「僕が父と母に望むこと」

ミズーリ大学は、「僕が父と母に望むこと」(子どもが必要とするもののリスト) What I need from my mom and dad: A child's list of wants という文書を公開しています。これは、多くの子どもが共通して望むことを箇条書きにしたものです。

http://www.helpguide.org/mental/children_divorce.htm

- ①父も母も、僕の人生に関わりを持ち続けて下さい。手紙を書いて下さい。電話をかけて下さい。私になんでも聞いて下さい。父や母が私に関与してくれない時には、父や母にとって私は大切ではなく、本当は私への愛情を持っていないのではないかと思ってしまう。争うのをやめて下さい。仲良くやって行くように努力して下さい。私に関する事には、合意するように努めて下さい。父と母が私について争うと、私が何か悪いことをしたような気がして、後ろめたくなります。
- ③私は父も母も大好きです。父や母と過ごす時間を楽しみたいと思っています。もしも父や母が、嫉妬したり取り乱したりすれば、私はどちらかの肩を持って、どちらかをより多く好きにならなければいけないような圧力を感じます。
- ④父と母は、相互に直接にコミュニケーションして下さい。そうすれば、私が伝言を持って

行き来せずに済みます。

⑤ 他方の親のことを私に話すときには、良いことだけを言うか、何も言わないで下さい。他方の親について、意地悪で不親切なことを言うと、私を自分の味方に引きずり込みたいのだからと思います。

⑥ 私は、父も母も私の人生の一部分になってくれることを望んでいます。このことを忘れないで下さい。私が、父と母に期待してあてにしていることは、私を育ててくれること、重要なことを私に教えてくれること、私が困っていたら助けてくれることです。

「子どもに焦点を当てた意思決定」を行えばうまくいく

Child-Focused Decision-Making

米国、全国家族回復センターに「子どもに焦点を当てた意思決定」という文章があります。副題は「あなたが、家族とあなた自身に与えることができる最も重要な贈り物」です。以下のような内容です。

(National Family Resiliency Center)

<http://www.divorceabc.com/html/art1.htm>

「毎年、私たちは1000組以上の離婚する親に関与する。離婚する親が、離婚による法的、精神的、経済的な問題を抱えるのは、普通のことである。これらの問題は、ただでさえ困難なこの時期に、親同士の対立を作り出す。しかし、親がこの問題を生産的な仕方に対処して、治癒の過程を妨げない方法がある。それは「子どもに焦点を当てた意思決定」である。

子どもに焦点を当てた意思決定は、別居、離婚、再婚の過程にある子どもの健康と幸福にとって、決定的に重要なことである。親は、子どもが他の親を愛することを許し、責任と愛情を持って子どもの育児を続け、子どもの育児について継続して互いにコミュニケーションを行う。

その結果、そうした子どもたちは、自分の感情に向き合うことが可能になり、心の傷が治り始める。そして、子どもたちは、親やその他の家族との関係を維持し、改善させることができるようになる。そしてそれは、子どもの心の傷が治る過程と、長期的な子どもの精神的健康の両方にとって、決定的に重要なのである。

自分たちで意思決定をすることをあきらめて、全く知らない人（弁護士や裁判官）に意思決定をゆだねる親も多にいる。法律関係者には、多くの有能な専門家がいるが、実際のところ、子どもの生活が全く変わるような決定を行うための時間とエネルギーを注ぐことができないのは、親だけなのである。

毎日多数の家庭問題が、裁判所に持ち込まれるので、決定を下す際に、裁判官は、その家族の置かれる状況を詳しく把握する時間が無い。

弁護士と裁判官は、紛争中の子どもに対する決定を行うに際して、しばしば心の痛みを感じる。多くの裁判官が率直に認めているのは、子どもが必要としていることを、親のようには知ることはできないということである。」

子どもの権利の具体的内容を明確にすべきだ

諸外国では重罪とされる連れ去りを、日本の裁判所が許容ないし奨励したり、小さい子どもでは親を思い出せなくなるような月に1回、2〜3時間の交流しか認めなくても、それは「子どもの最善の利益のため」という名目で行われています。

子どもを虐待をする者も、「通常は「しつけ」や「教育」の名目で行います。つまり、虐待は「子どもの利益のため」という名目で行われます。

そのような状況を防ぐ目的で、諸外国では、「子どもの権利」や「子どもの最善の利益」の具体的な中身を明らかにする努力をしています。

子どもの権利条約では、「子どもの権利」の中身を、具体的に明らかにしています。それ

は、「子どもの年齢に応じて子どもの意見を聞くこと」であり、「別居が始まれば、親と子は恒常的に親子の交流を行うこと」です。

また、欧州評議会では、子どもの権利を実現するために、11の点について、法律を作って、その法律を実施するよう求めています。

欧州評議会の「子どもにやさしい司法に関する欧州評議会閣僚委員会指針」（2010年）では次のように述べています。（平野裕二氏訳）

<http://www26.atwikipj/childrights/pages/165.html>

- ・子どもは、年齢のみを理由として意見を聴かれることから排除されるべきではない。
- ・子どもに対しては、意見を聴かれる権利を効果的に活用する方法についてのあらゆる必要な情報が提供されるべきである。
- ・子どもに影響を与える判決および裁判所の決定、とくに子どもの意見および見解のおおりにならなかった決定については、子どもが理解できる言葉でしかるべき理由が付されかつ説明が行われるべきである。
- ・子どもは、手続きの開始前に、裁判所その他の施設の配置ならびに関係職員の役割および身分についてよく知る機会を与えられるべきである。

また、国連子どもの権利委員会の「意見を聞かれる子どもの権利」（2006年）という文書では次のように述べています。（平野裕二氏訳）

・委員会は、司法上および行政上の手続きに関与するすべての子どもに対し、意見を聴かれる権利、意見を聴くさいのあり方および手続きその他の側面について、子どもに優しい方法で情報が提供されなければならないことを確認する。

・裁判官その他の意思決定に携わる者は、とくに子どもの意見が容れられないときには、手続きの結果について明示的に述べかつ説明することが原則とされるべきである。

・委員会は、親からの子どもの分離に関する決定においては、条約第9条2項にしたがい、「すべての利害関係者は、当該手続きに参加し、かつ自己の見解を周知させる機会が与えられ」なければならないことを想起する。

・委員会はさらに、司法制度および行政手続きにおいて設けられた苦情申立て機構に子どもがアクセスするにあたり、年齢が妨げとなるべきでないことに留意する。

オーストラリア家庭裁判所も、子どもの最善の利益の中身を明らかにする努力を行っている。
まず。

<http://www.familylawcourts.gov.au/wps/wcm/connect/FLC/Home/Family+Law+Principles/Parenting+cases+%E2%80%93+the+best+interests+of+the+child/>

こうした、子どもの権利の細目を具体的に明らかにする努力は、日本では行われていません。また、欧米で述べられている子どもの権利の細目も、日本では実行されていません。例えば、「決定の結果を子どもに説明すること」は、日本の家庭裁判所では、全く行われていません。

第十二章 親子の交流を充分に行うべきだ

日本では当初は、「面接交渉と呼ばれていました。最近では面会交流と呼ばれています。通常の親子が「面会」などをするわけは無いので、現在の用語でも不適切です。子どもは毎日、学校から帰ってきて、親と面会しているわけではありません。「面会」という語は「離婚の前でも後でも、親子の関係は維持される」という子どもの権利を否定する用語です。うまい言い方が見当たりませんが、「親子の交流」の方が、多少ましです。

親と子の関係は、離婚後も存続するべき

家族法改正についてのカナダ議会の特別委員会は、「親と子の関係は、離婚後も存続するべき」という文書を作っています。(For the Sake of Children)。

「子どもと離婚に関する非常に多くの学術文献は、離婚後も子どもが両方の親と継続的な接触を保つことが、子どもの最善の利益である」と結論している。

理論的な観点、司法手続き、命令の規則、定義の問題などを我々が議論する際に、我々は子どもと青年に関する最も重要な論点を見失ってしまう。それは、子どもの生活のなかで、子どもにとって大切な大人達との結びつきや親しさや愛情の強いきずなを、子どもが感じて経験することの必要性である。面会を拒否されることについて言えば、子ども、特に非常に幼い子どもは、迅速に発育して行くのであり、早期の心身を形成する年月を親と共に過ごさないとすれば、それは永久に失われた時間となるのである。(フレッド・マシユ、中央トロント青年サービス、会議#14、トロント)

悲しみと喪失の領域で働いている人は、次のように述べる。子どもが物を失うほど悪いことは無い。それは、その喪失がどのように起きるかを問わない。しかし、子どもにとって、はるかに悪いことがある。それは、常に子どもの生活の中に存在していた愛する親を失うことである。子どもの独自性の欠くことのできない一部分であり、子ども自身の一部分であるような親を失うことである。(エドワード・クルック、会議#27、バンクーバー)

子どもは、自分自身をその親により定義する。子どもは自分の独自性を、親を模倣することにより形作る。子どもの権利により、子どもは非養育親と接触できる確固たるスケジュールを得る。このような子どもの権利を否定することは、子どもの虐待以外の何物でもない。そしてそれは、子どもが成長するにつれ、高価な犠牲を払う多くの社会問題に連なるのであ

る。(ハイジ・ナバート、全国的共同育児協会、会議#7)」

CAF/CASSの小冊子「子どものための時間」

CAF/CASS という英国政府機関があります。CAF/CASS とは、Children and Family Court Advisory and Support Service の略であり、「裁判所に関連して子どもと家庭に助言と支援を与えるサービス」という意味です。CAF/CASS のホームページによれば、CAF/CASS の仕事は、裁判所に関連して、離婚夫婦に教育を行ったり、調停を行ったり、カウンセリングを行ったり、親子交流の取り決めをしたり、親子交流センターとして機能するなどです。イギリス政府の一機関ですが、通常の行政組織には属さずに、裁判所からも独立しています。

(裁判所から独立しているというのは重要な点です。日本では、調停委員や調査官は、裁判官に従属しています。彼らは、親が離婚した子どもの精神的予後が悪いことをあまり説明せず、子どもの権利条約についても説明せず、欧米の状況についてもあまり説明しません)。

CAF/CASS のホームページ内に「子どものための時間」「Time for Children」という小冊子があります。「子どものための時間」とは、「面会交流のことです。その必要性や意義を、一

般の人に説明するための文書です。

この小冊子には、次のような文があります。

- ・家庭が壊れたときには、子どもと両方の親との関係が保たれることが重要である。
- ・家庭が壊れた後にも、子どもが、両方の親や祖父母に、引き続き愛されて世話を受けるのならば、子どもはより幸福でうまく行く、とCASCASは確信している。
- ・子どもとそれぞれの親との関係の質が重要である。両方の親と良い関係があれば、子どもは最もうまくいく。
- ・親子の交流は、『子どものための時間』である。単に一緒に過ごすというだけでなく、その質が重要である。子どものニーズを満たして、子どもにとって貴重な時間になるように過ごす必要がある。
- ・家庭の設定を決める際には、子どもと話し合うことが重要である。子どもに関係する部分の家庭の設定については、意思決定の過程に子どもを参加させて、子どもの意見を聞くことが重要である。」

乳児も親子交流が必要だ

乳児の親子交流についてのケリーとラムの論文（2000年）を読みました。この論文は、「離婚で壊れる子どもたち」（棚瀬一代）でも触れられています（p.232）。

題名 「Using child development research to make appropriate custody and access decisions young children」 Kelly and Lamb 'Family and Conciliation Courts Review, Vol.38, No.3, July 2000, 297-311（現在は Family Court Review に改名）

著者は、次のように述べています。

①多くの証拠によれば、ほとんどの幼児は、両方の親に対する愛着を、ほぼ同じ時期（6ヶ月から7ヶ月）に形成する。我々の文化では、母親が子どもに接する時間の方が、父親の時間より長いのであるが、相互交流に使われる時間の長さは、愛着行動の発達を左右する唯一の要因ではない。ただし、交流の時間がある閾値より長いことは、必須の条件である。

②実際に多くの子どもを観察した研究によれば、乳幼児は、愛着を形成し維持するために、両方の親との恒常的な交流を必要としている。いずれかの親からの分離が長引くことは、愛着関係に強いストレスを与えるので、望ましくない。

(愛着関係の良好な子どもは、成長するに従って、独立的で、社会的な能力に優れ、質問をよく行い、同僚と協力的で共感的であり、自己評価が高く、問題解決に粘り強さと柔軟性を発揮する。)

③乳幼児と親との関係がいったん分断されてしまうと、親子関係を再び樹立させることは、極めて困難である。何よりも、まずそうした分断を避けることが、全ての関係者にとって必要なことである。

④生後15ヶ月から24ヶ月の幼児は、両方の親と良い愛着関係がある場合でも、母の家から父の家へ移行することに抵抗するのが普通である。しかし、一たび母親の所から離れると、子どもは父親と良い関係になる。逆の場合も同じである。

子どもに会いたくないと言われたらどうするか(その①)

これは、私の文書です。

「そのことで、拒絶されたと思わないほうが良いです。子どもには、他に用事があるなど、会いたくない事情があるかもしれません。それを子どもに聞いて、子どもの都合に合わせるのがお勧めです。」

親を拒否するのは、一つの可能性として、親の価値が良く分かっていない可能性が考えられます。たとえば「勉強せよ」と何度も子どもに言ったら「うるさい。あっちへ行け」と言われるようなことです。勉強の重要性を繰り返し教えるのは、親の仕事です。ねばり強く教える必要があります。子どもは、何も知りません。勉強の必要性も、親の有難さも分からないのです。

自分の命を犠牲にして子どもの命を救うのは、親だけです。時間やお金など、持っているものを全て子どもに提供するのには、親だけです。

私は、専門学校で5年ほど教えたことがあります。生徒の書いた文章を直してあげようと思つて、1人に10分かけて直したことがあります。生徒は60人いたので、600分つまり10時間かかりました。それで日曜日が完全につぶれました。そのようなことを3回して、もう二度としまいと決心しました。生徒の書く文章が、どんなにひどくても、放置することにしました。

一人の生徒に、週に1回10分という時間を割くことができないのです。講師は「授業」を提供するだけです。親なら、自分の時間を全て子どもに使うことができます。親にしかできないことがたくさんあります。

親というのは有難い存在です。近くにおいて、時間でもお金でもエネルギーでも情報でも、

必要なものを何でもくれるのです。その有難い存在を、拒絶したり軽く扱うのは誤りです。損です。親を味方として活用しないのなら、何を活用するのでしょうか。親の有難さが分らないのなら、それを子どもに教えなければなりません。成長するにつれて、いろいろな人から利益を受けるわけですが、親に感謝しないのなら、他人にも感謝しないでしよう。自分のために働いてくれる人に感謝して、その人を大切にすることを、子どもに教えなければなりません。

もう一つの可能性は、母親から強制されて「会いたくない」言っているという可能性です。「父親に会いたい」と母親に言っていると、母親の機嫌が悪くなり、「そんなことを言うのなら承知しないぞ」と脅かされている可能性があります。

親が別居ないし離婚している子どもは、大きな精神的打撃を受けます。多くの場合、父親と会う時間が極端に減ります。子どもから見ると、父親と会いたいの父親が会いに来てくれないように見えます。つまり、父親から捨てられたように見えます。

母親に頼んでも会わせてくれません。一番大事な頼みを聞いてくれません。父親のことを口にするだけで叱られます。母親からも、半分捨てられたということです。母親がボーイフレンドと会っているのを見ると、全部捨てられるのではないかという不安が生じます。

子どもは、生き伸びるために、やむを得ず、母親の指示に従うのです。母親の機嫌を損ね

ないために、大切な父親を拒絶するのです。

子どもは、このような地獄の中に暮らしています。解決の見通しもなく、相談する人もなく、一人で苦しんでいるのです。最もつらいときです。脅かされて、大切な人を拒絶させられているのです。

このような時に、父親の側から関係を絶って良いわけがありません。父親は、このような苦しみの中にいる子どもを助けなければなりません。子どもに対して強い愛情を持ち続けていることを、子どもに伝えなければなりません。言葉で一回言うだけでなく、繰り返し続けることで愛情を示す必要があります。

会える回数が少なくても、できることはあります。子どもは、いずれ成長して、全てを理解する日が来ます。日本も、世界の先進国と同様に、共同親権に移行する日が来ます。子どもが今理解できなくても、後日理解できる日が来ます。

自分の側から身を引くのは、子どものために、最低で最悪です。親子の関係を切らない努力をねばり強く続けなければなりません。

苦しくても投げ出さずに、耐えて努力することを子どもに教えなければなりません。それは親の重要な役割の一つです。一緒に長時間を過ごすことだけが、親の役割ではありません。

親にしかできないことがたくさんあります。親は、子どもの発達に重要な役割を果たしています。「嫌いだ」と言われたくらいでメゲている場合ではありません。親としての重要な役割を果たさなければなりません。」

子どもに会いたくないと言われたらどうするか (その②)

これも私の文書です。同じ話題です。

(1) P A Sがあるとき (片親引き離し症候群があるとき)

子どもが、非同居親と面会交流をするにあたって、非同居親に対して、反発を示したり、非難をするような場合があります。このような場合には、「お前は間違っている」とか「同居親に洗脳されているだけだ」というような対応はせずに、「別の見方もある」という程度にとどめて、面会交流を少しでも楽しいものにする努力が必要です。

子どもにしてみれば、同居親に教えられたことが真実であると思っっていますから、いきなり否定されても、かえって反発するだけでしょう。

頭から否定せずに、そうかと言って肯定もせずに、「別の見方がある」という程度に受け流すのがお勧めです。

そして、少しでも楽しい時間を過ごして、親しくなるために努力することが大切です。誤解が解けるのは、もつとずつと後になるでしょう。そのためにも、関係が維持されることが重要です。

(2) 子どもが「会いたくない」と言うとき

まずは深刻に受け止めないことがお勧めです。子どもにも都合があります。子どもが希望する課外活動もあります。

子どもが会いたくないと言う場合には、その理由を確認することが重要です。子どもの都合や事情を尊重する必要があります。スケジュール調整の問題かもしれません。

子どもが会いたくないと言っても、「そうか。分かった。では、もう会うのを止めよう」というように、非同居親の方から関係を切るのをお勧めではありません。自分の方から関係を切ると、関係が永久に戻らない可能性があります。

子どもは、会いたい時には会いに来てくれなかったの、見捨てられたと思っ込んでいるかもしれません。それが理由で怒っているのかもしれませんが。非同居親が会いたくても会えない事情を説明することが必要です。また、普段から、子どもに対する愛情を表現しておくことが重要です。決して見捨てていないことを子どもが分かってもらうことです。言葉で説明するのではなく、繰り返す行動で示すことが有効です。

思春期になると、親と一緒に過ごすよりも、友人と一緒に過ごすことを好むようになるかもしれません。しかし、その場合でも、親の役割が減るわけではありません。親の重要性が減るわけでもありません。子どもに世界を紹介して子どもがうまく行くように助力するという親としての役割をしっかりと果たすことが重要です。

子どもから見ても、親は有難いものです。親が持っているお金は、いずれ全部もらえるし、持っているエネルギーももらえます。病気の時には、移植のために臓器をくれるかもしれません。他の人には聞きにくいことも聞くことができます。何でも教えてくれます。間違っているときには叱ってくれます。世間から見放されるような状況になっても、親だけは助けくれます。

このように有難い親に「会いたくない」というのは、不自然です。生命について脅かされている可能性があります。子どもは困難な状況にいるということです。最終的に子どもを助け、真に子どもの利益を守るのは、自分しかないです。

いずれ、全てが明らかになる日が来ます。日本も世界の先進国と同じ結論に達する日が近いうちに来ます。自立した子どもが全てを理解して、最後の審判を行う日が来るのです。

スポーツに例えると、現在はリードされているが、いずれは必ず勝てる試合をしているということ。リードされただけで、試合を捨ててしまっただけではいけません。子どもをあきらめ

てはいけません。

(3) 今、出来ること

①あまり会えない時にも出来ることがあります。将来の子どもと、コミュニケーションを行うことです。それは、今の記録を残すということです。非同居親が、子どものために頑張っていることを記録して、将来の子どもに見せるといことです。何でも記録しておくのがお勧めです。そして、それをクラウドにアップするのがお勧めです。いずれ、子どもが非同居親の名前でネットを検索する日が来るでしょう。

②同居親に説明することも必要です。全ての状況を正直に正確に説明することが必要です。「子どもの利益とは何か」「離婚が子どもに与える衝撃」「なぜ日本の司法と、欧米の司法は異なるか」「なぜ欧米では、連れ去りが重罪とされるのか」「なぜ先進国では共同親権が行われるか」「子どもの精神的な予後を良くするにはどうすれば良いか」など、説明すべきことは多くあります。

いずれ子どもが全てを理解し、日本の司法がやり方を改める日が来ます。同居親の連れ去りや会わせない行為が非難される日が来るのです。

真に子どものためを考えて行動することがお勧めであることを説明する必要があります。そうしないと、後で同居親と子どもとの関係が悪くなる恐れがあります。

③親の役割を果たすことが必要です。子どもとただ一緒にいれば良いということではありません。

父親は、子どもとの遊びを通して、子どもが次に入り込む世界を子どもに紹介します。そしてその準備をさせます。努力をして、技術を上達させる必要性を子どもに説明します。ゲームのルールを守ることが子どもに教えます。父親が学校の勉強に関与すれば、子どもの成績も向上します。あまり会えなくても、子どもの年齢によっては、その他の通信手段を使って、親の役割の一部を果たすことが可能な場合があります。

④少しでも子どもの近くに住むことがお勧めです。情勢が許す範囲で、一番近くに住んで下さい。「距離が離れるにつれて、子どもとの関係が切れやすくなる」ことを示した研究があります。

⑤子どもに愛情を示すことが必要です。会って口頭で話すだけでなく、その他の方法で、子どもへの愛情を表現することも可能です。

法務省が面会交流パンフレットを作成した

法務省のホームページに「面会交流」というパンフレットがアップロードされました。

<http://www.moj.go.jp/content/000096597.pdf>

このパンフレットには評価できる点があります。

- (1) これまでこうした情報提供は全くありませんでした。子どもの精神的な予後をよくするにはどうすれば良いかについて、法務省や裁判所からの情報提供は、これまで全く無かったのです。そのレベルからすれば、一歩前進と評価できます。当事者の進むべき方向性が分かります。

パンフレット自体は、これまでもあったようですが、多くの当事者には、その存在が知らされませんでした。だから、多くの人にとっては、無かったのと同じです。

- (2) 挿絵で、父親と母親が対等に登場しています。この点も評価できます。私は神戸家庭裁判所の近くに住んでいたことがあります。神戸家庭裁判所の入り口には、母と子だけの彫刻が展示してあります。父親の彫刻はありません。日本の家庭裁判所の姿勢がよく現れています。そういう現状からすれば、この挿絵は評価できます。

- (3) 子どもの感情に対する配慮があります。親が離婚すると子どもがどのような感情を持

つかについて説明しています。子どもの感想を聞くことは重要なことです。子どもの権利条約にも「子どもの処遇を決めるに際しては、子どもの年齢に応じて、子どもの意見を聞かなければならない」と述べられています。このパンフレットを読むと、子どもの意見を聞いてそれに対処しなければならない必要性が分かります。

しかし日本の家庭裁判所においては、15歳未満の子どもでは、原則的に意見が聞かれることはありません。また、今回のハーグ条約受け入れ法案の作成過程でも、子どもの意見は聞かれませんでした。

このパンフレットには、評価できない点もあります。

(1)「面会」という言葉が使われていますが、通常の親と子どもは面会をしません。「面会」という言葉は、「二人の親を持つ」という子どもの権利を消し去っています。

「面会交流」という言葉は、「わずかな時間だけ会って、話をしたり遊んだりする」ということを意味します。「面会」では、宿泊が念頭に置かれていません。欧米では、交流の時間が最も少ない単独親権においても、子どもとの交流時間は、全体の20%ほどであり、その多くは宿泊付です。

国連の子どもの権利委員会は、「監護 custody」や「面会 access」という用語から、「共に暮らす」と residence」や「親子の時間 contact」に変更するように提唱しています。(英語

版 Wikipedia の Contact (law) より)

(2) 「面会交流」の中身として、「電話」「手紙」「会うこと」が並列に置かれています。 「電話」や「手紙」は、補助にしかありません。

手紙の問題点は、読まれている確証がないことです。検閲されて間引きされても分かりません。読んでも、どの程度理解できたか分かりません。子どもの反応が分かりません。

電話や手紙は、距離が離れているときなどに、限られた役割を果たすだけです。親と子は、直接会って一緒に時間を過ごすことが必要です。

(3) 面会交流が大切である理由がいくつか書かれています。最も重要な理由が抜けています。それは「子どもの発達には、両方の親が必要だ」ということです。子どもは、ひとりで大人になるのではなく、両方の親から大きい影響を受けて大きくなります。父親も、母親と同じように、子どもの発達に重要な役割を果たしています。子どもの発達に必要な交流を行うには、それを可能にする交流の時間の長さ、交流の質が必要です。

(4) このパンフレットも子どもの権利条約を無視しています。子どもの権利条約は出てきません。子どもの権利条約には、別居が始まれば交流を「regular」に行くと書いてあります。「regular」とは「恒常的」という意味です。子どもの権利を擁護するより、

現状を擁護すること（批判しないこと）に主眼があるようです。

しかし、このパンフレットは、無いよりはあったほうが良いと思われるので、Wikipediaの「面会」の外部リンクに加えておきました。

面会交流について決めるのはいつか

立命館大学の二宮周平教授は、ドイツについて、次のように紹介しておられます（2012年）。

「当事者支援の家族紛争解決モデルの模索―ドイツ・オーストラリア・韓国の動向から」

<http://www.ritsumei.ac.jp/acfd/cg/law/lex/124/minoniyu.pdf>

「離婚する夫婦は、夫婦財産の清算、離婚給付、子の養育費、子の居所の指定、親子の面会交流、子の引渡しなどについて、夫婦間の協議で定めることができる。しかし、この中の親子関係に関する紛争（居所の決定、面会交流、子の引渡し）について、合意が形成できなかつた場合に、父母の一方が家裁に申し立てると、他の案件に優先して期日が定められる（家事事件及び非訟事件手続法155条1項）。」

ニュージーランドの家庭裁判所も次のように述べています。

<http://www.justice.gov/nz/courts/family-court/what-family-court-does/separation-and-dissolution/parents-guide-to-caring-for-children-after-separation>

「あなたが同居をやめるとすぐに、あなたの子どもがあなたがた双方に会えるような計画が必要になります。これをあなたの仕事の優先順位の1番にしなさい。このことは、資産の問題のように後で対処すべきこととは別に考えなさい。1週間というのは、子どもにとっては長い時間です。」

また、棚瀬一代氏によれば、米国では、別居親には「相当なる面会交流権」（多くの場合、月2回金曜日の夜から日曜日の夜まで2泊3日での面会交流）が非常に強い法的権利として与えられています（「離婚で壊れる子どもたち」）。単独親権の場合でも、それだけの時間が確保されるのです。米国では連れ去りは不可能であり、相当な期間を子どもに会わせない場合には、親権妨害に問われる可能性があります。棚瀬氏によれば、面会交流は、別居の段階から、裁判所の感知なしに、自発的に行われることが多いとのことでした。

つまり、外国では面会交流については、他の件より先に決めるということです。日本では、裁判所が関与しても、話がまとまらないと2年くらいかかります。「条件を飲まないなら、何年も子どもに会えないぞ。そうすると親子関係が切れるぞ」という脅しを、裁判所が支援しています。

どのような親子の交流が望ましいか

「月に1回3時間」では、十分な親の機能を果たすことはできません。親子関係を長期的に維持することは困難です。それでは、もう少し時間をとることができた場合に、どのような交流を行うのが望ましいのでしょうか。そもそも交流とは何なのでしょう。棚瀬氏の本「離婚で壊れる子どもたち」には、そのヒントが書かれています。「親として機能する (p82, p97)」、「父親としての役割を果たす」ということです。それを以下のように補足して箇条書にしました。

(1) 子どもにとっての親子交流の意義

もう一人の親を確保する (親子関係を維持する)

親からの援助を受ける

金銭的な援助を受ける

情報の援助を受ける (性役割、人間関係、社会との関係)

安心感を得る

親がそこにおいて、助けてくれる

(2) 父親にとっての親子交流の意義

父親としての役割を果たす

子どもへ金銭的援助をする

子どもへ情報提供をする

子どもへ実地で手本を示す

子どもの安全を確認する

(3) 母親にとっての意義

子どもを受け入れて、支持する

子どもを一人の人間として尊重する

子どもへ、真の愛情を示す

子どもに人間関係のあり方を示す

(4) 親にしかできないことがある

教育するためのカリキュラムを自分で作る

(子どもに何を伝えるか)

形を変えて、何度も繰り返し返す

知らないうちに伝わることもある

子どもは、親の背中を見て育つ

つまり、面会交流において、親としての役割を果たさなければならないということです。

「子どもと遊ぶこと」は、重要なことですが、単に遊ぶだけでは不足です。会う時間が少ない場合は、特に深刻になります。親としての役割を果たして、子どもに良い影響を与えるためには、手間とヒマがかかります。準備も必要です。子どもが使う教科書を見れば、何をすればよいか見当がつきます。

子どもが幼稚園児であれば、子どもに人生を教えるのはもう少し後にして、男の子なら先ずサッカーボールを蹴る楽しさを教えるくらいが適当です。しかしそれをしっかり教えるべきです。どうすれば、子どもは遊びに熱中して楽しむでしょうか。創意工夫が必要です。子どもが大学生なら、人の役に立つとはどういうことかを教えることができます。自分の仕事を紹介しても良いし、自分が読んで役に立った本を紹介しても良いでしょう。子どものために、何でもできるのです。

父親と子どもは多くの時間を一緒に過ごすべきだ

「The Role of the Father」(父親の役割、第5版、2010年)という本の6章は、「父と

子と離婚」Fathers, Children, and Divorce」という題です。この6章を書いたのは、ペンシルバニア州立大学社会学の Paul Amato 教授です。Amato 教授は、多くの賞を獲得しておられます。この6章は、138の論文を引用した総説です。以下のような文がありました。

(1) 多くの研究が一致して示しているのは、非同居の父親が離婚後も子どもに積極的に関与すると、子どもの精神的・行動的なトラブルは減り、学校への適応も良くなることである。

(2) たいていの研究者が気が付いているのは、子どもにとって重要なのは、父と子が一緒に過ごす時間の長さではなく、父と子の関係の質であることだ。交流の回数は、子どもの予後とは関連しない。子どもの予後を改善させるのは、子どもを賞賛し、温かみをもって接し、子どもが困ることを話題にし、子どもの行動を見守ってアドバイスすることである。

(3) 離婚は、予防するのが良い。アメリカ合衆国連邦政府、州政府、各地域は、結婚生活を強化し、カップルが健全で安定した関係を深めるための努力を行っているが、それは適切で有用な社会政策の目標である。

この本の7章は、「養育と、親子の時間」Custody and Parenting Time です。この章の著

者は、アリゾナ州立大学の William Fabricius 準教授です。Fabricius 準教授は、多くの実証的研究を踏まえて、次のように述べておられます。

(1) 一般の人々は、離婚後も二人の親による対等な育児を行うことを、明確に強く支持している。また一般の人々は、養育や育児の時間に関して、裁判所が行う理由の無い性差別に対して、強く反対している。

(2) 離婚後に片方の親が、対等の育児には反対であった場合に、裁判所がそれを命じても、共同の育児は順調に行われる。もっと正確に言うなら、対等の育児を命じられたことによる痛みは、二人の親や子どもには認められない。

(3) 育児の時間の回数と子どもの予後は、弱い関係しかない。育児の時間の中身が娯楽的活動だけであれば、その意義は少ない。子どもを中心として、親としてその子どもにかかわることが重要である。

(4) 伝統的な隔週で2日間ずつという育児の時間では少なくとも、親子の間に親しい関係を築いて、親が2人いる利益を得ることはできない。最低でも3分の1の時間を必要とする。これは、関係者の合意になりつつある。

ワラーズテイン氏の研究でも、多くケースでは隔週で2日間ずつの交流が行われていました。しかし、養育費の強制的な支払期限(18歳)を超えて養育費が支払われ続けたのは、

2例だけでした。つまり、隔週で2日間ずつの交流では、親子関係は切れてしまうということです。柳川市のケースでは、テネシー州の裁判所は、「年に4ヶ月は父親と過ごす」という判断をしましたが、これは理想ではなく最低限なのです。

なお、第7章のP211には、次のように書かれています。多くの研究が次のことを支持しています。

「たいていの子どもは、もっと多くの時間を父親と過ごすことを望んでいる」(Amato, 1987; Buchanan, Maccoby, Dornbush 1996; Funder, 1996; Parkinson, Cashmore, Single, 2005; Smith Gallop, 2001, Wallerstein, Kelly, 1980)。

子どもへの手紙をどうかけばよいか

親子の交流の補助として、子どもに手紙を書く場合には、何をどう書けば良いでしょうか。それを考えてみました。以下は、私の文章です。

(1) 用語

子どもへ手紙を書く場合、子どもの知っている言葉を使う必要があります。それを知るために役に立つのは、子どもの教科書です。いろいろな出版社が教科書を発行していますが、

子どもが使っている教科書がベストです。

小学校1年では、手紙の文は、例えば次のようになるでしょう。「はるになりました。げんきにしていますか」。このように平仮名だけです。小学校3年では、少し漢字が増えて、「大きくなったら、何になりたいですか」のようになります。小学校5年では、漢字がずっと増えます。「温められた空気は、軽くなって上へあがって行きます」。中学では、もっと複雑なことを書く事ができます。

子どもへの手紙に漢字を使う時には、その漢字をすでに習っているかどうかを、国語の教科書でいちいち調べておくことがお勧めです。教科書を見ておくと、どのくらい難しい言葉を使って良いかが、だいたい分かります。

(2) 手紙の内容

適当な話題がないときには、教科書の内容を説明する手紙がお勧めです。アメリカ政府とアメリカPTAは、「父親が、子どもの勉強に関われば関わるほど、子どもの成績は伸びる」と言っています (Wikipedia「父親の役割」を参照)。

・ 国語

学校で習っている所が、物語文の時には、ネットで作者の写真を探したり、作者の略歴を調べたりして、どういう人かを子どもにも説明します。文法の時には、教科書と同じ説明を行

なって、例については、教科書の例とは異なるものを探します。

・算数

教科書の例題を、数字だけ変えて、出題して自分で回答を書きます。言葉で簡単に解説を書くのも良いでしょう。

・理科

書くネタは多くあります。教科書に「ヘチマを植えよう」とあれば、本当に植えます。成長するようすを時々写真に撮ります。自然について説明は、実物の写真を撮ったり、ネット上の写真やイラストを集めます。教科書をわかりやすく説明するということです。

(3) 手紙を書く目的

・子どもの応援団長であることを子どもに知らせる

子どもは、片親に会えなくなると「どうして会いに来てくれないのか」と考えます。そうして「見捨てられたのだ」と思い込んで心が沈むことがあります。会えなくなつた片親から子ども宛の手紙が時々届けば、見捨てられたのではないことが子どもに分かります。

・子どもに愛情を示す

子どもに愛情を示すには、言葉だけでなく態度でも示す必要があります。何をすることも手間と暇をかけることが必要です。手間と暇をかけて、子どものためになることをするのがお

勧めです。

・子どもに世界を紹介する

理科の説明をすることによって、科学的思考とは何かを子どもに伝えることができます。情報の意義や、学習の大切さを子どもに伝えることができます。対面的な状況では伝えにくいことも、手紙なら伝えられることもあります。

(4) 処理

手紙を受け取った側で、ファイルに保存し、PDF化してパソコンとクラウドに保存してくれると良いのですが、なにせ相手は小さい子どもです。送る側でそれをしましょう。クラウドは、Gmailの添付文書で自分自身に送っておくか、Dropboxに入れておくのがお勧めです(野口教授の「クラウド超仕事法」参照)。時々全体のコピーを作っておく。子どもが大きくなってから再度読むことが可能なように、手紙を保存して下さい。いずれ、全ての事情を分かってくれる日が来ます。努力が報われる日が来ます。手紙には、現在の子どもへのコミュニケーションだけでなく、将来の子どもへのコミュニケーションという意味があります。

手紙として紙に書いて郵便で送るだけでなく、ブログのような形で現在の努力を記録しておいても、将来の子どもがそれを見て、多くを理解してくれるでしょう。子どもが、親の名

前でネットを検索する日が来ます。

NHK「親と子が会えない」

2010年9月8日に放送されたNHK番組「クローズアップ現代」の「親と子が会えない」を見ました。親子の絆ガーディアンズのホームページに、この番組の放送予定が書いてあったので見る事ができました。これは、以前に放送された「関西熱視線」の全国版であり、ほぼ同じ内容です。なお現在も「クローズアップ現代」のホームページで、この動画を見ることが出来ます。

http://www.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail_2933.html

- 関西熱視線では、棚瀬一代教授が解説しておりましたが、クローズアップ現代では小田切紀子教授が解説しておられました。小田切教授は、次のように述べておられました。以下は、テレビを見ながら私がメモしたものです。上記のページにも発言内容が書かれています。
- ・子どもは、安定感の中において育つ
 - ・子どもは、両方の親から愛されることが必要である
 - ・両方の親を持つのは、子どもの権利である

- ・ 子どもは、同居親に気兼ねして、別居親とは会いたくないと言うことがある
- ・ 子どもの言葉を額面通りに受け取らない
- ・ 離婚後も父親と母親が責任を持って子どもを育てる必要がある
- ・ 欧米では、養育計画と面会計画を作らなければ離婚できない
- ・ 日本も共同養育とするのが良い

いずれの番組でも、親が離婚した子どもたちが本音を語り合っているサイトが紹介されました。ある人は、片親に会えないことで、片親から愛されていないと思いきんていました。また別の人は、誰からも愛されないと思っていました。また、同居親からいつ捨てられるか分からないと不安に思っていた人がいました。離れている親が自分をどう思っているかを知りたい人がおり、同居している親ともうまくいっていないと述べた人もいました。

子どもが別居親と充分に会わせてもらってないのなら、子どもと同居親との関係が悪くなるのもそれは当然です。いずれ、欧米で明らかにされた知識が日本にも入ってきます。子どものために、子どもの権利を尊重する必要があります。日本では家庭裁判所により、子どもの権利条約が全く無視されています。国連からのも是正勧告が何度も出ています。

NHKの当局者は、情報提供が仕事であり、当然、外国の状況にも目を向けているでしょう。欧米の常識を理解できるのです。そして、日本の問題点が分るのです。それで、こうい

う良い番組を作ることができるのです。こういう情報提供が、日本では裁判所や司法関係者から発信されているわけではありません。日本では、裁判所や弁護士は、子どもの権利を守る砦ではなく、子どもの権利を無視する砦になっています。

祖父母との面会交流も必要

①カナダ議会の特別委員会は、祖父母らとの面会交流（子どもに関係ある第三者による面会交流）について、次のような述べています。（For the Sake of Children）。

親が別居している子どもは、しばしば孤立感と無力感を感じる。

祖父母など、関係のある第三者は、両親の別居や離婚を通じて、困難を経験している子どものために、価値ある共鳴板となることが可能である。また、あるケースでは子どもに代わって法廷で述べることも可能である。

カナダ中からの祖父母が、この委員会で証言し要請したのは、親が離婚した後も、彼らと孫との関係を、法律において尊重して欲しいということであった。

なぜ祖父母が面会しなければならないのか。よく知られていることであるが、若い者と老人との間には、相互に引き合うものがあり、密接な関係がある。そしてそれは、孫と祖父母

の間では、特に当てはまることである。子どもが、祖父母と交流を持つことから来る多くの利点の一つは、安定した安全な環境で、感情の面で支持が得られることであり、これが最も重要なことである。無条件の愛が自由に与えられる。そして、同情的な耳が、子どもの恐れを聞くために、また子どもの欲求不満を聞くために、また子どもが必要とすることを聞くために、提供される。(イルマ・ルイケン、ウォータールー部局、祖父母と家族の再結合協会、会議#9)

②ニュージーランドの家庭裁判所は、ホームページの一般向けの情報提供で、次のように述べています。

Parents' Guide to Caring for Children after Separation
Putting Your Children First

「あなた方の子どもにとって最善とは何か

あなた方の子どもは、あなた方の関係の状況にかかわらず、あなた方双方を必要としていて。そして子どもは、家族、祖父母、おじ、おば、いとこ、友人との関係を維持することが必要である。

こうした関係を維持することは、子どもの次のことに重要である。

・子どもの自己評価

- ・子どもの精神的な発達
- ・困難な時期を乗り越える能力
- ・親の別居に適応する能力
- ・家族関係

子どもと祖父母との交流も重要です。いとこ、おじ、おば、などの血縁者との交流する機会も必要です。それは、子どもが持つ大切な人脈です。日本においては、祖父母たちとの面会交流は、司法当局によって、ほとんど意識されていません。日本では、子どもの利益が軽視されています。

第十三章 共同養育（共同親権）が最も良い

共同養育の歴史

私は、以下のように、共同養育の歴史を調べて、Wikipedia「共同親権」に投稿しました。

(1) 19世紀まで

ローマ法以来、子どもは、父親の財産や持ち物として扱われた時代が長く続いた、日本でも旧民法下では、家父長制の下で、結婚中も離婚後も、父親が単独で親権を持っていた。イギリスでも、コモン・ロー（不文の判例法）の下で、親権は、父親の固有の権利とされた。

(2) 1900年以後

オオカミに育てられた野生児の研究、ゲゼルの双子の研究など、子どもの発達の研究が行われるようになった。子どもが言語を獲得する過程や、精神的に発達する過程で、母親との交流が重要な役割を果たしていることが明らかになった。また施設入所などにより親との接触が無くなると、子どもの精神発達が遅れる場合があることが知られるようになった。こう

したことから、子どもの健全な発達には、母親と子の手厚い交流が必要であると認識されるようになった。

こうして、子どもが小さい時には、母親が子どもと長い時間を過ごして子どもを育てることが基本であるとされるようになった (tender years doctrine)。

(3) 1960年以後

ワラー・スタインの事例的研究や、ヘザリントンの統計的研究が行われ、父親がいない家庭で育った子どもは、精神的な問題を抱えることが多いことが明らかにされた。父親がいない家庭で育った子どもは、両親がそろった家庭で育った子どもと比較して、平均して、精神的トラブルをより多く抱え、学業成績がより悪く、社会に出てからの地位もより低く、結婚しても離婚に終わりやすいなどの特徴があった。その後、Michael Lamb を始めとして、父親の役割について、多くの研究が行われ、子どもの健全な発達には、父親が大きな役割を果たしていることが認識されるようになった。

父親は、子どもと遊ぶことを通して、ルール(規律)、協力、競争、努力などについて子どもに教える。また、子どもが次に進んでいく世界を子どもに紹介をして準備をさせる。また、子どもの精神的自立や独立を促す。子どもの健全な発達には、父親も重要な役割を果たしていることが認識されるようになった。

子どもは、父親の持ち物ではなく、母親の体の一部分でもない。子ども自身の利益が尊重される必要がある。共同養育とは、子どもの側から見れば、二人の親を持つ権利である。二人の親と十分な関わりを持って育てられる権利である。子どもの利益の尊重や、子どもが二人の親を持つ権利の保障は、「児童の権利に関する条約」にまとめられ、1989年に国連総会で採択された。

各国の共同養育法は、子どもの発育に両方の親がかかわることを求めるものであり、二人の親を持つという子どもの権利を守るものである。

参考文献

- [1] History of joint custody
[http://en.wikipedia.org/wiki/Joint_custody_\(United_States\)](http://en.wikipedia.org/wiki/Joint_custody_(United_States)) #History_of_joint_custody
- [2] Joint Custody & Shared parenting' Folberg 著 p3-p5
- [3] The Joint Custody Handbook' Cohen 著 p13-p24

共同親権とはどのようなものか

共同親権について、Wikipedia 英語版の「Joint custody (United States)」を以下のよう

に抄訳しました。それを日本語版 Wikipedia の「共同親権」に加筆しました。

共同親権では、以下に述べる法的親権と身体的親権の両方を共有する場合もあるが、片方だけを共有する場合もある。

(1) 法的共同親権 legal joint custody (狭義の共同親権)

学校に関すること、宗教に関すること、医療に関することなどを決定する権利を共有する。教育記録や健康記録などの情報は、両方の親が共有する。次のような特徴がある。

- ・ 両親は法的に同等となり、両親共に、子どもの発育に重要な役割を果たす。
- ・ 子どもが必要とすることに基づいて、両方の親が判断するので、親子共にうまく行っている満足感が得られる。

- ・ 長期的に、子どもの精神的な予後が良好となる。

- ・ 両親相互にオープンなコミュニケーションを行うので、離婚の打撃からの回復が可能となり、子どもが安心して発育できる環境作りが可能となる。

- ・ 両親の接触が増えるので、両親間の争いが激しくなるケースがある。

(2) 身体的共同親権 physical joint custody (共同監護)

タイム・スケジュール(育児プラン)に従って、養育を分担する。子どもの時間を完全に半分ずつに分ける場合もあるが、不均等に分ける場合も多い。

一週間ごとや一か月ごとに、子どもが父の家と母の家を行き来する方法や、週日は片親の所に住んで、週末は他方の親の所に住む方法が用いられる。子どもが元の家に住んで、父親と母親が入れ替わる方法もある。

・同居親が子どものために費やす時間が減るので、他のこと（例えば勉強）のために時間を使うことができる。

・子どもはそれぞれの親と多くの時間を過ごすことができるので、離婚前の状況と比較して、変化が少なくて済む。

・子どもは、男性の性役割モデルと女性の性役割モデルの両方を見ながら発育することができる。

・受け渡しにより親同士の接触が増えるので、争いが激しくなるケースがある。

共同親権へ移行するところなる

共同親権に移行した場合に、どのような変化がおきるかを調べて、Wikipedia「共同親権」に下記のような文を加筆しました。（主に文献[1][2][3]）。

離婚後の子どもの状態に大きい影響を及ぼすのは、育児の質と経済的安定性である。共同

養育では、その両者が良好となり、子どもの行動、精神、学業の面で、両親と住む子どもと比較して遜色ない発達を示す。

(1) 父親と母親の紛争が減る

すでに欧米各国は共同親権に移行しているが、単独親権から共同親権に移行すると、父親と母親の紛争が減ることが観察されている[4]。単独親権では、潜在的に子どもを奪い合う状態にあるが、共同養育に移行し、双方に親子の時間が保障され親子関係の維持が保障されると、両親は争う必要が無くなる。両親は、単に子どもの時間を分け合うだけでなく、もっと積極的に協力して子どもの養育を行うようになる。また単独親権者の育児負担が減る。

(2) 子どもの精神的な予後が改善する

共同親権に移行すると、両親の間の紛争が減る。また、両親から子どもへ提供される資金が増える。そして、両方の親がそれぞれの役割を果たすことが可能になる。それらにより、子どもの精神的予後が改善する。共同親権により育てられた子どもは、両親がそろっている家庭の子どもと比較して、遜色ない発達を示す。これに対して単独親権では、ずっと悪い発達を示す。[4][5] また、共同親権では、単独親権よりも、子どもの満足感が強い。

(3) 地域の離婚率が低下する

共同親権への移行後、1、2年以内に、その地域の離婚率が低下する[6]。単独親権下では、

夫婦仲が悪くなってくれば、相手が用心する前に手を打って子どもを連れ去らないと、離婚交渉で不利になるおそれがあるが、共同親権下なら、そのような配慮は不要となる。なお、共同親権に移行すると、離婚を扱う弁護士収入は減ると考えられる。

親がしばしば争って敵意のあるようなケース（全体の15%から20%^[7]）では、子どもの精神的機能は不良となり、離婚後の共同親権はうまくいかない。

- [1] Peterson, Karen S. "Joint Custody Best for Kids After Divorce". USATODAY.com.
- [2] Buchanan, Christy M.; Parissa L. Jahromi (28) "A Psychological Perspective On Shared Custody Arrangements". Wake Forest Law Review 43: 419?439.]
- [3] 20. Bauserman, R (2002) Child adjustment in joint-custody versus sole-custody arrangements: A meta-analytic review
- [4] Joint Custody and Sared Parenting Forberg
- [5] Bender, W.N. 1994 Joint custody: The option of choice. Journal of Divorce & Remarriage 21 (3/4) : 115-131.
- [6] Child Custody Policies and Divorce Rate in the US, Richard Kuhn
- [7] Philip Michael Stahl 2007. Parenting After Divorce: Resolving Conflicts and Meeting Your Children's Needs.

共同の養育と養育計画 Shared Parenting and Parenting Plans

カナダ議会の特別委員会は、家族法の改正に際して、共同親権について次のように述べて、共同親権を取り入れていきます。(For the Sake of Children)。

この委員会は、共同の意思決定や、適切であれば実質的に等しい時間を分け合うことの意味を認めている。共同の身体的養育をうまく機能させる目的で、精神的あるいは経済的な社会資源を必要としている親達のためには、共同の養育は、両方の親を子どもの生活にしっかりと関与させることを促進できるといえるのが、この委員会の意見である。

この委員会は、心理学者やソーシャル・ワーカー達から話を聞いた。その人達は、離婚後も子どもが両方の親と関係を保つことには利点があると述べた。臨床におけるこの評価は、多くの調査研究により支持された。その多くの調査研究は、子どもの精神的な発達は、離婚後も両親が関与すれば高められることを明らかにした。子どもの生活の中で意味のある役割を否定された親は、子どもから次第に遠いものとなって、子どもの損失となるのである。それぞれの親が重要なケアと意思決定の役割を確実に遂行することによって、この委員会が提案する新しい方式としての共同の養育は、二人の親が子どもの生活に関与する度合いを最大限に拡大することが出来るのである。

共同の養育の良い点は、両者が勝利する設定であることだ。子どもは引き続き両方の親との関係が続いて、愛してくれる親、養ってくれる親との関係が続くことになる。離婚の時にこそ、子どもは家族の両方のメンバーを必要とする。子どもは、両親からの多くの愛情を必要とし、両親からの多くの影響を必要とするのである。もし子どもに片親しかいないのであれば、その不安が子どもにもストレスを与える。本日で私が述べたい事は、養育には継続性が無くてはならないことであり、共同の養育の是認が無くてはならないことだ。単独の養育が勝ち取られて、子どもの父親が、「パパ役のおじさん」や、「デイズニールランドのおじさん」に格下げされるのであれば、子どもは敗者となるのである。子どもは、両方の親からの可能な限りの愛情と影響を必要としている。（会議#7）

委員会は、子どもの最善の利益について一連の定義を離婚法に付け加えるように推奨したのであるが、その一連の定義の中でも最も重要なものは、子どもは継続的に意味のある接触を両方の親と持つことが子どもの利益であるという定義である。

弁護士や治療者や調停者達は、この方法の利点を委員会に説明した。養育計画は、親達の関心の焦点を、レットルの争奪（私が養育者で、あなたは面会人）から、スケジュールや活動や子どもが必要とするものに移行させるのである。意思決定の方法として育児計画を作る利点を、この委員会は認識しており、離婚する親やそこで働く関係者にこれを推奨する。そ

してこの委員会が結論するのは、すべての共同の養育の決定というのは、養育計画の形態を取らねばならないということである。

共同親権という言葉

共同親権という言葉は、すでにキーワード化されており、多くの人が使う言葉になっています。しかし、あまり適切な言葉ではありません。皆が使うので私も使うだけです。

この言葉は、親権（親の権利）に注目していて、子どもの権利を軽視しています。「子どものために頑張る」という視点が強調されていません。

現状では、別居後の交渉において、子どもは、同居親を有利にするための道具として使われています。それにより、子どもの精神は傷つき、精神的予後が悪化します。子どもは傷つきやすい大切な存在として保護されていません。父親は、父親としての大切な役割を果たすことができません。こうした点が問題です。

親権というのは親としての権利ということです。権利とは、例えば所有権がその例です。「権利を共有する」という発想は、共産党を思い出します。実際、共産党は、所有権などの財産権の共有を主張をしています。私は、子どもを守る親の義務を果たすために働きたいの

に、そうした権利を共有する運動にすりかえられているニュアンスがあります。

また「共同親権」は目標ではありません。共同親権運動に参加している人の中には、別居後に子どもと会えなくなった人がいます。そういう人たちは、親権を失っておらず、現に共同親権の状態にあるわけです。だから共同親権が実現するだけではあまり意味が無いということです。

仮に、明日、「婚姻中も離婚後も、共同親権とする」という民法改正案が、成立したとします。それどのような変化が生じるでしょうか。単独親権では、父親と母親で意見が異なるときは単独親権者が決めますが、共同親権の場合は、意見が異なる場合は裁判所が決めるということなのです。

明後日になっても、裁判所も今と大して変わらないのなら、判決も今と大して変わらないでしょう。現状は、日本の裁判所が最も良いと考えている状態です。父親が子どもと会う時間も、月に2〜3時間のままということなのです。共同親権だけが導入されても何も変わらない可能性があります。

逆に、現状のように単独親権のままでも、親子で過ごす時間が、月に2〜3時間ではなく、月に10〜15日であれば、それで充分であり、問題点の多くは無くなります。子どもとの親子関係は、維持されるでしょう。

(監護権を除いた部分の) 親権というのは、例えば、子どもの住所を決める権利や、子どもの懲戒を行う権利のことです。子どもの住所は、一つ決まっただけで郵便物が届くのならどこでも良いわけです。懲戒権などはあっても無くても、子どもが悪いことをしていれば、何が正しいかを教えてあげれば良いのです。その意味では、親権があっても無くてもどちらでも良いものです。そのような親権を共有しても、大きな意味はありません。

子どもに対して父親の役割を果たすことが重要であり、そのためには、ある程度以上(3分の1以上)の時間を子どもと一緒に過ごさなければなりません。このことが重要であり、権利などは、あまり関係ないのです。「共同親権」という言葉は、形式的なものを求めて、大切なものを軽視しています。

なお、子どもは、両方の親と充分に関わって、精一杯生きようとしています。子どもは、両方の親と「面会」しているわけではありません。そのようなものは、親子の関係ではありません。「面会」という言葉は、「二人の親を持つ」という子どもの権利を否定しています。

同じような理由で joint custody (連合監護) という言葉は、 shared parenting (分担する養育) という言葉に置き換わりつつあります。また、 visitation (訪問) という言葉は、 parenting time (親子の時間) という言葉に置き換わりつつあります。

なお、分担養育よりも協力養育の方が望ましい形態です。分担養育では、子どもは、単に

父の家と母の家を行き来するだけで、ダブル・スタンダードで生活するという状態です。子どもは、それぞれの家では、別々の親のやり方で生活します。しかし、協力養育では、父親と母親は、主要な価値観を共有し、基本的な情報を共有し、協力して統一的な養育を行います。

共同養育が実現すると、父と母は、子どもを奪い合う必要がなくなり、子育てを協力するようになります。

なお、社会運動としては、上記のような点を理解していればそれで良く、運動の正しい目標を見失うことがなければそれで良いわけです。私は、分派運動や、反対運動を目論んでいるわけではありません。

求めるものは、あくまでも、子どもの健全な成長です。親の離婚で苦しんでいる子どもを助けたいだけです。「子どもを所有する」という親の権利」を共有したいわけではありません。子どもの権利を守ってあげることに、子どもの精神的な予後を改善させたいだけです。子どもには子ども自身の人生があるので、それを尊重したいだけです。生き生きとした楽しそうな子どもの顔を見たいだけです。

共同親権 Q and A

共同親権について、次のような問答を作って、Wikipedia「共同親権」に加筆しました。
共同親権についての疑問に答えようとしたものです。

(1) 共同親権で、親の意見が一致しない場合は、どうなるのか

協力して親権を行うのが望ましいが、それが困難な場合は、交互に親権を行う[1]。例えば、父親の家にいる時は父親の意見を優先させ、母親の家にいる時は母親の意見を優先させる。また、意見を優先させる側を、1年ごとに交代する方法も行われる。

意見の不一致が起きやすい状況は同じである[2]。例えば、課外活動(塾、スポーツクラブ、稽古事など)にかかるお金を誰が負担するかということ争いが起きやすい。最初に「課外活動にかかる費用は、父親が60%を負担し、母親が40%を負担する」などと決めておくといい。既成の育児計画(Philip, Michael Stahl 2007など)を参考にして、最初にしっかりと育児計画(養育プラン)を作成しておく、後の多くの争いを避けることができる[2]。

父親の家と母親の家とで、教育方針が異なっても、子どもはその状態に良く順応する。相手の育児方針を批判せずに、自分の育児方針を良くすることだけを考えて、親としての自分の役割を立派に果たすことだけを考えるのが良い[1]。

(2) 片親は、まず自分の単独親権を求めて、その実現が困難な場合に共同養育を求めるといふことか

単独親権と共同親権では、考え方が全く異なる[3]。単独親権では、子どもを相手から排除しようとするが、共同親権では、子どもの発育に両方の親を関与させようとする。

単独親権を求める場合には、相手と敵対する。「相手は親として失格であり、自分は親として適任である」などと主張して、子どもを奪い合う。そして、二人の親を持つという子どもの権利を否定する。逆に、共同養育では、協力して子どもを育てようとして相手との信頼関係を築く。また、子どもの大切な権利を守ることにより子どもとの信頼関係を築く。

(3) 単独親権と共同親権の違いは絶対的なものか

両者の違いは、相対的なものであり、量的な差に過ぎない。身体的親権（子どもと一緒にいる時間）は、0%から100%まで、連続的に変化する。また法的親権（決定権）も、多くの項目について、分けて担当することが可能である。

実際、米国の多くの州で、身体的共同親権の定義は、子どもと一緒にいる時間が、決められた基準以上であることとされている。決められた基準は、20%～40%の値である。逆に単独親権の定義は、子どもと一緒にいる時間が決められた基準以下であることとされている[4]。

(4) 単独親権から共同親権になると、養育費はどうなるのか

父親と母親の合意があつて、裁判所が容認すれば、どのような養育費にすることも可能である。裁判所が決める場合には、例えば米国では、次のような方法が用いられる[4][5]。

(単独親権の場合の養育費は、まず子どもが必要とするお金を計算し、それを父親と母親が収入に応じて負担する。もし母親が100%の時間を子どもと過ごすのであれば、父親が負担する金額は、全額母親に渡される)。

共同親権における養育費の考え方の一つは、共同養育になると子どもに必要な生活費が増えるという考え方である。例えば、ベッド、布団、玩具、衣類、本、ゲームなどは、両方の家に用意する必要がある。単独親権の場合に子どもが必要とする金額に適当な数(通常は1.5)をかけて、共同親権の場合に子どもが必要とする金額とする。これを子どもの総収入とする。これを、父親と母親が、それぞれの収入に応じて負担する。子どもの総収入と総支出は同額である。子どもの総支出のうち、子どもと一緒にいる時間の分だけ各親が支出すると期待される。父親の「負担額」と父親に期待される「支出額」の差額が、父親が母親に渡すお金(養育費)である。

もう一つの考えは、単独親権の時の養育費を、固定的な部分(施設費など)と、変動する部分(食費など)に分ける考え方である。固定的な部分は、父親と同じ生活水準を提供する部分でもある。そうして共同親権になれば、変動する部分だけを、子どもと一緒にいる時間

に比例して減らす。これは、国連の子どもの権利委員会が推奨する方法である[4]。

ウィスコンシン州の例では、父親も母親も年収が3万ドルで子どもが1人の場合、父親が子どもに全く会わない場合の養育費は、月額約600ドルである（2004年のガイドライン）。父親が子どもと会う時間が増えても、子どもの時間の24%までは、養育費の額は変わらない。しかし、父親が子どもと会う時間が、子どもの時間の25%以上になると、養育費は減額され、子どもの時間の50%になると、養育費は0になる[6]。

オーストラリアの場合、非同居親が支払うべき養育費は、非同居親が子どもと過ごす夜の数が1年の30%未満であれば減額されない。ただし、政府が支給する子ども手当は、非同居親が子どもと過ごす夜の数が10%以上であれば分割される[7]。

[1] Philip Michael Stahl 2007 Parenting After Divorce: Resolving Conflicts and Meeting Your Children's Needs

[2] The Co-Parenting Survival Guide: Letting Go of Conflict After a Difficult Divorce

[3] How do you make a case for joint custody? Answers.com

[4] CHILD SUPPORT GUIDELINES AND THE SHARED CUSTODY DILEMMA, Support Guidelines.com

[5] Child support, Visitation, Sared Custody and Split Custody, Karen Czapanisky

- [6] The Stability of Shared Child Physical Placements in Recent Cohorts of Divorced Wisconsin Families
 [7] The Role of the Father, Lamb (p609)

合意形成の困難さは生じない

共同親権になると、夫婦間の合意形成が困難な場合に不都合が生じるという懸念を持つ人がいます。しかし現実には、欧米では、そのようなことは起きていません。むしろ子どもを奪い合う必要が無くなるので、子どもの将来を考えた協力関係が進むのです。それにより、子どもの予後が改善されます。これが、欧米諸国で共同親権が採用されて維持される一番大きな理由です。離婚時に父母の主な対立点は、子どもとどのくらいの時間を過ごすかという時間配分です。この点を最初に決めておけば、その他の点は、現在会っていない側の親は、全てを譲ってでも会おうとするでしょう。単独養育では、同居親も、一つ間違えると子どもと会えない側の親になってしまう不安があります。実際、子どもに会えない親の10〜15%は、女性です。子どもを奪われる恐れがあるのです。共同親権が保障されていれば、そのような心配は無くなります。

私は、合意形成の困難さへの対策について、以下のような記事を書いて、Wikipedia「離

婚後共同親権」に加筆しました。

対策 [1][2][3][4][5][6]

合意形成の困難さの問題は、欧米諸国ではあまり深刻な問題にはなっていない。例えば、アメリカ合衆国では離婚に際して、財産分与、養育費、親権、面会交流などについての養育計画を裁判所に提出し、裁判所の承認を受けることが必要であるが、アメリカ弁護士会によれば、「離婚については、おそらく95%以上のケースで、対立的な訴訟ではなく、当事者だけの話し合いか、調停員による調停か、弁護士の助けを受けるかで、合意が成立している」[7][8]。アメリカでは、裁判所が養育計画を決めるケースは非常に少ない。多くの研究は、裁判所が決めるのは、全体のケースのわずか2から10%ほどであると述べている[9]。

スタンフォード大学の Macodby 教授は、次のように述べている。「子どもがあつて別れる夫婦のうち、51%の者は完全に合意し、29%の者は意見の違いを第三者の関与なしに合意し、11%の者は調停により合意し、5%は評価者による評価により合意し、わずか4%ほどが裁判になる。『別れる夫婦は多くの点について争う』という一般的な見方があるが、それはおとぎ話に過ぎない。たいていの夫婦は、子どもの養育と財産の分与について、たいして争うことも無く、裁判官による解決も必要とせず合意に至る。」[10]

(1) 養育計画をあらかじめ作ること

離婚後に子どもがスポーツや塾などの課外活動を行う場合に、誰が費用を負担するかという問題で争いになることがある。離婚する際に、課外活動の費用負担の割合をあらかじめ決めておけば、その後の争いを予防できる。

(2) うまく行っている例に倣うこと

うまく機能している養育計画を参考にする。決めるべき項目も、そうした養育計画の具体例を参考にする。欧米諸国では、共同親権制度は基本的にうまく機能している。

(3) 子どもを中心とする

親が自分の利益を主張し合えば意見は対立するが、子どもの真の利益を最優先にすれば、意見の対立は少なくなる。子どもの本心を聞き、他の多くの子どもの平均的な意見を参考にし、子どもの権利条約など子どもの専門家の意見を参考にする。

(4) 交渉の技術を習得する

意見の異なる相手と交渉して妥協点を探す技術は、誰にとっても重要である。交渉の技術とは、相互の主張を十分に理解し合った後で、双方が満足できる妥協点を探す努力することである。子どもは、身近にいる親を真似するので、「交渉が困難な相手とは交渉しない」という親が身近にいれば、子どももそうなる可能性が高い。親が離婚した子どもは、他者と親密な関係を樹立することが困難なことがあり、自分自身も離婚に終わることがある。「交

渉する技術を持つこと」は、親としての重要な能力である。

(5) 交互親権にする

協力して子どもを育てるのが望ましいが、どうしても意見が一致しない場合は、交互親権にする。子どもと一緒にいる親が、その場の問題を決定する。その方式でうまく決まらない件については、1年ごとに交代するような交互親権とする。子どもは、親の教育方針が異なっているにもかかわらず、比較的容易に順応できる。

(6) コミュニケーションを充分に行うこと

争いのうち、相手の主張をしつかり聞かないことが原因であるものが多い。相手の事情を充分に把握し、自分の事情をきちんと伝えておかなければならない。コミュニケーションにおいては、ビジネスライクに要件を伝えることが勧められる。最も重要視しなければならぬのは、子どもの事情であり、子どもの本心である。合意を形成するにあたって子どもの意見を聞くと、子どもの精神的予後が改善される。ただし、最終決定は、親が行う。

参考文献

- [1] Shared parenting ISBN 978-1587613463
- [2] Joint Custody & Shared Parenting ISBN 978-0898624816
- [3] Planning for Shared Parenting⁷ A guide for Parents Living Apart

- [4] The Best Parent Is Both Parents: A Guide to Shared Parenting in the 21st Century ISBN 978-1878901569
- [5] Parenting after Divorce ISBN 978-1886230842
- [6] Parenting Plans, Information for parents to consider when making a parenting plan, オーストラリア政府
- [7] The American Bar Association Guide to Family Law The American Bar Association, 1996
- [8] How do I Avoid Child Custody Battles? Livestrong.com
- [9] Lamb, Michael E., Professor Michael E. Lamb (2010) , The role of the father in child development (5 ed.) , New York: Wiley, p. 209, ISBN 0-470-40549-X
- [10] Webster Warnik (2003) , Child Custody Made Simple: Understanding the Laws of Child Custody and Child Support (Revised ed.) , Single Parent Press, p. 32, ISBN 0-9649404-3-4

共同養育の真偽表

ウェイク・フォールレスト大学の Linda Nielsen 教授は、共同養育の正誤表を作っておられます。A C F C にあった文書です。

<http://daddy.typepad.com/daddyblog/files/SharedParentingFactsandFiction.pdf>

以下は、真偽表です。文末の数字は、下にある引用文献の番号です。

- ×…親が離婚した後に、たいていの子どもは、父親と過す時間の分量に満足している。
- …親と一緒に暮らさなくなった後、大多数の子どもは、父親ともっと多くの時間を過ごしたいと望んでいる。子どもは、共同育児を望んでいる（1-16）。
- ×…母親が充分なお金を持っている限り、子どもは、父親とほとんど、あるいは全く会わなくても、不都合は無い。
- …両親と一緒に暮らさなくなった後に、父親と過ごす時間が少なすぎる子どもは、父親が積極的な関与を維持した子どもに比較して、生涯を通じて、父親が居なかったことによるトラブルを多く経験する（1-17）。
- ×…たいていの離婚した両親や、結婚しなかった両親は、あまりに敵意が強いので、共同の子育てをしたり、一緒に子どもを育てるプログラムから利益を得ることは、できない。
- …共同育児のプログラムに参加することにより、通常、親はもっと協力するようになる。強く争うのは、カップルのうち、10～15%ほどである（18-22）。

×…共同育児は、乳児や幼児には適当でない。なぜなら、乳児や幼児は、夜間は、母親から切り離すべきでないからである。

○…乳児も幼児も、いずれの親とも2、3日以上、切り離すべきではない。そして、いずれの親とも夜を一緒に過ごすことができる(23-26)。

×…共同の育児を行うと、子どもの経済状態は悪化する。なぜなら、共同育児では、父親が支払う養育費は減るからである。

○…共同の育児をする父親は、最も養育費を支払う父親であり、最も子どもに追加的な支出をする父親であり、最も子どもの大学教育に支出する父親である(27,28,33,39)。

×…たいていの離婚した父親は、共同で育児をすることについて、興味を持っていない。

○…圧倒的多数の離婚した父親は、子どもともっと多くの時間を過ごしたいと思っている。もっと共同で育てたいと思っている(32-39)。

×…子どもは、双方の親の家に行ったり来たりしないといけないのであれば、共同の育児を

望んでいない。

○：子どもは、片方の親の家にだけ住むよりも、双方の親の家に住むことを望んでいる
(2,10,40,41)。

(引用文献)

- 1 Ahrons, C. 2004.
- 2 Fabricus W. 2003.
- 3 Emery, R. 2004.
- 4 Finley & Schwartz 2007
- 5 Harvey & Fine 2004.
- 6 Kelly, J. 2006.
- 7 Marquard. 2005.
- 8 Sobolewski. 2005.
- 9 Wallerstein & Blakeslee 2004.
- 10 Warshak, R. 2003.
- 11 Scott, Booth & King 2007.

- 12 Nielsen, L. 2005.
- 13 Nielsen, L. 2008.
- 14 Smith, A. 2003.
- 15 Hetherington, M. & Kelly, J. 2002
- 19 Bauserman, R. 2002.
- 17 Lamb, M. 2004
- 18 Blaisure & Geasler 2006.
- 16 Braver. 2008
- 02 Pruett et al. 2005.
- 12 Brandon, D. 2006
- 22 Stone, G. 2006
- 33 Assoc. of Family & Conciliation Courts, 2006.
- 14 Kelly & Ward. 2002
- 53 Pruett, M. 2004
- 92 Warshak, R. 2000.
- 27 Fabricus & Braver. 2003

- 88 Custodial mothers, fathers & child support: 2005. Census Bureau
69 Flouri, E. 2005
30 Farrell, W. 2004
16 Tarnis & Cabrera. 2002
32 Nielsen, L. Demearing, 1999.
33 Braver, S. 1998
34 Bokker, Farley & Denny. 2005
35 Fagan & Hawkins. 2003.
36 Hallman & Deinhart. 2007.
37 Stone, G. 2007.
38 Frieman, R. 2007.
39 Warshak, R. 2002.
40 Buchanan & Maccoby. 1996.
41 Laumann & Emery. 2000.
42 Children' s Living Arrangements:2003. Census Bureau.
43 Kelly, J. 2005.

44 Stamps, L. 2002

45 Williams, G. 2007

46 Kruk, E. 2005.

47 Dotterweich & McKinney 2000.

家庭レベルの共同親権を実現しよう

共同親権は、国家レベルで実現しても良いですが、個々の家庭レベルで実現しても良いわけです。以下のように、家庭レベルで共同親権を目指すことがお勧めです。

(1) なぜ共同親権は実現されないのか

・母親側の理由

一つ間違えると、自分と子どもとの関係が切られるかも知れない

離婚交渉を有利にするの道具として利用する

力を示して、仕返しをする

・弁護士、裁判官の理由

両親が敵対すれば紛争となり、裁判や調停が行われ収入になる

親子関係が切れてお金を支払われなくなれば、養育費の裁判を行って収入になる
裁判官は退官すると弁護士になる（共通の利益）

（2）なぜ共同親権を実現すべきか

・科学的事実

片親が育てた子どもは学業成績がより悪く、学校でのトラブルがより多く、社会
に出てからの地位がより低く、結婚してからもより離婚に終わりやすい

子どもは父親から多くを吸収して成長する

・子どもの利益

子どもは本心では両方の親に充分に関与してもらうことを望んでいる

両方の親から多くを受け取って、一人前に成長したい

・有利な事情

科学的事実と一致する

先進諸外国はすでに実現している

先進諸外国の国民も支持している

日本も将来そうなる

マスコミの支持もある

WHO、UNICEFなどの国際機関も支持している

(3) 戦略

・弁護士や裁判官に訴える方法

基本的にもうまく行かない

矛盾がある（彼らが1ヶ月2時間の相場を推進する張本人）

・弁護士は、自分たちの利益を増やそうとして行動する

彼らを説得しようとしても効果は少ない

・子どもの将来

単独親権により一番の不利益を蒙るのは子どもである

成長後の子どもが裁判官である

子どもへ記録（証拠）を多く残す

・母親へ

「子どもを奪わない」として安心させる

しっかり説明する必要がある（上記の事情について）

その説明を文書で記録する

説得する

子どもが大きくなれば、すべてを理解して、母親との関係が悪化すること
多くの子どもは、離婚についてどう思っているのかを説明する

子どもの権利条約について説明する

世界の状況と日本の現状を説明する

（将来の見通しを説明する）

子どもの利益と不利益を説明する（子どものために必要である）

根拠を示す

母親の反応を記録する（発言や手紙）

事実が一番説得力がある

・ 裁判より調停、調停より手紙などの直接的交渉が良い

裁判（敵対）を全力で避ける

調停員は通常は何も知らない

（どうすれば離婚を止められるかを知らない）

（子どもへの離婚の悪影響について知らない）

調停員は、自分たちの利益に基づいて行動する

調停員は、相場でまとめようとするだろう

調停員を説得することは困難

こちらの話を相手方にはあまり伝えてもらえない

(自分で伝える。記録を作って残す)

離婚自体を裁判で争って、考え直しを求めるのも一つの手段である

(円満な家庭を維持する方法を学ぶべきだ)

(子どもの精神的予後が悪くなる)

(これは、敵対ではない。仲良しの説得である)

(裁判官を説得するのではない)

(面会交流をすべての案件の前に決める)

自分の行動原理は、「子どもの権利」の擁護であるべき

「離婚すれば会わせてやる」という取引に応じない

裁判は、記録を子どもに残す機会である

・強制が行われることは多くない

連れ去り直後に(面会)交流が禁止されていないのなら会えばよい

可能な限り近くに住む

有利な判決が出るのを待たずに、合法的な範囲で自分に有利に行動する

・父親の役割を果たすこと

単に一緒に居るだけでは父親の役割を果たしたことはない

（面会）交流の日に遊びのメニューを増やしても同じ

自分の考え、気持ち、勉強した内容などを記録して子どもに見せる

（子どもが大きくなつてから見ても良い部分もある）

子ども宛のホームページを作っている人もいる

子どもに愛情を示す（直接的、間接的）

・育児計画

必要である

アメリカの例を参考にして、もれなく作るのが良い

・記録を残すこと

全体として、必ず勝てる戦いである

共同養育の文献

以下のような共同養育に関する英語の論文は、いずれも、共同養育が子どもに良い影響を与えると述べています。

(1) 「共同親権ハンドブック」The Joint Custody Handbook

この本の第一章は、「共同親権とは何か」です。著者のCohen女史は、共同親権という言葉が知られていない頃から、自分の子どもについて、共同親権を実践してきました。以下のような文がありました。

「研究によれば、離婚前に両親の間に起きたことよりも、離婚後に両親の間に起きたことのほうが、子どもに大きな衝撃を与える。」

「研究によれば、親が離婚した子どものうち、その後の状態が最も良かった子どもは、親の離婚後も両方の親と密接な関係を維持した子どもであった。」

「離婚後に二つの家庭を行き来して育てられた子どもは、ティーンエイジャーになると、いろいろな理由により、同性の親と暮らすことを選ぶ場合が多い。」

(2) 「父と子の再会」Father and Child Reunion

この本の著者のWarren Farrell氏は、カリフォルニア大学医学部で心理学を教えています。

す。ファレルは、父親の権利運動の論客です。ファレルの本は、他から引用した写真や図が多くて、楽しめます。

①知人の女性には、2人の女の子があり、姉は10歳である。その女の子たちの父親は、離婚して離れた所に住んでいる。2人の子どもは、学校と家で、教師による特別プログラムの補習を必要としていた。ある時その知人の女性は、家を増築し、その増築した部分を「父の部屋」として、父親が来た時に、2人の子どもと過ごす場所にした。それで父親は、訪問者の立場ではなく、本来の父親の立場に近くなった。しばらくすると、その2人の女の子は、成績が向上し、オールAになった。

②父親と子どもが一緒に過ごすのは、父親の権利というだけでなく、子どもの権利でもある。財布としてではなく、パパとして。面会人としてではなく、親として。

③父親が誰かを調べるDNAテストは、生殖に関する男の権利として基本的なものである。

④男と女が一たび子どもを持ったのなら、二人は等しく、その子どもの運命を正しく導く権利を持ち、義務を負っているのである。

(3)「共同養育：別居後に子どもを協力して育てる方法」Shared Parenting：Raising Your Child Cooperatively After Separation

この本も良い本です。二人の作者のうちの一人は、30年以上、この方面の心理カウンセラ

ーをしてもらえる方で、これまでに本を5冊書いておられます。もう一人の著者は、弁護士です。これまでに「離婚後の父親たち」という本を書いておられます。「オーストラリア共同養育協会」の前の会長です。以下のように述べておられます。

- ① 共同養育は、子どもをより幸福にし、両方の親により深い満足をもたらす。
- ② 父の家と母の家は、距離が近いことが必要である。
- ③ 少しの努力と忍耐と一貫性があれば、共同養育は、うまくいく。
- ④ 法律家は、あなたのパートナーのことや、あなたの子どもを知らない。また法律家は、子どもの心理学や家族の心理学について、トレーニングを受けていない。
- ⑤ 共同養育には、それを支えるコミュニケーションが必要である。
- ⑥ 常識や理屈からも分かるように、質の高い親子関係を樹立し維持するためには、子どもと多くの時間を過ごすことが必要である。
- ⑦ 親子の交流がうまく設定されれば、親の間の争いは減る。
- ⑧ (ある子どもの意見)「パパとママが私の時間について話し合っている時は、私には2人が争っているように見えます。そして私がどちらかの所有物として扱われているような気がします」

(4)「アメリカ合衆国における子どもの養育の決定」The Determination of Child Custody

in the USA

[http://www.stanford.edu/group/psyfawseminar/Child%20Custody%20in%20the%20USA%20\(Page%201%20of%205\).htm](http://www.stanford.edu/group/psyfawseminar/Child%20Custody%20in%20the%20USA%20(Page%201%20of%205).htm)

以下のような文がありました。

「法的共同親権を可能にする法律が制定されれば、裁判所による法的共同親権の採用が激的に増加するという実例がある。1980年代の終わりごろまでには、カリフォルニア州において、法的共同親権の採用が可能になったが、その後、判決の75%から90%は、法的共同親権を採用した。身体的共同親権を可能にする法案が施行された後に、身体的共同親権も採用されるようになったが、より遅いスピードであった。」

(5) 「共同親権と単独親権における子どもの適応の差。メタ・アナリシスによる研究(2002年)」 Child Adjustment in Joint Custody Versus Sole Custody Arrangements: A Meta Analytic Review

<http://richel.org/brokenlink/PDF/baus.pdf>

共同親権と単独親権で、子どもの子後を比較する研究は、多くあります。そうした33の研究を集めて、メタ・アナリシスを行っています。そうして、次のように述べています。

・ 法的共同親権や身体的共同親権で育てられた子どもは、単独親権で育てられた子どもよりも、良く順応している。両親のそろった家庭で育てられた子どもと変わらないほどであ

る。

・共同親権を行っている親は、単独親権を行っている親と比較して、現在も過去も争いが少ない。

・過去の争いのレベルを同じにして比較しても、共同養育の方が、子どもにプラスが多い。

・共同親権が、子どもの発達にプラスになるのは、共同親権は、子どもが両方の親と良好な関係を維持するのを、容易にするからであろう。

(6) 「共同育児のためのプラン」 Planning for Shared Parenting : A guide for Parents Living Apart

<http://www.mass.gov/courts/courtsandjudges/courts/probateandfamilycourt/afcsshareparenting.pdf>

「離れて暮らす親のためのガイド」という副題があります。米国マサチューセッツ州の州政府機関による文章です。以下のような文章がありました。

この10年で多くの研究が行われたので、別居や離婚が子どもに与える衝撃について、我々は、十分に理解することができるようになった。研究で分かったことを用いて、子どもが重要とすることを理解してそれを子どもに与えることが可能になった (p3)。

子どもが乳児であれば、両方の親と頻回に会う必要がある。通常推奨されるのは、乳児と非同居親が週に数回会うことである。その親子交流においては、非同居親にも、子どもに授

乳したり、離乳食を与えたり、子どもと遊んだり、子どもをお風呂に入れたり、子どもをなだめたり、昼寝や夜寝のために寝かせたりというような親の役割を果たす十分な機会が与えられなければならない（p8）。

双方の親の間で、乳児についてコミュニケーションを行うことは、乳児が良い適応をするために必要不可欠である（p9）。

片親が、幼稚園児の日々の世話に、それまでは最小限しか関わってこなかった場合でも、週末を含む2～3日を子どもと共に過ごせば、子どもとの関係も保たれ、子どもを世話する技術も上達してゆく（p14）。

幼稚園児と、隔週の週末を一緒に過ごし、週半ばでの面会を1回行うことにより、うまく行っているという感想を持つ親もいる（p14）。

13歳から15歳の子どもは、親と過ごすよりも、友人と過ごすほうが多くなる。また自分の希望が軽視されると、腹を立てて怒ったりする。こうした思春期早期の子どもの行動は、親にとってやっかいであるが、その行動には、両方の親と密接な関係を保ちながら自分の自主独立性を高めていこうとする機能がある（p18）。

13歳から15歳の子どもにとって望ましいのは、自分の時間の使い方について、それぞれの親と直接に話し合って交渉することである。また、双方の親にとって重要なことは、親同士

で話し合って、子どもの安全と、子どもの行動の把握について、互いに確認することである(p18)。

・ビジネスのときのような事務的な口調で相互にコミュニケーションを行って下さい。

・子どもを受け渡すときには、争いを引き起こすような発言を避けて下さい。

・食事の時間、勉強の時間、就寝時間などは、なるべく同じ時間にして子どものルーチンにして下さい。

・規則やしつけについて親同士でコミュニケーションを行い、子どもを統一的な方式で育てましょう。

(7)「私と、私の子どもと、私の前の配偶者」 Me, my kids and my Ex

この文章は、オーストラリア政府の養育費部局による文章です。A 4で53ページの文章です。これもカラフルで、分かりやすく、ためになる文章です。この文章は、子どもの利益を強調しています。

<http://www.humanservices.gov.au/spw/customer/publications/resources/csl1229/csl1229-0606en.pdf>

子どもは、半分は父親から成り、半分は母親から成るので、両親の争いは、子どもを傷つけると述べています。また、別れた後も、親としての良好な関係を維持する必要がある、両親が協力すれば、子どもへ将来の正しい方向性を示すことができる」と述べています。

(80) 「離婚後の共同養育」(共同養育研究の総説) Shared parenting After Divorce: A Review of Shared Residential Parenting Research

著者の Linda Nielsen 教授は、元来は、父と娘の親子関係の研究者です。共同養育の正誤表を作った人です。著者は、以下のような多くの論文を踏まえて、離婚後は共同養育が望ましいと結論しています。

http://www.aafc.org/aafc/assets/documents/research_pdfs/Nielsen_SP_Nov_2011.pdf

①親が離婚した子どもは、父親が子どもの日常生活の広い範囲の内容に積極的に関与した場合に、最も大きな利益を受ける。そして父親が、放任主義ではなく、子どもに盲従を強いるのではなく、父としての権威を保って子どもと接する場合に、子どもは最も大きな利益を受ける。(Lamb 1997) The effects of divorce and custody arrangements on child behavior

②子どもは、日中に父親と会うだけでなく、父親の家に宿泊する方が、父親とより親しい関係を維持することができ。(Cashmore 2008) Overnight stays and children's relationships with parents after divorce

③子どもは、思春期が近づくにつれて、母親の家よりも父親の家に、より行きたがるようになる。(Bauchanan 1996) Child adjustment in joint custody versus sole custody

④ 親が離婚した900人の大学生は、父親ともしっかりとした親子関係を持つことを望んでいた。

あるいは、父親と少しでも親子関係があることを望んでいた。(Harvey 2010) Children of Divorce

⑤ 共同養育の子どもは、抑うつ症状が少なく、健康のトラブルが少なく、ストレス関連の病気が少なかった。共同養育の子どもは、片方の家に住んでいる子どもよりも、自分の生活のあり方に満足していた。(Fabricius 2007) Postdivorce living arrangements, parent conflict and physical health for children of divorce

⑥ 両方の家で暮らす子どもは、そうでない子どもと比較して、父親とより親しい関係を維持するだけでなく、母親ともより親しい関係を維持する。(Fabricius 2003) Listening to children of divorce

⑦ 父親の家と母親の家を行き来するタイプの共同養育は、多くの時間を母親と過ごすタイプの育児と比較して、子どもの社会的、精神的、心理的な予後を良くするかまたは同じにする。もっと重要なのは、父と子の親子関係を、より強固なものにして、永続的なものにすることである。(著者による結論)

(9) 「家庭の中の男性」 Men in Families

これは、2011年の国連の文書です。以下のように述べています。

<http://www.un.org/esa/socdev/family/docs/men-in-families.pdf>

①別居後の共同養育についての議論（p93）

「双方の親は、子どもと良い関係を維持するために、充分な量の恒常的な親子交流を行うことが必要である。（子どもの就寝時や起床時の習慣的行動、学校の行き帰り、課外活動やレクリエーション活動を含む）子どもの日常生活や日課の重要な部分に、両方の親が確実に関わるができるように、子どもの生活時間の設定は、非同居親が、子どもの生活の中で精神的に中心的な役割を果たすことを可能にするものでなければならぬ」
(Lamb, Sterberg, Thompson, 1997, 400)

「良い親子関係を維持するためには、子どもの時間の3分の1が、最低限必要である。そして、養育時間が増えて半々（50%ずつ）に近づくにつれ、利益はさらに増大する」
(Fabricius, 2010)

②オーストラリアにおける共同養育の新しい政策とプログラム（p93）

オーストラリアの「共同養育の責任」という2006年の家族法改正の目的は、以下のようである。これは、家族が、人間関係を改善させるための法律改正である。

- ・ 父親と母親が、健全で強固な関係を構築するように手助けして、離婚を予防すること
- ・ 他で行われるサービスへの窓口を明確に案内して、家族がそのサービスを利用する手助

けをすること

・これまでのプログラムを変更し、これまでのサービス提供システムを変更すること。オーストラリア国内に、65ヶ所の家族関係センターを設立すること。家族関係について助言を提供する電話サービスを行うこと。

・家族関係について情報を提供するサイトを開設すること

やはり、オーストラリアの法律も、離婚後に父親が子どもにしっかりと関与したほうが、子どもへの虐待が減ると考えています。また、離婚が予防できると考えています。別居後の親が戦いをしないようにしています。当然の民法改正です。

(10) 共同の身体的親権…聡明な解決かあるいはトラブルの多い計画か？

Joint Physical Custody: Smart Solution or Problematic Plan?

著者の Roslyn Zimmer は、調停人です。この文書は、共同の身体的親権がどのようなものを解説したものです。分かりやすい文書です。

<http://mediate-divorce.com/joint-custody>

著者は、共同の身体的親権は、次の場合に最もうまくいくと述べています。

- ・親たちが、秩序ある、ビジネスライクな関係を保つことができる。
- ・子どもが必要とすることや、発達の上で要求されることを考慮して育児の設定が行われ

る。

・ スケジュールが、事前に決められており安定しているが、状況の必要に応じて変えられるように柔軟である。

・ 両親が物理的に近くに住んでいる。

・ 親たちが、自分の感情にとらわれることなく、互いを攻撃するのではなく、互いを支援するように気を配る。

・ 経済的な資源があつて、2ヶ所で暮らすことが可能である。

(11) 「共同養育 Q and A」 Joint custody - questions & answers (US)

Shared Parenting Information Group (SPIG) UK

<http://www.spig.clarane/jc-faq.htm>

以下は、Rick Kuhn という人が、米国メリーランド州で1996年に離婚法改正のロビイ活動をするために準備した文章です。

共同養育は、どのように子どもに影響するか

入手可能な広範な研究結果によれば、身体的共同養育は、単独養育よりも、多くの点でずっと優れている。(例えば Buchanan, Maccoby & Dornbush, 1991; Burnett, 1991; Ifield, 1989; Lerman, 1989; Noonan, 1984; Rockwell-Evans, 1991)。しかし、一部の研究は、両者には差

がないと述べている。(例えば Kaufmann, 1984; Mann, 1984; Trevisano, 1982) 重要な要因は、両親の間の争いである。両親の間に激しい争いがある場合には、共同養育も単独養育も、子どもには同じような結果をもたらす。両親の間に争いが少ない場合には、共同養育は、単独養育よりも子どもに良い結果をもたらす。良い結果とは、平均すれば、精神的なトラブルが少なく、犯罪を行うことが少なく、学業成績が良いことである。

共同養育は、両親の間の争いを増やすか

増やさない。共同養育では、争いは減るか不変である。(Albiston et al., 1990; Arditti, 1992; Buchannan et al., 1991; Burnett, 1991; Greiff, 1979; Kline et al., 1989; Luepnitz, 1986; Maccoby et al., 1990) 監護の争いとは、誰が子どもを育てるかで争うことである。共同養育では、両方の親が継続して育児に参加するので、そうした争いが減るのである。また共同養育では、後日再び法的な争いになることも少ない。(Dudley, 1991; Emery and Weyer, 1987; Emery, Matthews, and Weyer, 1991; Luepnitz, 1986)

(12) 「離婚後の子育て」 Parenting After Divorce: Resolving Conflicts and Meeting Your Children's Needs (2007年) ISBN-10: 1886230846

著者の Philip Stahl は、臨床心理学者です。この本を読んで特に良いと思ったのは、以下のようない記述です。

- (1) 父親と母親の争いが少ないケースや中等度のケースでは、共同親権が可能である。争いが激しいケースは全体の15〜20%ほどである。
- (2) もし、「協力する育児」が出来ないのなら、「別々の育児」を行って、相手に干渉しないこと。相手の育児の仕方にとやかく言わないこと。逆に相手から何か言われたら、無視すること。多くの子どもは、「二つの家」という状態に、うまく順応する。
- (3) 時間とエネルギーを費やして、注意深い育児プランを子どものために作ることは、子どもに問題解決と争いの解消の仕方について教えることである。（この本の巻末に、詳しい育児プランの例が載っている）。
- 父と母の権限が、完全に同等であれば、意見が異なる時に困る。「偶数の年は母親の考えが優先する。奇数の年には父親の考えが優先する。」のように決めておく。
- (4) 子どもが青年期（13歳〜17歳）であれば、親としての役割を果たすとは、親が良いメンターになることだ。
- (5) ある10歳の子どもは次のように言った。「子どもが選ぶことができるのなら、私は共同親権を選びたい。そうすれば両親に同じ時間だけ会うことが出来る。また私は、両親に、争うのは止めてと言いたい。」

また、ある19歳の子どもは次のように言った。「私が言えるのは、離婚は、両親が考えているよりも、ずっとひどく子どもを傷つけるといいうことです。」

共同親権は人々に支持されている

私は、ネットで共同親権の世論調査について調べました。以下のように、共同親権は、多くの人々に支持されています[1]。

デトロイト・ニュース社が、2004年にネット上で「離婚後には50%ずつの共同親権制度を基本とすること」の是非を聞いたところ、賛成86%、反対14%であった[2]。

オーストラリア政府が、2006年と2009年に「別居後にも、両方の親が子どもの生活に関わった方が、子どもはうまく行く」ことに賛成するか反対するかを調査したところ、賛成81.4%、反対6.9%であった[3]。

カナダのサザン・ニュース社と、家庭調査・教育の国家基金が、カナダ人に対して調査を行ない、「親が離婚した子どもが、非同居親と親子関係を維持することは重要か」と聞いたところ、「非常に重要である」80%、「かなり重要である」17%、「あまり重要でない」2%、「全く重要でない」1%であった[4]。

マサチューセッツ州で2004年に「離婚後は共同親権を基本とする」ことについての投票が行われたところ、62万人が投票し、賛成85%、反対15%であった[5]。

アリゾナ大学の研究者が、陪審員として裁判所に来た人約260人に、「自分が裁判官だったら、モデルケースについて、離婚後の親権をどう判断するか」と聞いたところ、65%の人が「時間が50%ずつの共同親権にする」と答えた[6]。

2011年にアリゾナ大学の学生やその他の大人に聞いたところ、80%から90%の人が、離婚後は共同親権が望ましいと答えた[1]。

オーストラリアにおける再三の世論調査や国家が出資する研究によれば、オーストラリア国民のうち、70%から90%が、共同親権法を支持している[7]。

2011年に産経新聞がネット上でアンケートを行い、両親ともに親権を持つ欧米型の共同親権制に移行すべきかを聞いたところ、2122人より回答があり、賛成58%、反対42%であった[8]。

2009年にヤフーニュースがネット上で共同親権の制度新設に賛成か反対かを聞いたところ、13721人から回答があり、賛成58%、反対29%、分からない14%であった[9]。

2009年4月23日に読売テレビがスーパー・サプライズという番組で、「離婚後に共同親権を認めない国に怒る」という主張を放送したところ、番組中に寄せられた視聴者からの

意見は、「分かる」という人が10220人(77%)、「分からない」という人が2976人(23%)であった^[10]。

2012年6月24に親子風船が東京のフリマ会場で共同親権に賛成か反対かを聞いたところ、193人から回答があり、賛成79%、反対5%、その他16%であった^[11]。

- [1] Shared Parenting After Divorce: A Review of Shared Residential Parenting Research
- [2] Detroit News Poll on Shared Parenting
- [3] Care-time Arrangements オーストラリア政府 (図 6.1)
- [4] Canadian Public Opinion on Families and Public Policy
- [5] Shared Parenting ballot initiative election results
- [6] How Does the Public View Conflict in Custody Decisions?
- [7] Top10 myths about Shared Parenting (Child Custody laws) in Australia
- [8] 産経ニュース 2011.11.3
- [9] ヤフーニュース 2009年3月14日
- [10] 読売TV 2009年4月23日
- [11] KimidoriRibbon <http://ameblo.jp/npo-visit/image-11287662192-12048805955.html>

父親は親子関係を切られるから養育費を払わなくなるのか

以下の4つの論文は、この点に関する論文です。

- (1) 別居後に、国が養育費の支払いを強制すれば、父と子の交流は増えて、父と母の争いは増えるか。 Will Child Support Enforcement Increase Father-Child Contact and

Parental Conflict after Separation?

<http://apps.olin.wustl.edu/macarthur/working%20papers/wp-mclanahan1.htm>

「養育費の支払いが少ないと親子の交流は少ない。養育費の支払いが多いと親子の交流は多い」という一般的な傾向があります。この論文は、米国において、養育費の強制が行われるようになって、それが交流に与えた影響を調べたものです。この研究は、米国「国立子ども健康と発達研究所」からの資金援助を受けて、ウイスコンシン大学の研究者らによって行われました。

著者は、結論のところでは次のように述べています。「（強制による）養育費の支払いは、非同居親と子どもとの面会の回数を増やし、非同居親の子どもへの影響を強くする。」この結論は、「養育費が原因で交流の結果である」という仮説を支持するように見えますが、著者は、そのように判断することには慎重です。また、著者は「（強制による）養育費の支払いは、

両親の間の争いを増やす」と述べています。

(2) 「別居後の養育と養育費を決定する仕組みの公正さ」について、思春期の子どもはどう見ているか

Adolescents' Views on the Fairness of Parenting and Financial Arrangements After Separation

http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=938018

この研究は、シドニー大学の研究者がオーストラリアにおいて、親が離婚した12歳から19歳までの子ども60人に対して、インタビューを行い調べたものです。

非同居親と多くの時間を過ごしている子どもも多くは、養育の決定過程を「とても公正である」または「やや公正である」と判断していますが、非同居親と少ない時間しか過ごせない子どもも多くは、決定過程を「とても不公正である」または「やや不公正である」と判断しています。

(3) 「父子の交流と養育費」 Child Support and Father-Child Contact: Testing Reciprocal Pathways

<http://muse.jhu.edu/login?auth=0&type=summary&url=/journals/demography/v044/44.1nepomnyaschy.html>

経時的なデータを用いて、「養育費の支払い」と「父子の交流頻度」の前後関係を調べた研究論文があります。どちらが原因で、どちらが結果かということです。著者は、「交流が

養育費に与える影響の方が、養育費が交流に与える影響より強い」と述べています。交流が原因で、支払いが結果ということです。つまり、親子関係を切られるので、お金を払わなくなるということですね。可愛い我が子にお金を払いたくない親はいないでしょう。交流を多くして、親子関係を切らないことがお勧めです。

(4) OECD 各国の「シングル・ペアレントが養育費を受け取る割合」

Trends of Sole-parents and Sole-Parents Receiving Child Maintenance Payments

<http://www.oecd.org/els/family/41920285.pdf> (Table PF1.5.B)

表の左側半分は、子どもがいる家庭のうちの、死別で無いシングル・ペアレントの割合です。表の右側半分は、養育費を受け取っているシングル・ペアレントの割合です。

日本では、養育費を受け取る離婚母子家庭は、20%ほどです。

<http://www.nhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-setai06/02-b16.html>

日本は、交流の時間が非常に短く、養育費を受け取る割合が非常に少ない国です。

共同養育に関する誤った考え

オーストラリアでは、すでに2006年に改定版の共同養育法が成立しています。以下の

文章は「オーストラリアの共同養育に関する10の誤った考え」という文章です。著者はArticles About Men という出版物に記事を書いておられます。著者はオーストラリア人の主婦で、2人の子がいます。

<http://www.familylawwebguide.com.au/crc/pg/news/view/944>

(1) 共同養育になると、子どもが虐待される危険が増す。(これは、誤りである)
子どもが虐待される割合は、共同養育の場合が最も低い。結婚が続いている家庭よりも低い。逆に、子どもが虐待される割合が最も多いのは、単独養育の場合である。子どもが家庭で虐待されるケースの70%以上は、母親が一人で子どもを育てている場合に起きる。

(2) オーストラリアの共同養育法により、家庭内暴力の危険が増した。(これは誤りである)
オーストラリア政府はこの法律の影響調査を行ったが、家庭内暴力が増加した事実は無かった。

(3) 共同養育に移行すると、父親の養育費負担は減る。(これは誤りである)
共同養育に移行すると、父親の経済負担は増える。子どもの衣食住をまかなう費用が増える。父親は、経済負担を増やすと同時に、子どもへの精神的サポートを増やす。

(4) オーストラリアの共同養育法は、父親を優遇し、シングル・マザーに不利である。
(これは誤りである)

共同養育法は、性に関係なく、それぞれの親が育児の責任を果たすことを保障する法律である。また、働いて、学んで、リラックスするための機会を、どちらの親にも等しく提供する法律である。「男性と女性は平等であり、社会における役割も、性によって差別されることは無い」という理念を実現するための法律である。

(5) オーストラリア国民は、共同養育を支持していない。(これは誤りである)

オーストラリア国民の70%から90%は、共同養育法を支持している。支持しないのは少数であり、法律家、フェミニスト、シングルマザーである。

(これは、2010年6月に書かれた記事です)

「オーストラリアにおける、別居後の父親に関する政策の変遷」 (Changing Policies Regarding Separated Fathers in Australia)

この文章は、「父親の役割」(The Role of the Fathers) (第5版) という本の第20章です。この文章は、離婚や別居に関するオーストラリアの家族法の改正経過を解説したものです。

この文章の中に、以下のような文があります。

・家族法改正への触媒の働きをしたのは、父親グループの圧力である。彼らは、国会議員に

対して、非常に活発なロビー活動を行った。(中略)。父親グループのキャンペーンの結果、1975年版の家族法は、再度、改正を検討されることになった。

・2006年に行われた家族法の改正「親の共同の義務」は、家族法に多くの変化をもたらした。法改正の全体としての効果は、非同居親が子どもにもっと多く関与することを促したことであった。

・新しい法律では、弁護士・調停人・カウンセラーは、「依頼人は等しい時間の選択肢あるいは相当に多い時間しかも意義のある時間を採用するよう考慮しなければならない」と助言しなければならない。

コラム⑦ 共同親権のアニメーション

このアニメーションは、オーストラリア法務省の Interrelate Family Centres という組織が作成したものです。

<http://www.interrelate.org.au/>

Sharing Parenting - TELLING THE KIDSI (一)

<http://www.youtube.com/watch?v=jC3Ukp89lWg>

.Sharing Parenting - TELLING THE KIDS! (2)

http://www.youtube.com/watch?v=_2tb1Af71VA

第十四章 養育計画が必要

養育計画はどのようなものか

(これは、英語版 Wikipedia の「Parenting plan」を私が和訳し、日本語版 Wikipedia に投稿したものです)

「養育計画」あるいは「育て方の合意」は、夫婦が別居や離婚をするときに、先進国の裁判所で、所定の手続きを行う際に必要となる。子どもの養育についての決め方の合意が無いと、将来夫婦間で紛争が起きて、その解決に裁判を要することがあるが、あらかじめ「養育計画」が決められていれば、そうした紛争を未然に防ぐことができる。もし、両親が養育計画を決めない場合は、米国では、裁判所が代わりに養育計画を決めることになる。両親は、調停制度を利用することもできる。

養育計画には、通常以下のようなことが盛り込まれる。

- * 親子の時間の予定表（身体的共同親権）
- * 子どもについての意思決定（法的共同親権）
- * 子どもの移動と引渡しの方法
- * 学校の長期休暇の過ごし方
- * 養育費の金額、支払い方
- * 紛争の解決手順
- * 学校への参加、成績や記録の共有
- * 身体的、精神的な健康管理
- * 会うための情報提供、住居の移動、海外旅行
- * 社会活動、学校行事
- * 宿泊つきの親子交流
- * コミュニケーション方法、相互の意思決定
- * 調停の利用
- * 医療保険とその費用負担
- * 親戚や関係者との交流
- * 税金の支払い、遺言

上記の項目のうち、養育費や健康保険などについては、国や州の法律によって規制を受けている。

米国の裁判所で聴聞が行われるより前に、両方の親によって養育計画の作成が行われていれば、それは「明記された」養育計画と呼ばれる。裁判官は、聴聞を行わずに、その明記された養育計画を容認することもできる。裁判官は通常、聴聞に進むよりも、両方の親に合意に至るように促す。統計的に言えば、家族法のケースのうち、90%から95%のケースでは、裁判官が決める前に、両親間で合意に達する。

米国

大半の州では、養育計画の作成を裁判所が命じなければならぬとする法律がある。非同居親の権利として、親子で過ごす最低限の時間と、最低限の接触が定められているが、養育計画は、そうした基準を満たすものでなければならぬ。もし、裁判所が命じる養育計画に、最低限の時間の記載が欠けているのであれば、上級裁判所へ控訴して修正を求めることができる。子どもがいる場合には、通常は、離婚の判決の一部分として、最初の養育計画が決められる。双方の親は、後日、引越しや児童虐待の問題や健康問題などにより状況が変わった

ときには、養育計画の修正を裁判所に求めることができる。

単独親権の場合、非同居親との距離が短い場合には、大半の州の裁判所が定める親子交流の頻度は、隔週で週末2日間と長期休暇の半分ほどである。非同居親との距離が長い場合には、移動の回数を減らすために、親子交流の時間を寄せ集めることが許される。両親は、標準的な養育計画とは異なる養育計画を採用することができるが、裁判官の許可が必要である。

州によっては、子どもが13歳くらいになれば、養育や養育計画について裁判所で証言する権利を持つ場合がある。通常は、子どもの証言は、裁判所の判断に大きい影響を与える。

養育計画には、いろいろな制限を付記したり、子どもとの交流に関しての全般的な注釈を付けることができる。例えば、安全確保に関する件、医学的ケアに関する件、スポーツ参加に関する件についての注釈を付けることができる。

イギリス

イングランドとウェールズのCAFCASS「裁判所についての、子どもと家族への助言と支援サービス」という組織は、非省庁型の政府機関であるが、「子どもを第一にする養育計画・別居する両親へのガイド」という小冊子を提供している。

オーストラリア

オーストラリアにおける養育計画は、双方の親の間で、裁判所の関与無しに作成されて文書化されるが、調停員が関与して作成される場合もある。そうした養育計画は、両親を拘束するものではなく、法的に強制するものではないので、反論することはできない。しかし、ひとたび裁判所の承認を受ければ、それは同意された命令としての効力を持つ。どの家庭もユニークであるので、決められた「標準的な養育計画」は存在しないが、養育計画の具体例を利用することは可能である。

養育計画は、法的に強制可能であるわけではないが、養育計画が両親の間で合意された後に、法的対応が取られた場合には、裁判所は慎重に対応し、合意された養育計画は、少なくとも合意時における両方の親の意向を反映したものであるとして重く評価される。

養育計画は、両方の親が合意すれば、多くの項目を盛り込むこともできるし、逆に簡素なものにすることもできる。支払うべき養育費は「オーストラリア政府の養育費部局」によって決められるので、養育費の取り決めは通常は養育計画には含まれない。

養育計画のサンプル

① 下のように、CRC（子どもの権利会議）がサンプルを公開しています。ただし英語です。文末には、子どもがサインするところもあります。赤ちゃんの場合は手形にするのでしよう。

<http://www.crickids.org/wp-content/uploads/Parenting-Agreement.pdf>

② 「子どもに会いたい親のためのハンドブック」p156に、養育計画のサンプルが載っています。雛形に、書き込んでいく形式です。

③ 中部共同親権法制化運動の会は、そのホームページ上に、米国のインディアナ州、カリフォルニア州の「面会交流指針」を掲載し、同会が作成した「共同養育計画案」を掲載しています。

http://chubu-kyoudousinken.com/swfu/d/aut0_35G8TT.pdf

http://chubu-kyoudousinken.com/swfu/d/aut0_PHvNNe.pdf

http://chubu-kyoudousinken.com/swfu/d/aut0_eGBdNP.pdf

第十五章 共同親権運動を遂行しよう

欧米の父親の権利運動

日本の「共同親権運動」は、欧米では「父親の権利運動」です。欧米においても、家庭裁判所の改革を求め、共同で子どもを養育する法律の整備を求める運動が行なわれています。

(1) 「家庭は父親を必要とする」 Families Need Fathers

「家庭は父親を必要とする」は、英国で最も大きい父親の権利グループです。私は、Wikipedia 英語版にある記事を訳して、日本語版 Wikipedia 「家庭は父親を必要とする」の項目を作成しました。

信条

- ・ 子どもは、両方の親と愛情に満ちた関係を保つ権利がある。
- ・ 両方の親は、平等に扱われなければならない。
- ・ 共同養育が推奨されなければならない。

- ・それぞれの親は、子どもの発達に関して、独特の貢献を行っている。
 - ・家庭裁判所では、国が資金を提供する調停サービスが利用可能でなければならない。
 - ・訴訟は、別居後の子どもの問題を解決するための好ましい手段ではない。
- 活動内容
- ・情報提供を行っている
 - ・家庭が崩壊した際のトラブルについての知識を広めている
 - （養育費、学校や病院、CAF/CASS、法廷での陳述など）
 - 本や小冊子を提供している、
 - 包括的なホームページを開設し、有益な情報を提供している
 - 定期的なニュースレターを発行している
 - ・電話による相談・月曜から金曜までの午後6時から10時まで（英国現地時間）
 - ・地方支部による会合・よく似た状況の人の経験から学ぶことができる。
 - ・親を支援する研修会・「前の配偶者とコミュニケーションを樹立する方法」や「怒りや喪失感や無力感などの感情の対処法」などの広範な問題を扱っている。
 - ・インターネット・フォーラムにおいて、会員へのサポートを行っている。
 - ・電話による接触を行うボランティアのネットワークを持っている。

- ・ マスコミやマスメディアに対して、講演や症例検討を提供している。
- ・ 家族政策のフォーラムやセミナーに参加している。
- ・ 政府からの問い合わせに答えている。
- ・ 議会に対してロビー活動を行い、法律家に働きかけている。

(2) 「父親と家族」 Fathers and Families

「父親と家族」は、米国で最も大きい父親の権利団体です。私は、英語版 Wikipedia にある項目「Fathers and Families」を訳して、日本語版 Wikipedia に「父親と家族」の項目を作成しました。

ビジョン

- ・ 親が離婚や別居をしても、子どもと双方の親との結びつきが保たれて、子どもは幸福であり、うまく行く。
- ・ 子どもは両方の親から養育や教えを受けるといふ自然権を持っている。
- ・ 社会は、子どもの福祉のために、父親と母親は同じように重要であると認識して処遇する。
- ・ 離婚や別居の際には、共同養育（共同親権）が基本的に採用される。
- ・ 離婚や別居の後で、裁判所は、父親と母親が別々に暮らして自分自身と子どもを養って

いけるように、養育費を決める。

基本的な理念

「共同養育」…ほとんどの離婚後の家庭や未婚の家庭にとって、共同養育は最良の解決である。

「性の平等」…裁判所には性の偏見がある。その是正を求める。

「人権の擁護」…裁判所は親の権利を軽視している。その是正を求める。

活動内容

「父親と家族」は、改革を求めて多くのことを成し遂げてきた。活動グループの中でも、望ましい法律の作成を働きかけて最も多く成立させている。家庭裁判所の改革を求める組織のうちで、最も有効な活動を行っている。

①一般の人への啓蒙

「父親と家族」は、子どもを愛する父親の声をメディアに届けている。家庭裁判所を改革する必要性を訴えて、恒常的にメディアに登場している。

②ロビー活動

「父親と家族」は、家庭裁判所を改革する法律の成立を目指して活動を行っている。全米の各州において共同親権のための多数の法律を成立させている。

③ 法的弁護の提供

「父親と家族」は、提携する州の上級裁判所のケースにおいて、法廷助言者が提出する意見書を提供し、自分たちの立場を主張している。

④ 意見の送付

オピニオン・リーダー達に、組織の意見を送付している。「父親と家族」は、共同養育と家庭裁判所の改革を促進し、子どもが抱える大きな問題の解決を求めている。

⑤ 研究

「父親と家族」は、科学的研究に基づいて「家庭裁判所を改革すれば、子どもの大きな問題が減る」という声明を発表した。子どもの大きな問題とは、児童虐待、学業成績悪化、気分が落ち込むこと、孤立すること、粗暴な行動、不健康、10代の妊娠、薬物依存、将来の家族関係が悪化することである。

⑥ 強力な支持者を増やすこと

支持者の獲得を目指している。「父親と家族」のウェブサイトやEメールの読者は5万人を超えている。

⑦ 会員数の増大

「父親と家族」には、活動を支える多くの会員がいる。会員は、着実に増加している。20

10年には、会員から年間3000万円の寄付が集まり、使命達成のための活動を可能にした。寄付は毎年増えつつある。

活動成果

「父親と家族」は、全米各州において、共同親権に関する法案を多数成立させている。成立した法律のリスト参照。

<http://www.fathersandfamilies.org/father-and-families-accomplishments/>

英語版 Wikipedia 「父親の権利運動」の記事より

以下は、英語版 Wikipedia 「父親の権利運動」にあった記事です。

- (1) 2004年に、マサチューセッツ州の有権者の一部に対して調査が行われ、共同養育を法律上の原則とすべきかどうかについての意見が尋ねられた。そうした質問の一つは次のようであった。

「この州から選出された議員は、次のような法案に賛成すべきだと思いますか。」

『小さい子どもがいる場合の別居や離婚の手続きにおいて、裁判所は、片親が不適切であると判断したり両親が他の案に合意するの でなければ、現在ある養育費や虐待防止の法律に従

った上で、各親の基本的な権利を尊重して親権と監護権を各親に分担させ、子どもの権利を尊重してそれぞれの親と共にいる時間を可能な限り長くするべきだとする法案。

このような質問に対して、84.5%の人が「賛成すべきだ」と答え、15.5%の人が「反対すべきだ」と答えた。

(2) 法律SB1628。米国上院議員のIris Martinez氏と下院議員のDeborah Mell氏によって提案された法案の内容は、次の2点であった。第1点は、父親の権利法とその他の法律を修正して、父親であることの承認や訴訟手続きや行政法裁判に際して、父親としての権利に関する判決が下される前に、DNAテストによる親子鑑定を受ける権利が保障されていることを双方に知らせることである。第2点は、刑法の面会妨害の部分を拡張修正して、片親が、他の親の養育時間や子育て時間を持つ権利を侵害すれば、それは犯罪になることである。それ以前では、面会妨害だけが犯罪であった。

(この法案は2009年8月11日に成立した)。

(3) 2006年5月22日、オーストラリア議会は、家族法の修正法2006年(共同養育の責任)を可決成立させた。この法律は、「等しく分担する親としての責任」という概念を通じて、子どもについて決定する責任を、両方の親に負わせるという法律である。この法律は、可能な状況下であれば、子どもがそれぞれの親と等しい長さの時間

を過ごせるように、裁判所が命令することを考慮するように求めている。しかし、この法律は、「子どもが両親と等しい時間を過ごせるように裁判所が命令しなければならぬ」と述べているわけではない。

(4) ドイツでは、片方の親は、単独養育を求めて、家庭裁判所に提訴することができる。

家庭裁判所は、共同養育をせずに単独養育をすることが、子どもの最善の利益に合致する場合のみに、そうした提訴を許諾する。イタリア議会は、2006年1月に共同養育を原則とする法律を可決した。オランダにおいても、裁判官は、単独育児が子どもの最善の利益にかなう場合のみに、単独育児を容認する。ノルウェイも、ドイツとほぼ同様である。

(5) 英国労働党は、2005年の選挙で、以下のようなマニフェストを掲げた。

別居ないし離婚をした親は、いずれの親も、安全である限り、子どもと意義のある関係を維持する責任を負っている。我々は、調停を早期からより多く活用することにより、争いを減らして和解を促すような改革を進めている。同居していない親も、子どもの養育にかかる費用を公平に負担をしなければならず、我々は、児童養育費徴収局が可能な限り公平で効率的に徴収する職務を遂行するように努力している。親子の交流についての裁判所の命令は、両方の親が子どもの発育に重要な役割を果たすことができるように、子どもの最善の利益に

従って強制されるべきであることを、我々は確認する。

記事の出所は以下のようです。

(1) と (2) は、英語版 Wikipedia の「アメリカ合衆国における父親の権利運動」
Fathers' rights movement in the United States じゃ。

(3) と (4) は、英語版 Wikipedia の「各国における父親の権利運動」Fathers' rights
movement by country じゃ。

(5) は、英語版 Wikipedia の「英国における父親の権利運動」Fathers' rights movement
in the United Kingdom じゃ。

ジーン・シャープ博士の理論から学ぶ

ジーン・シャープ博士は、アメリカの政治学者です。ジーン・シャープ博士の本「独裁体制から民主主義へ」は、世界中で読まれており、独裁政権を現実に倒す際の理論的支えになっています。ジーン・シャープ博士の理論は、独裁政権を倒す場合だけでなく、市民の権利運動を行う際にも、参考になることが多くあります。

私は、英語版 Wikipedia などでジーン・シャープ博士について調べて、日本語版

Wikipediaに「ジーン・シャープ」の項目を作成しました。

以下は、ジーンシャープ博士の主張と、それに対する私の反応です。

(1) 「現状を分析する必要がある」

日本の現状は、離婚に際して、弁護士は親に子どもの奪い合いをさせて紛争を激化させています。裁判官は、片親だけに養育をさせて、弁護士に協力しています。

(2) 「政権の外にある組織の協力が必要である」

宗教団体、労組、大企業、学校、地方自治体などの協力が必要です。現状を説明して、問題点を把握してもらう必要があります。

(3) 「運動のシンボルカラー、シンボルマークが必要である」

黄緑リボン kindori-ribbon がそれのようです。

(4) 「英語のスローガンを掲げよ」

The Best Parent is Both Parents (良親は両親)

Kids Love Both Parents (子どもは両方の親が好きです)

Stop Child Abduction (子どもの誘拐をやめよ)

(5) 「周到な計画が必要である」

最終目標は、各親ともに子どもの時間の30%以上を、子どもと一緒に過ごすこと

中間目標は、法的親権を共同または交互に行うこと

当面の目標は、協力してくれる既存組織を増やすこと

また、メディアを通じて広報を行うこと

また、紛争中の当事者に情報提供を行うこと

選挙を通じて、各政党に圧力をかける

共同養育は、国民の支持があることを広報する

ラジオやテレビで宣伝をする

支持者にお金を出してもらおう

経済的抵抗を行う（弁護士に経済的利益を与えない）

(6) 「行動計画を公開すべきである」

今、何をどうするつもりかが皆にわかります。

(7) 「いくつものステージに分けた行動計画が必要である」

ジーン・シャープ博士は198の方法を列挙しておられます。

ステージ別の行動計画があれば、次にすべきことが明らかになります

(8) 「些細なことで消耗しないよう」

限られたエネルギーを、最も効果的な部分に投入する必要があります。

(9) 「相手の強い点を把握する」

裁判官は、権力の重要な一端を握っています。

政府は、自分に有利な判決を出してもらうために、法曹の利益を守ります。

法曹は、政権や大企業などと、利益共同体を形成しています。

共同親権運動の担い手に対して、相場より厳しい判決を出すことも予想されます。

(10) 「相手の弱い点を把握する」

憲法、条約、法律に拘束されません。

弁護士や裁判官自身も、離婚により子どもに会えなくなることがあります。

現に、子どもの権利条約を守っていません。

弱者の権利を守るといふ職業倫理に違反しています。

外国で重罪とされる連れ去りを、日本では弁護士が勧め、裁判官が容認しています。

(11) 「味方の強い点を把握する」

共同親権は世界の趨勢であり、諸外国は共同親権制度を採用しています。

科学的研究も共同親権を支持しています。

国連や、ユニセフも、両方の親が十分に子どもに関わるよう勧めています。

諸外国も、ハーグ条約の批准など、日本に圧力をかけています。

国民の支持があります。

子どもも父親に会いたがっています。

必ず勝てる戦いであり、いずれ日本でも実現すると予想されます。

(12) 「味方の弱い点は何か」

子どもを連れ去られた多くの親のうち、わずかな人しか組織されていません。

(多くの人は、自分の問題を解決したいだけで、国家の問題の解決には関心が薄い)。

情報提供が十分ではありません。

短期目標や、中期目標が明確ではありません。

次のステップへ移行する行動計画が明確ではありません。

そもそも日本では、社会運動は、あまりうまく行っていない。

(13) 「小さな成果も祝うべきである」

集会の成功とか、会員数の増加とか、情報の共有などです。「子どもに会いたい親のためのハンドブック」の出版は、大きな成果です。

(14) 「当局の転向(意見を変えること)は、減多に起こらない」

表面的な変化はあるにしても、実質部分は、めったに変わらないということです。この点をしっかりと確認すべきです。

(15) 「調整（部分的な手直し）は時々起こるが、我々の行動の目的ではない」

昨年の民法改正は、こうした調整です。面会交流の実態は、あまり変わっていないようです。ハーグ条約が批准されても、多くの日本人の面会交流時間は、あまり変わらないでしょう。それらは実質的な意味の少ない調整です。

(16) 「相手の残虐さを予期すべきだ」

相手は、子どもと親を引き裂いても平気なのです。子どもの精神的疾患が増えても平気です。運動が力を持つようになると、相手は、もつと嫌なことをしてくるでしょう。リーダーが誰か分からないようなカモフラージュが必要かもしれませぬ。米国に依頼して、代わりに発言してもらうことも考えられます。

(17) 「外国はあてにならない」

外国は、自国の利益のためにしか動きませぬ。日本も、外国の民主化のために、自分の痛みを伴うような努力をしていません。

(18) 「勝利は一つ一つのステップを重ねることにより得られる」

最終目的だけでは、途中のモチベーションが維持できません。小さい目標をたくさん作って、その達成を喜ぶ必要があります。

(19) 「警察官に石を投げる必要はない」

警察官も離婚すると子どもに会えなくなります。弁護士も裁判官も同じです。仲間なので、仲間に石を投げる必要はありません。

(20)「運動に暴力を持ち込む者を運動から排除すべきである」

ジョン・シャープ博士は、「国家権力者は、強力な暴力装置を持っている。国家権力に対して暴力で戦おうとするのは、相手の最も得意な分野で戦うことだ」と述べておられます。

平成25年5月

堀尾英範

1953年生まれ

東大保健学科卒業

東大大学院保健学修士課程修了（疫学）

家裁調査官補試験合格（心理）

上級公務員試験合格（心理）

神戸大学医学部卒業

勤務医

子連れの離婚をする前に

The Best Parent is Both Parents

平成25年7月10日 発行

著 者 堀尾英範

©Hidenori Horio 2013 Printed in Japan
